

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

近畿支部報



高野山 根本大塔（和歌山県）

近畿支部報第 64 号の発行にあたりまして、賛助広告をいただき誠にありがとうございました。

賛 助 広 告 一 覧 表

株 式 会 社 関 西 補 償 問 題 研 究 所

キ タ イ 設 計 株 式 会 社

株 式 会 社 産 業 工 学 研 究 所

株 式 会 社 サ ン コ ム

株 式 会 社 三 和 綜 合 コ ン サ ル

正 和 設 計 株 式 会 社

株 式 会 社 タ カ ダ

株 式 会 社 帝 国 コ ン サ ル タ ン ト

テ ク ノ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社

内 外 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社

株 式 会 社 日 新 企 画 設 計

株 式 会 社 N I S S O

(五十音順)

CONTENTS

近畿支部報
Vol.64 2015.8

●賛助広告一覧表

●近畿支部標準補償算定システムのご案内

●特集 第39回通常総会	1
支部長挨拶 (一社)日本補償コンサルタント協会 近畿支部 支部長 松本 道彦	3
来賓挨拶 国土交通省近畿地方整備局 用地部長 大原 孝明	4
本部長挨拶(代読) (一社)日本補償コンサルタント協会 副会長 麻生 敏雄	5
●講演会・講習会・研修会	
◆「安倍政権の今後と日本の行方」	
経済・経営評論家 泉 和幸	7
◆「平成27年度 第一回実務研修会」	
講師 (一財)経済調査会 市川 啓次郎	33
◆「第一回補償標準算定システム操作研修会」	
テクノコーポレーション(株) 中村 稔人	69
●コラム「丹波路を辿りながら」	
(株)ユニオンリサーチ 白井 俊一	71
●親睦委員会便り 平成27年度上期編	
近畿支部 親睦委員会 委員長 吉岡 敏郎	73
●支部だより	77
1) 支部役員会及び委員会の動き	
2) 講演会・講習会・研修会の開催	
3) 会員親睦行事	
●会員の動向	85
●会員名簿	86
●編集後記	91

JCC近畿支部標準補償算定システム

Windows10,8,7,に対応 ※64bit版はWOW64での動作確認済み

**平成27年度に対応しました
基準・仕様・機能もさらに充実！**



当近畿支部では平成24年度より「**近畿支部標準補償算定システム**」を独自開発し、会員の統一ソフトによる運用を開始しております。

さらに官公庁様に対しましては、このシステムを使用した成果品仕様の採用についての要望活動を行い、多くの官公庁様よりシステム活用についての前向きなご意見やご要望と共に採用のご理解を頂きました。

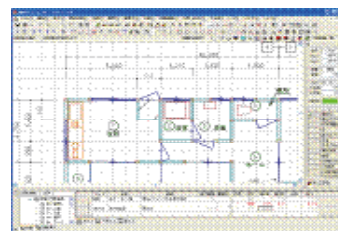
システムの主な特徴

- ◆特に、建物算定では精度向上とスピードアップが期待できます！
- ◆再算定による「単価入替」も、僅かな時間で手間いらず！
- ◆面倒な廃材処理も、建物・代価表・工作物も含めて各起業者仕様で詳細に集計！
- ◆補償算定の一連はもちろん、業務に合わせて部分使いが可能なシステムです。
- ◆受注業務・所有者単位でデータを管理し、受け渡しはそのまま送信が可能！
- ◆図面はDXFに、帳票はExcelに変換可能！DXFからの読み込みも可！
- ◆ネット認証の使用ライセンス方式を採用！インストール台数には制限なし！
- ◆社内でも算定仕様の標準化とデータの一元管理ができ、管理者不要です。
- ◆基準・単価変更でも社内でのメンテ作業は手間いらず。人件費も経済的です。
- ◆データの排他制御を搭載！複数の作業による同時進行も可能です。
- ◆システムの改修は随時提供されますので、常に最新の状態で利用できます。

◆最新の補償基準・様式・システム環境に対応済みなので、今後の運用にも安心です。

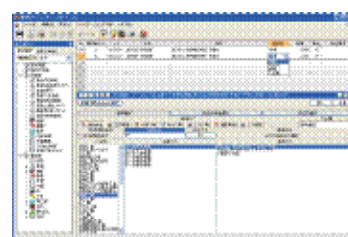
＜木造建物CAD＞※CADを利用しない方法も可能。

- ◆図面を作成しながら、数量計算式を確認可能
 - ◆図形の修正に併せて、集計表や数量根拠が自動変更
 - ◆同じ仕上げは、ドラッグアンドドロップで簡単複写
 - ◆建具番号は、同一規格同一番号も含めて自動設定
- ※補償に特化した専用CADだからこそできる機能です。
※その他にも多彩な汎用機能で図面作成を支援します。



＜木造建物積算＞※数量計算のみの使用でも便利です。

- ◆木造建物CADからの完全連動で、数値の変更もリアルタイムに処理が可能！
- ◆仕上げの設定は、部位ごとに用意された中から簡単選択
- ◆連動しなくても充実した機能を用意しています。
- ◆合成単価（代価表作成）にも対応。



＜非木造建物積算＞

- ◆用途・構造等による雛形を利用すれば入力手間を削減
(テンプレート機能)
- ◆入力済みの数量を利用すると、修正の際も同時変更
(参照機能)
- ◆煩わしい「廃材運搬・処分費」の算定も一気に解決

＜工作物・立木・動産・移転雑費＞

- ◆工作物 … 「平成22年度改定 附帯工作物調査算定要領」へ対応済み
- ◆立 木 … 「調査書・算定書」が調査表入力と同時に作成ができ、作業効率は抜群
- ◆用材林 … 項目区分別に集計が可能。複雑な基準適用や単価入れもスムーズです。
- ◆動 産 … 調査エリア別に集計し、体積・重量別に台数の算出が可能
- ◆移転雑費… 一連のシステムに連動し、集計表と連動します

サポートサービス

- ◆近畿支部主催によるシステム研修会を毎年2回程度行います。実務レベルで使える研修を行います。
- ◆導入・使用についてはシステム開発会社による経験を積んだ専門スタッフが対応します。
- ◆年間サポート契約のご締結により、操作等に関するお問い合わせ対応、最新版プログラムの更新やメールによる各種情報のご提供等、充実したサポートサービスが受けられます。



補償実務者のアイデアが生かされた期待のシステムです

「近畿支部標準補償算定システム」は、近畿支部・補償業務委員会・補償理論システム部会により、近畿全府県に対応した実務者による基準運用の研究を重ね、様式の開発とシステムの監修を行った**近畿支部独自の補償システム**です。**建物・工作物はもちろん、立木（庭木・用材林）、移転雑費の算定まで可能なシステムは、物件調査算定を行っている会員の多くが既に導入を済ませて成果品の納入処理を開始しています。また、「成果品の評価も良く、新規導入でもシステムに慣れることによって業務が効率かつ迅速に行えた」との報告がありました。**

近畿支部では会員のシステム研修会を定期的に行う事で、違算等の減少及び業務効率の向上を図って参ります。

本システムは、会員・非会員・官公庁様を問わず導入頂けます。

導入の申込みとご相談は、下記までご連絡ください。

(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部・事務局

TEL 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816

平成27年度 近畿支部第39回通常総会を開催

平成27年度近畿支部通常総会は5月22日(金)大阪キャッスルホテルにおいて、来賓として国土交通省近畿地方整備局から大原孝明用地部長、小林良樹用地調整官、濱野 洋用地調査官のご臨席を賜り、下記総会次第により開催されました。

1. 支部長挨拶
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 議長の選任及び議事録署名人の指名
5. 議事
 - (1) 議案第1号 平成26年度近畿支部事業報告承認の件
 - (2) 議案第2号 平成26年度近畿支部一般会計収支決算承認の件
(監査報告)
 - (3) 議案第3号 平成27年度近畿支部事業計画(案)報告の件



- (4) 議案第4号 平成27年度近畿支部収支予算(案)報告の件

(5) 議案第5号 近畿支部 役員補選の件
先ず、松本支部長から、平成26年度は日本補償コンサルタント復興支援協会が発足し、全国の332会員、近畿支部でも32会員が加入して復興支援業務に活躍している。今後も引き続き復興支援にご支援をお願いしたい。





また、我々の状況は地域によって差はあるが、前政権下から見るとかなり経営状況は改善してきたように思えるがまだまだ充分なものではない。我々はこれまでの厳しい時代を大幅な人員削減など相当の企業努力をして乗り切ってきたがこれにも限りがあり、引き続き起業者の皆様の一層のご配慮をお願いしたい。

そのためにも我々は起業者の皆様方の期待に応えなければならないが、当協会でもようやくCPD制度が導入され、平成28年度の運用を計画している。補償業務管理士の登録更新にはこのCPDポイントが必要になるとの計画で進んでいるため近畿支部でも有意義な研修をやり会員皆様の資質の向上に寄与できるよう今後より一層頑張っていかなければならないと考えています。いずれにしても我々は、今後まだまだ当協会が発展していくように努力していかなければならない。

そのためにはまだまだ引き続き超えていかなければ

ならないハードルはたくさんあるが、一歩一歩会員皆様と手を携えて努力していきたい。

との挨拶があり、続いて、本部の麻生副会長が吉田会長の支部総会のお祝いと連帯の挨拶を代読され、引き続き、近畿地方整備局の大原用地部長から、近畿地方整備局の今後の事業展開の紹介と共に補償コンサルタント協会会員に対する期待と激励を込めたご祝辞を頂戴いたしました。

続いて、総会は各議事の審議に入り、各議案とも原案どおり可決されました。

総会後の講演会では、経営・経済評論家の泉和幸先生に「安倍政権の今後と日本の行方」とのテーマでご講演をいただき、聴講する会員約93名が大きな感銘を受けました。

その後会場を移して、懇親会となり和気藹々の談笑のなか、総会の全ての行事が閉会となりました。





支部長挨拶

(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部

支部長 松本 道彦

皆さんこんにちは。日本補償コンサルタント協会近畿支部第 39 回通常総会に多数ご出席いただきありがとうございます。

来年は 40 回になろうとしています。もしかしたら、この中に近畿支部設立時には、この世に生を受けておられない方もいらっしゃるかもしれません。そういう意味では協会の歴史に非常に重いものを感じるところであります。

我々がここまで営々とやってこられたのも、今日で来賓でお見えの近畿地方整備局大原用地部長、小林用地調整官、濱野用地調査官他多くの方々のご支援があればこそであり、改めて御礼申し上げます。

部長にお話を伺いますと、今日は非常にタイトなスケジュールだそうで、そういった中をわざわざお越し頂いたこと、心より謝意を申し上げますところでございます。

また、部長におかれましては、平成 26 年度に各県 1 社の企業訪問をして下さいました。その場で色んな声を聞いて頂きましたが、我々にとって非常にありがたいことであり大きな励みになるところであります。これについても重ねてお礼を申し上げます次第です。

また、本日は本部より麻生副会長が会長の代理としてお見えでございます。大所高所から我々近畿支部に対してのご意見を頂ければ幸甚に存じます。

さて、昨年を振り返ってみますと、まず特筆すべきは日本補償コンサルタント復興支援協会が発足したことであります。全会員に加入を呼びかけたところ全国で 332 社の会員の加入がありました。当支部からは 32 社の加入があります。現時点においても大変復興支援に関してご活躍を頂いておるところであります。今後ますます御協力頂ければと重ねてお願いする次第であります。

この復興支援協会の運営について、当支部の川畑副会長が八面六臂の大活躍で協会をリードして頂いている事をお知らせしておきます。

我々の状況は地域によって幾分差があるように思われます。もちろん何年か前の前政権の時に比べるとかなり経営状況は改善してきたと言えますかと思いますが、これで充分かと言えば決してそうではありません。あの厳しい時代を乗り切るために会員の皆様方は、スリム化等血の出るような企業努力をなさった結果今日があると言っても過言ではありません。しかし、我々の自助努力にも限りがあり、起業者の方々のより一層のご配慮をお願いするところです。

幸い、我々技術者の日額人件費もアップされました。また諸経費率も改善されています。あと、仕事が増えてくれば我々にとって良い未来が待ち受けていると言えようかと思います。

どのような状況にあれ我々は起業者の方々の期待に応える努力をしなければなりません。そう言った意味では当協会でもようやく CPD 制度が導入されようとしておりますが、朗報と云えます。平成 28 年度には開始される予定で、27 年度はその準備期間であり、補償業務管理士の登録更新時には CPD ポイントが必須になると聞き及んでいます。近畿支部においても有意義な研修をやり、会員皆様のためになる協会活動に取り組み、より一層当支部が発展していくように努力していかなければなりません。

皆様方にとって良い事業、楽しい事業を展開しつつなおかつ健全な支部運営を心がけていかなければならないと考えています。

近畿支部の会員の拡大は喫緊の課題であり、そのためにはどうすれば良いのか、会員皆様方一人一人に勧誘をして頂くのも 1 つの方法かとも考えています。まだまだ超えなければならないハードルが多くありますが、会員の皆様と手を携えて一歩一歩努力する所存であります。今後とも協会活動にご協力いただきますようお願いいたします。併せて、今日の総会が有意義なものになるよう祈念いたしまして冒頭の挨拶といたします。



来賓挨拶

国土交通省近畿地方整備局

用地部長 大原 孝明

近畿地方整備局用地部長の大原です。

この度は一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部第 39 回通常総会にお招きいただきましてありがとうございます。そして総会の盛大な開催をお祝い申し上げます。

近畿支部、それから会員企業、会員企業の社員の方々には、日頃から用地補償業務にご協力をいただいております。この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

さて、最近の近畿地方管内の動きを見ますと、大阪湾岸道路西伸部につきましてはその事業化を求める決起集会が開催されるなど早期事業化に向けた動きが起こっております。また、淀川左岸線延伸部につきましても都市計画の変更の手続きに入っております。これらの新たな事業でも近畿地方整備局が一定の役割を果たすことが期待されておりまして、皆様と一緒に我々も事業を進めていける日が近い将来に来ることを楽しみにしております。その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

都心部ではこのような事業が進んでおりますが、地方部に行きますと「山陰近畿自動車道」ではご存じのとおり今年度、大宮峰山・大宮森本 IC 間が事業化しております。これは権限代行で国が工事を行いますので、またこれらにつきましても皆様のお力を借りて適切に業務が出来ることを楽しみにしております。

道路だけでなく河川関係につきましても、最近の水害は被害が甚大化しており、例えば淀川水系

では嵐山での越水の風景は今でも思い起こされますが、この嵐山で河川整備事業を進めるに当たっては、ご存じのとおり上流の前に下流の治水安全率を高めなければなりませんので、淀川水系の下流で早急に事業が進められなければなりません。今後広い地域で用地買収を伴う河道掘削や引堤の工事を成し遂げていく必要がありますので、これらにつきましても皆様の今後の御協力を賜ればありがたいと思ひております。

会員企業の皆様につきましては、昨年来近畿支部からご紹介を得た会員企業を回って近畿地整に対するご要望をお伺ひするヒアリングをさせていただきましたが、「会社として地域に貢献していくんだ。」と言うお声をいただいたり、「事業承認や事業認定の業務も頑張っていくんだ。」、「女性をもっと活用していきたい。」といった多様かつ力強いお言葉を聞かせていただきました。

我々近畿地整といたしましても、皆様の日々の業務環境を改善できるよう業務発注の方法などを見直してまいりたいと考えておりますので、忌憚のない多くのご意見を賜れば幸いです。

以上、皆様のますますのお力を得まして、一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部、そして近畿地方、さらには我が国が今後とも発展することを祈念いたしまして私からのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。



本部会長挨拶

(一社) 日本補償コンサルタント協会
副会長 麻生 敏雄
(代読)

本日ここに、一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部の第 39 回通常総会が、このように盛大に開催されましたことを心からお慶び申し上げます。

また、本日は、多くのご来賓の皆様に、公務ご多忙の中ご臨席を賜り、心から御礼を申し上げます。

通常総会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成 27 年度の国土交通省の公共事業関係費を見ますと、前年度とほぼ同水準の 5 兆 1767 億円で、「東日本大震災からの復興加速」、「国民の安全・安心の確保」、「地域の活性化」及び「成長戦略の具体化」の四分野に重点化され、これら課題に対応した施策の効果の早期実現を図ることとされております。

特徴といたしましては、財政健全化へ向け、政府全体で歳出抑制圧力が高まる中、下げ幅が止まり横ばいで増加傾向に転じたものと言えます。

また、昨今の情勢を見ますと、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック、さらには平成 25 年 12 月に成立した国土強靱化策などにより、今までの削減の流れが変わり、ようやく良い兆しが見えてまいりました。

今後は、「東日本大震災の復旧・復興」を始め、「巨大台風や首都直下・南海トラフなどの巨大地震に備えるための防災・減災対策」、「高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化対策」、「東京オリンピック・パラリンピック」、「リ

ニア中央新幹線」、「国家百年の大計といわれる国土強靱化策」等々に、如何に対応していくかが、私達補償コンサルタントの大きな課題となっているところでございます。

さて、東日本大震災に伴う被災地等の復旧・復興事業につきましては、会員の皆様のご理解・ご協力を賜り、協会の全組織を挙げて取り組んで参りました。

ご案内のとおり、昨年 4 月に、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会が設立されました。今後は復興支援協会と連携・協力をして、被災地等の復興等事業を支援していくこととしております。

被災地等の現状は、大震災発生から 4 年を経過した今なお、復興には程遠い状況にあります。会員の皆様におかれましては、復興支援協会が実施する復興支援業務につきまして、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、協会におきましては、「本部、支部及び都府県部会を通した協会全体の研修体系の再構築」、「CPD（継続教育）制度の創設」、「総合補償部門の業務あるいは固定資産家屋評価補助業務などの業務領域の拡大」、「継続的な経営改善の実施」など、解決すべき課題が山積しております。これらの課題の解決を始め、協会運営を円滑に行うためには、協会活動の源である支部・都府県部会の意見、活動等を直視し、地方・地域の真のニーズに応える自主性・創意性をも尊重する視点に立ちながら、協会全体としての運営を行っていかねばならないと考えております。

会員の皆様には、支部あるいは都府県部会の活動を更に活発にし、問題意識を共有しながら解決に向かう努力をお願いしますとともに、今年度の事業の実施等につきまして、ご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

私達の使命は、法令を遵守することはもちろんのこと、時代が求める企業の社会的責任を果たして、起業者の信頼と期待に応えることにあります。

そのためには、

- ・協会の倫理綱領を遵守し、特に「会員の資質と品位の向上」、「会員相互の協力」を図り、
- ・真の企業の社会的責任とコンプライアンスを自覚・確立し、

その上に立って、

- ・会員それぞれが発注者から選ばれる力を高めて、技術力を遺憾なく発揮してよりよい方を提案する真のコンサルタントに成長し、
- ・起業者の皆様の最も信頼できるパートナーとしての専門家集団を目指す必要があります。

日常業務を通じ倫理観を備えて、誇りと自信を持って新たな時代を担う業務展開を目指して、この一年間皆様とともに協調・協働して参りたいと考えております。

申し遅れましたが、近畿支部を始め協会の今日がありますのも、本日で臨席を賜りましたご来賓の皆様の日頃のご指導の賜でございます。

この場をお借りいたしまして御礼を申し上げますとともに、今後とも変わらぬお力添えをお願い申し上げます次第でございます。

最後になりましたが、近畿支部及び会員の皆様並びにご来賓の皆様の今後の更なるご活躍・ご発展を御祈念申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

平成27年5月22日

(一社) 日本補償コンサルタント協会
会長 吉田 昭夫
代読 (麻生 敏雄)



「安倍政権の今後と日本の行方」



経済・経営評論家

泉 和 幸 氏

泉でございます。今日は標題についての所見を披露いたします。

さて、今朝の日経新聞の一面トップにアジア新興国の新興に 13 兆円、5 年かけて本格的な協力をという記事が出ていましたね。その横に「AIIB」（アジアインフラ投資銀行）と言われる中国が中国のために中国によるアジア・インフラ強化のための資金援助というプログラムが対比されています。日本が代表するアジア開発銀行の「ADB」と明らかに対抗する動きですね。日本とアメリカはこの中国に主導権を握られるようなインフラの整備計画よりも、こうしたやり方が具体的にあるのだという日米合作の対応です。この新聞を読んでわくわくわくわく胸を躍らせた人と、「安倍首相は、何かまた大風呂敷を広げよったな」という見方をする人と二通りあると思いますが。アジアを舞台とする金融戦争の始まりであり、井伊掃部頭直弼が日米修好通商条約を結んだ決断と非常に似通ったところがあるかと私は思います。つまり今まで日本は鎖国状態でしたが、これからグローバル時代における国際化の大きな波がひたひたとやってきたときに、日本の国の国内におけるインフラ整備を完了し、今後は、アジアにおける新興途上国のインフラ整備に我々の英知が質と量を伴いながら、貢献するという「開国の狼煙」が上がったというかたちでこのニュースを読まなければならないのではないかなと私は今日、朝、

大変嬉しい目覚めを経験いたしました。

今日のテーマは「安倍丸」は果たして無難な航海をするのかどうか、今後の行方について見解を問うという皆さん方の注文でありますから、それに私は応えていかなければいけないと思います。

入れ歯接着剤を付けすぎましていささか唇が乾いておりますが、水を飲ませていただきたいと思います。接着剤というのはめったに使っちゃいけませんなあ。今日、入れ歯が、三枝じゃありませんけど、大事な新婚さんいらっしやいの真っ最中に入れ歯が飛んだという事件がありましたね、この間「絶対に今日は失敗できんで」と思って接着剤を塗って来たんですよ。案の定、唇が乾きました。でももう大丈夫です。

今日の話は次のように展開するということをまずお考えいただきたいと思います。鎖国体制から新しいアジアに向かっていくときに従来の国内的な企業、並びに政府、その中間に立ちながらコーディネーションパワーを発揮してきた皆さん方はこれから新しいアジアワイドな形で日本の国内法をさらに国際的なルールに準拠しながら、政府が動いていくときにつかず離れず、むしろそれにぴったりと寄り添いながらアジア 6 億人の期待に応えるようなプレゼンスを展開していかなきゃいけないという開国の自覚、これを今日は私なりに皆さん方に訴えていきたいと思っています。

従来型、国内的なインフラ整備に貢献する公共

事業の潤沢な一つの調整作業を一転開花させて、意欲満々たる開発途上国は日本の英知に心から期待を寄せています。それは大資本が出てきてくれることに対する期待と同時に、その大企業の活動範囲がただ一過性の資金援助だけ、一過性の企業誘致ではなくて、どのように自分の国の法律に合致させながら企業のあり方を厳密に吟味していくかということを重視していくことになるでしょう。

皆さん方が今まで公共事業への倫理的にしっかりと王道を歩きながらやってこられた道筋というものこれからアジアに伝達していく重要な役割がそこにあぶり出されてまいります。つまり、開国に対するノウハウはまだない、ないけどもいつ何なりと政府がそういう方向に向かって新興国の公共事業を本格的に効果のある効率的なものとするためには我々の力がもっとも必要である。表向きは企業に任すが、その企業進出の裏側の地道ではあるけれども足が地に着いたアジアの各国のインフラをどのように整備していくかということは、これは中国が売り出して参りました「AIIB」ではとても解決できるものではありません。現

に日本とアメリカとはその「AIIB」の方向に対して、公平性と業務発注に伴うあるいは資金援助にともなう北京の思惑が濃厚に反映するようなシステムでは信頼できません。だから6月の末の協定書ができあがるまでは情勢を見ようというのが今の日米の判断であります。私は見事な判断であろうと思います。それまでに中国の「元」という通貨が本格的に評価が下がっていくという、「元」の暴落があるかもわからないし、中国の国内の様々な暴動、こういったものを内政上、習近平政権はどういうふうに乗り越えていくのかという不安も伴う中で、なぜか、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアが加わってきた、あの欧州の人たちが大挙して加わった「AIIB」だけども果たしてスタートをきることができるのだろうか。そのスタートをきっていくためには日本とアメリカとが大いに協力しなければならないはずであるけれども、しかしながら、その方向性に大いに疑念が残っている。一番大きな疑念は何か、「AIIB」の資金背景、資金構成の問題であります。つまり、その参加国の経済規模に応じた出資金を求めるというのがございますけれども、日本とアメリカの経済規



模からみて、中国は一番に横綱が大関を期待するぐらいな大きな期待があります。その両者が入らないことによってヨーロッパの期待に応えるようなこの「AIIB」の本部はどういう資金背景の配分を考えていくのだろうか。やはり本格的にこの5月から6月にかけて日本の参加を習 近平国家主席は振り上げた拳を上手に降ろしながら何とか近づいてくるだろう。そしてそれにはロシアが日本にも何とかこの中国とロシアが中心となっている「AIIB」に歩み寄ってもらいたいという外交上のアクションをおこすに違いないというのが私の一つの仮説であります。

その前触れかもしれませんが、プーチン大統領の側近といわれる秘書がやって参りました。日本で北方四島問題がありますが、この動きは明らかにロシアが欧州のG8からG7に追い出されたウクライナ問題の打撃を中国の買い付け協力（天然ガス）に大いに期待を寄せながら、何とか日本とも関係修復をとのプーチン大統領の思惑がいよいよ露骨になってきた一つの証拠であろうと思います。ちょうどベーリング海が雪解けになりまして、あの北海開発にともなう様々なエネルギー資源は太平洋に向かってベーリング海から一気に出てこようとする重大な2015年のこの変化。そこでプーチン大統領の考えております世界戦略は太平洋に深い鍵を持つ

てきたのは当然のことであり、戦後70年、まだ平和条約を結んでいない日本との間に何としても結ばなきゃいけないという動機は日本よりもロシアのほうが高いはずであります、それをあたかも後ろのほうで大して期待をしていないような顔をしながら近づいてくるこのロシアの対日外交、これは非常におもしろい。

そのおもしろさの裏側にはもっとおもしろいことがあります。ロシアは中国と一枚岩のような格好をしておりますが、ロシアの持っております大きな危惧。それは何かといいますと、習 近平国家主席が打ち出してきました新シルクロード構想に伴う、陸のシルクロードと海のシルクロード。この両者をやられることは海はともかくとして、陸はユーラシア大陸における同盟、ユーラシア同盟というのを打ち出して参りましたプーチン大統領としてみれば、何のことはない習 近平国家主席の新しいシルクロード構想は確実にカザフスタンからトルクメニスタンに至り、さらにはカスピ海を越してグルジアにまで影響するような考え方に無条件に同調するわけにはいかない、特にサウジアラビアを始めとする多くの中東の問題に大きな問題を抱えておりますロシアとしましてはカザフスタンという最大の旧衛星国を何としても自分の埒外（らちがい）に置かずに懷の中に抱きかか

■業務内容 ●測量 ●設計 ●地質 ●環境調査 ●建物調査



測量業登録・建設コンサルタント登録・地質調査業登録
補償コンサルタント登録・一級建築士事務所登録

株式会社 日新企画設計

ISO 9001
認証取得

代表取締役 荒川 健治
取締役 大野 恵三
取締役 長谷川 昭治

本社／福井県福井市高木中央2丁目2902 TEL(0776)57-0024
坂井支店／福井県坂井市坂井町上兵庫38-9-4 TEL(0776)72-2300
長野営業所／長野県長野市篠ノ井御幣川877-1 TEL(026)214-6112
E-mail info@nissin-corp.co.jp
U R L http://www.nissin-corp.co.jp

えておきたいとおもっておりますから、習近平国家主席のシルクロード構想というものを実現するための「AIIB」に無条件に乗っかって行くわけにはいかないのがプーチン大統領の本音であろうと思います。

言うならば、プーチン大統領はグルジア問題、今はジョージアという名前に変えておりますが、「ISIS」（イスラム国）といわれるあの過激派が非常な勢いでチェチェン共和国を軸として北上をしようとしていたり、あるいは南のほうのイエメンをイランが刺激してサウジアラビアが窮地にたっているという状態の中で、エジプトとロシアとが提携しながらそのスンニ派の牙城といわれるサウジアラビアを今揺さぶっているというような動きは注目ですがこうした広角的な変動を冷めた目でプーチン大統領は持ち前の戦略を練っているとするのが正当な見方ではないかと思えます。

アメリカはアメリカで日本がロシアとの間で2プラス2、つまり外務大臣と防衛大臣が毎月1回会談をするという、日露2プラス2ができあがった中において、日米安保条約の日米2プラス2が弱まってもらっちゃ困る。何としてもこれを強化しなきゃいかん。それには日本が必要以上にロシアに接近して貰っちゃ困るから、代わりにオーストラリアとインド、この二つを引き合いに出しながら、日米豪、日米印。この二つの三角形を本格化してアジア安保体制を万全にとのアメリカの対日戦略の大きな軸でしょう。そしてその二つの2プラス2をさらに広げるためにはイギリスともフランスとも話を付けまして、日仏、日英、2プラス2が出来上がったことは皆さんほとんどご存じないと思いますが、そういうヨーロッパとの間にも「EPA」（経済連携協定）という包括的な貿易交渉の軸足を作りました日本は、過去の70年とは違った日米の間隔だけにおける二国間関係ではなくて、ヨーロッパを含めた、あるいは対欧州から豪州、インドを軸にしながら日本がこれから発達すべき国際的貢献の中身を裏付けていこうとする大いなる安保がらみの経済ネットワークづく

りです。

難しい問題がたくさんあればあるほど、優先順位は必ず自ら決めなきゃいけない。これは一乗寺下り松の決闘における宮本武蔵が吉岡門弟が何千人おろうと本当の敵は目の前にいるだけだと言ったあの「五輪の書」の中に込めらる戦いの極意です。目の前の課題、それを一つ一つクリアすることが基本なんだという考え方を今、安倍首相は宮本武蔵と親戚だとは思いませんけども・・・（笑）。

彼はおそらく二階俊博総務会長が三千人から四千人の人間を連れて「旅行こそ日中関係の流れだ」として動こうとしている時に、にんまり笑いながら、それに対して、まああの方はご自由におやりになったら結構だというふうに言っております。二階総務会長は二階総務会長で、我々のこの動きが日本の政府の大きな変化につながれば結構ですと中国の要人に昨日しゃべっておいりましたね。この会見の次に予定されている二階さんの心の中に動くものと、これを無関係だという顔をしながらその次に現れて参ります中国の態度というものをしたたかに計算している安倍首相の含み笑い。この裏側には共通した日中関係打開への一つの糸口を私たちは嗅ぎつけることができるような気がいたします。

ところが残念なことに日本人の心の中には、「もう中国は嫌いだ、ロシアも嫌い。韓国はもっと嫌いや」というふうなナショナリズムに基づいた国家観がありますがこれらを白紙に戻したい。アメリカのケリー国務長官が韓国に出かけ、「いつまでも日韓が対立せんようにしてくんなは



れや」と言いましたよね。これはどうみたって、アメリカは日豪、米豪、米印に米韓の安定のもとアジア戦略を成り立たせたいという狙いがあることは明々白々であります。そういうケリー国務長官の発言をバックにアメリカの国防総省が打ち出してきたのが、フィリピンの沿岸警備隊と一体化しながら、あの中国が南沙諸島でやっている国際法を無視し新しい造成を展開している、砂の長城、を米空軍は本格的にチェックするということで一両日前からアメリカの空軍が上空からきめ細やかな内容を世界に発信するという体制によって出ました。おそらく最近のヒラリー・クリントン前国務長官が言いましたように、公海上の安全を脅かすことだと言った言葉の上だけのクレームではなく、アメリカの海軍の対潜水艦探索の最先端をいっています空軍力を使って、具体的な行動を起こしたニュースはこれは異常といっている緊張感を生み出しています。アメリカは日米関係を非常に重視しながら尖閣諸島をはじめとして日本の安全保障には本格的にタイアップするよということを表示をしながら、だからといって中国と事を構えるわけではない。抑止、です。米西戦争以来の大事なアジア拠点のフィリピンの危機感やベトナムの危機感など、東南アジアの危機感を打開してこそアメリカの経済はこれから本格的にアセアン諸国から支持されるか、されないかという重大な境目です。また「AIB」に日本がアメリカと離れて単独で加入せず、あくまでも日米は一体となって「AIB」の去就を見さだめようではないかという意思表示が見てとれます。

硬軟自在アメリカは今、かつての同盟国フィリピンとの新しい関係を構築しようとしています。そして日本に対しては鉄道ビジネス、ロボットビジネスなどを通じアジアに対する新しい交友関係を求め、これに応じて日本のアジア戦略に弾みがつきます。

まず、本格的に新幹線をタイに輸出。タイのチェンマイからバンコクに至る新しい新幹線輸出というのは戦後70年間、日本が初めて本格的に取り

組んでいく鉄道ビジネスの開拓であり、並行してアメリカの沿岸警備隊と匹敵するようなかたちで日本の海上保安庁がフィリピンのコーストガードと連携した日比協力のスタートです。東南アジアにおいての最大の注目点である、南沙諸島の対応に日本の本格的な参加です。

こうしたアジア情勢 に対し大きな障害があります。多国籍国防の重要な方向、単なる自分の国だけを守っておきさえすればそれでいいと考えている戦後70年間の価値観を一転しまして、安倍内閣は集団的自衛権に対する本格的な体制をつくらうとしています。しかしそれをアメリカの戦争に日本人を巻き込んでいくと右翼的な行動であるというふうに非難をされることを覚悟で踏み切った閣議の決定でありましたけれども、中身は今言ったようにフィリピンとオーストラリアと日本との間の新しいアジアに対する安保の枠組みを評価しようとするところに凝縮してまいります。

つまり集団的自衛権というのは日本の国へ中東から輸送してまいります様々な商品がまずはホルムズ海峡、もう一つは「紅海」を軸としたあのスエズ運河からの欧州の生産物品、これがアデン湾を通じてインド洋を通り、マラッカ海峡を通して日本への輸送路、これはシーレーンと言われますが、このシーレーンに対する妨害としては恐るべき中国の海洋戦略がある。これをしっかり認識しながら、日本とベトナムとフィリピンとが三者合同のかたちで作業する上ですは集団的自衛権に伴う海上自衛隊、及び海上保安庁この両者の動きをしたたかに合法的なものにしなければならぬ。この問題がそこであぶり出され、一週間くらい前から首脳会談をはじめ、各党首会談が次々と展開されているのでありますけれども果たしてどう展開されるか。

上院下院の講演の場において、安倍首相は「夏までには皆さん方ご期待のアジア全域における日本の最も重要なふるまいを裏付ける決定をいたします」と確約しましたね。「日本の国会の承認を得ないで首相が勝手なことを言った」と各党は怒

り狂っておるわけでありますが、それに対して安倍首相はどう対応していくか、グローバルな時代の国際化の中における日本の政治が（日米のアメリカのボチというかたちではないかたちで）アジア全体に貢献の道筋をどう証明するかという点で非常に重要な５月、６月であろうと私はみております。

昨日のテレビを見ておりましたら、おもしろい放送がありました。石原裕次郎が「黒部の太陽」という映画を作るとき、`五社協定、`というのがあったんですね。松竹や東宝、新東宝、日活が集まって、自分に所属しているスター達は絶対参加出演させないといって立ちはだかったんですね。その壁に対して石原裕次郎はそこまで言うんだったら一本釣りだと三船敏郎を口説きます。三船と石原とが提携しながら敢えて`五社協定、`にむかって敢然と反旗を翻したあの「黒部の太陽」の制作意欲に辰巳柳太郎が、よろしい私も加わりましょうと新国劇から参加、前身座、新劇、新派そういったものがぞくぞくと協力しながら「黒部の太陽」はあの壮大な観客動員力を持った作品となって実った。

この話を見ながらふと思います。自民党、民主党、そして公明党、社民党、共産党。五つの政党が真っ向から逆らいながら、「大阪都構想、とんで

もない。こんなサービスの低下、許されん」と五社協定に匹敵するような五党連合型の橋下 徹大阪維新の会代表に戦いを挑んだのはつい最近の５月１７日でございました。この反撃に橋下 徹代表、打ちひしがれて俯くのかと思ったら、にこやかなかたちでさわやかに、「私はもう政治家を引退します。私の歴史に政治はありません」という台詞を残して、「ワンポイント・リリーフなら」と余韻を残しました。住民投票の行方に対し、彼は想定した範囲内で`旧大阪、`を守ろうとする保守的な人達の結果だったのでしょう。勝敗それぞれの想定内に組んでおった一つの結果ではないか。それに対応する準備は十二分にできている。安倍晋三首相と橋下 徹代表とのハルカスという新しい高層ビルの屋上において締結した話がいよいよ本格的にスタートをきると読んだのは私一人ではなかったように思います。「橋下さんを追い出してほんとに情けない」との電話があり、橋下 徹代表が落ちた、残念だった、都構想はもう駄目なのか。でも橋本さん大阪市長は辞めないで……。などすごい反響でした。都構想に対する大阪人の持っています現代の意識というのが、ちょうど幕末における開国か攘夷かの議論と二重写ししてね、まずは長州征伐を前提とするような一つの大きな変化があったけどもその後幕府そのものの勢

技術とまごころで奉仕する 総合建設コンサルタント



株式
会社

帝国コンサルタント

ISO9001 認証
JSAQ No.726

代表取締役 中 西 誠 一 郎

執行役員 吉 岡 敏 郎

《営業種目》 土木設計、測量、地質調査、
都市計画、補償業務、環境調査

本 社	〒915-0082	福井県越前市国高1-6-1	
		TEL (0778) 24-0001	FAX (0778) 24-0002
関西支社	〒531-0076	大阪市北区大淀中1-4-16	
		TEL (06) 6453-0970	FAX (06) 6453-0989

力の劣化、体制的な後退というものを一気に薩摩と長州とが一体となりながら突き崩していった。あの歴史的な教訓を背景としながら橋下 徹代表はいよいよもってこの都構想で実験成果に対する日本の保守的な五党連結型の政治のあり方に真っ向から勝負を挑むという対決の腹を固めた。同時に、集团的自衛権に対する本格的反発に対して、安倍首相と維新の会の「黒部の太陽」なみのビッグ路線にいよいよ踏み出していくという歴史的な課題に一步踏み込んだように思わざるを得ません。

ということは安倍首相は腹の中で橋下 徹代表を自分の第三次内閣における重要な一員として起用する腹があるんじゃないかとの仮説も出てきます。じゃあ橋本は何やるんだ、石破 茂と並んで日本の道州制の問題、あるいは憲法改正の問題、様々な問題を控えているけれども、「ワンポイントリリースですよ」と言ったあの言葉には、公明党が今の考え方はそのまま存続されるならば何としても自民党として新しい三分の二を獲得するための参議院選挙、そして次の衆議院選挙、これを視野に入れながらどういう政治集団と組んでいくかという日本の国内の政治のながらぼんが急浮上します。

この踏み切りと同時にアジア各国から要求が大きな需要が具体化し、その需要に応えていくために、日本の世界一流能力をどうやって JICA（国際協力機構）を始めとする、いわゆる「ADB」（アジア開発銀行）を通じ、アジア海域の新しい支援・協力のベクトルを天下に示す。アジアの国々が日本を本当に応援しているアジア的なサポート、アジアからの期待、これをバックにししながら国内における様々な反安倍政権の勢力に対して対抗しようという動きを示すのかと想像していましたら、今朝の日経新聞のニュースでした。むざむざと中国主導型の「AIIB」はすんなりといけないう、ひょっとしたら空中分解をするだろうなどという期待を含めながら日本は6月30日までの協定書の内容について静かに嫌み半分で見つめ

て行くという姿勢を見せたのは今日のニュースでありました。

このニュースを見ながら中国の習 近平国家主席はどう悟ったでしょう。やっぱり国内的な矛盾を乗り越えながら、腐敗追放に全力を挙げてきたけども、腐敗追放をやることはさることながら日本と中国とがアメリカの機嫌を損なわないかたちでどう取り組んで行けるかということはインドネシアやシンガポール、マレーシア、インド、ミャンマー、ベトナムといった国々との間でこれから本格的な裏舞台外交でやってくるにちがいないというふうに私は仮説をたてております。

いうならば、習 近平国家主席の対日メッセージが少しトーンダウンするのではないかということが一つですね。もう一つは依然として頑張っている韓国の朴 槿恵大統領、この大統領のあの強硬な態度は国内におけます自分の支持率が20パーセントを割るような危機的な状況にあってもなお言わなきゃおれないでいるあの悲壮な決意をですね、アメリカは仲立ちをしながら、「1910年あの日韓併合をやってしまった日本のやり方に対して今年の夏の安倍首相の70年談話がどう出るかちゃんと期待しなさい。アメリカもちゃんと釘をさしておきますから。朴大統領、ここで一つ、日韓関係を上手に調整するための準備をしたらどうですか」と米韓日の連携重視を訴えています。私はこれで朴大統領がどんな態度になるか大変注目しております。

あのセウォル号が沈没したときに日本の沈没船に対する海難救援のノウハウがあったならばと密かに側近にもらしたという話をもってあります。あの朴大統領、お父さんからもういぶん聞いている日本と韓国とが本当に手を合わせることがアングロサクソンのアジア戦略に対する重要な鍵だと聞いているはずのあの朴 槿恵大統領が今、大変な悩みを持ちながら、彼女はこれからどう出てくるか、この二つが大きな課題であります。

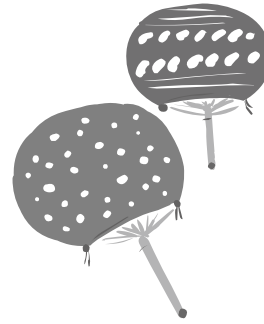
中国の習 近平国家主席のほうははるかに大きなインパクトを持っておりますから、今日の話は

中国は今後どういうふうに変わってくるのかということに対する、また変わらなければ中国は生き残れないのかということを経験にしながらそれにはロシアがどうするかというのを点検する仮説をもう一つ検証していきたいなとこういうふうにあります。

お手元には習近平国家主席が持っております腐敗追放と様々なかたちの権力集中の人脈を書いております。この人脈は今から4ヶ月前の人脈でありますからなおこれから大いに変わって参ります。特に胡 春華広東省委員会書記という人物がこれから登場してくることは十二分に考えられます。

昨日のニュースでしたね、胡 春華が二階俊博総務会長と会ってましたね。これは大きなニュースなんです。胡 春華というのは前の胡 錦濤政権が「私の後は李 克強に頼みますよ。私はあなたに政権を譲るけれども、習 近平さん、私の後は李 克強だ」と思っていたことを忘れないでください。でもあなたが国家主席になっていることは上海閥の江 沢民さんがバックアップすることが大きかったから私は一步譲りましょう。しかしあなたの次は、この胡 春華を・・・」と言ったことをほとんどの人が記憶にとどめておりません。

胡 春華は広東地方のほうの省庁にありますけれども、習 近平国家主席の側近たちとしましてはこれを今のうちに潰さないといかんということで、ずいぶんと汪 洋という李 克強の横に付いております副首相がおりますが、これもいずれも「共青団」と言われる胡 錦濤の副官たちでありますからこの汪 洋を抑え、汪 洋を抑えることによって胡 春華の芽を潰そうという動きをこの2、3年前から克明に展開していますけれども、なるほど胡 錦濤時代の中国の新しい時代を夢見ようとするリベラルな人たちにとって胡 春華は大事なプリンスでありました。今度の二階総務会長の大量の旅行客の日中協定を結ぼうとしている動きに対して真っ先に出てきたのは胡 春華でありました。



逆にみておけば胡 春華をこのプログラムで失敗させれば彼の政治生命を断つことができるという思惑も片方に控えていることでしょう。さてどう展開するか。目が離せません。

今後の日中間の和解を進めて行くためには、かねて胡 耀邦が考えておりました日中が提携しアングロサクソンの敵意を招き込まないでやっていく重要な道だという考え方がこの胡 春華を通じて生まれてくる可能性がある。習 近平国家主席の腹の中にはどうのこうのいうけれども一党支配の、いわゆる共産党の一党支配の正当性を世界に認めさせることができるならば次の自分の後は胡 春華に任してもいいという意思表示に繋がってくる可能性ははっきりと示されるかどうかですね。

おそらく今の習 近平政権の中には胡 春華詣をする連中がどんどんと増えていくと思いますが、そういう動きの中で注目しなければならないのは王 岐山党中央常務委員であります。王 岐山というのは若い頃から習 近平国家主席と文革以来の大変な仲良しでありまして、政権にとって一番危険なのはアメリカじゃない、ロシアでもない。国内にいるハエや虎や海外逃避のキツネたちだよと、小蠅叩きと虎狩りを始動しながら海外のキツネ狩りまでやって、海外に資産を投資させている富裕層たち、この連中を次々と呼び戻し、その不当なる蓄財の実態を暴き立て「習 近平国家主席は、とことんまで人民のため彼らを見逃さないよ」と脅しあげているのが今の習 近平政権の権力集中のドラマの最大の課題であります。これをやりすぎるとついこの間、王 岐山がホテルに

行ったときに、突然の停電があり三発の銃声が響き渡ったという事件がございましたか。それに留まらず、習 近平国家主席に対する暗殺の動きがいろんなところで発生したなどという情報が、しきりに流されるようになってきました。これなんかはまさに心理戦と情報戦という中国特有の対外戦略を国内的にも適用した大きな動きであろうと思います。

日本の夕刊フジという新聞社がありますが、夕刊フジはこれを一面トップに取り上げまして、「習 近平暗殺の動き」と報じましたね。その後ちっとも後追いがありませんが、こういうことでは私の古巣であります産経新聞の優秀な優等生であります夕刊フジでやることとしては、私は産経の次の確証報道を期待しております。しかしこれを夕刊フジだけが取り上げたということの意味合いは、習 近平政権が抱え込んでいるやりすぎ、既得権益保持者に対するやりすぎだというような意見が中国の国内でかなり濃厚にでてきている。それは「IS」（イスラム国）によって証明されるようなイスラムの過激派が今シリアとイラクだけで動いているけれどもこれが東に向かってウズベキスタン、タジキスタン、あるいはカザフスタンといったようなイスラム国家を経由しながら新疆ウイグル自治区に渡ってきた場合、どのような事態が起きるかってことを大変注目する面々は、ここでやりすぎないようにという現政権の失脚への行動を起こそうとしていることもまた次なる中国問題を考えていくうえに私たちは無視できない設定であると思います。

敢えて申し上げれば、この8月から9月にかけて習 近平政権の大きな政権維持が可能になるかどうかということに匹敵するような騒動が持ち上がる可能性、それは中心となるのは軍部であろうと思います。人民軍のもっております日本の商社のような利益収奪行動というのは従来の官僚を中心とした汚職行動だけでなく、人民軍をバックとしたアフリカ、中東、これを軸とする様々なエネルギー資源の組織を巡る不当なる石油閥の大

きな動きがございます。周 永康という石油閥のドンとからむ、徐 才厚と郭 伯雄（共に元党中央軍事委員会副主席）、この軍部におけるナンバー2を2人とも処断をいたしました習 近平国家主席に対して、脛に傷もつ軍部の主導者達は事あらば、習 近平国家主席の外遊、外国に向かって出かけていったりする留守中にクーデターを起こすという可能性も十二分に考えられます。まさに大きな中国が抱え込んでいる問題であると思います。それが、それ加えて習 近平国家主席が悩んでいるのは、中米と南米はつまりアメリカの奥座敷を揺るがす国家戦略の将来展望が揺らぎ始めている事態です。

ブリックス（BRICS）というロシアとインドと中国とブラジルという4つの国が集まった南アフリカを加えた雄大な世界経済対策組織の動きですね。この組織を中核にしながら上海シックスという経済同盟のネットワークをからませ、さらに「AIIB」へと発展させていくというこの習 近平構想の中では中米と南米が決して離すことのできない大きな問題でありました。ために習 近平国家主席は南米に中米にと外遊を重ねておりましたが、安倍晋三首相も“地球儀外交”みたいなかたちで習近平国家主席のそうした思いを察してかのような、小泉純一郎元首相の実績を超える積極外交を重ねました。

あの地球儀外交の背景には中国が慌てふためいている一つの主題としてニカラグアという国が浮かんできます。ニカラグアとは何か、これはパナマ運河がありますね。中米の南の端、パナマ運河は現在北朝鮮を中心とした太平洋に向けて出てきています中米の貿易の通路であります。それにアメリカは点検能力を徹底いたしましてあらゆる積み荷を調べることになりました。となると積み荷の中の一つ大きな内容は、キューバやカリブ海諸国から提供される、北朝鮮並びに中国に対する太平洋をまたぐ協力関係にアメリカがナーバスな対応に着手という動きです。言うならば中国の海軍としましては海洋覇権を拡大すると同時に、こ

のキューバにも常駐するミサイル駆逐艦、これを三隻常駐させるという強烈な軍事的プロジェクトがございました。この、かつてフルシチョフの時代にカストロがやりました、フロリダ半島までの非常に短距離の状況の中にあって「アメリカの心胆を寒からしめるミサイル攻撃をいつなりとも我々はできるのだ」といきまき、フルシチョフの狙いに当時のケネディーが「キューバ危機」と悩み抜いた事件がありました。

そのキューバ事件をあたかも思い出させるように、「もう死に体であと1年の命やで」と言われているオバマ大統領が、世界をアッと言わせる寝技を演じました。

キューバと50年ぶりに国交回復をとの中国への逆パンチでした。ついまだ数ヶ月前の問題ですよ。キューバとアメリカとが仲直りしたことによってニカラグアで新しい運河を造り、パナマ運

河に替わる新しいニカラグア港からカリブ海に出るという中米をくぐり抜ける大ビジョン。このセラック対策というのはカリブ海の共同体が本格的に南アメリカと一体となって、アングロサクソンの息のかかった国家とはいっさい取引をしないということで大義名分として打ち出した「CELC」（ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体）という運命共同体です。また中国はこの新機軸に大きくウエイトをかけておった、たくさんのお金をかけてニカラグア運河の開拓に最大のお金をかけて突き進んできたんですね。ところがこの米・キューバの国交回復によって習 近平国家主席の海外資産投下のインフラ投資がいかに先読みが十分でないか、アメリカ外交上の失敗だったのではないかと、中国の国内では「ニカラグア問題における習 近平国家主席の立場が非常に揺らいでいる」ことをほとんどの新聞はまだ書いていない。言う

当社は“補償は理論”に始まり“補償技術論”を経て、“説明義務”に至る！！を基本理念として、損失補償要綱第1条（目的）に言う適正な補償の確保と日本国憲法第29条（財産権）③に言う正当な補償及び土地収用法第1条（目的）に言う公共の利益の増進と私有財産との調整並びに関連諸法の通常生ずべき損失の補償。これらの法の精神と、法解釈、補償基準、同細則、補償事例、判例等における検討・研究を日常的に行うことにより、補償理論の確立と、専門技術等の導入による補償技術論（算定業務）の具体的向上がなされ、成果全般にわたる説明義務が図れるとの確信を有し、いかなる案件においても、公正中立・均衡・守秘・提案・説明型の用地補償専門コンサルとして、より高度な理論とより精度の高い技術に基づく、報告書の作成業務を行っています。

用地補償総合専門コンサルタント

(株) 関西補償問題研究所

代表取締役 武田 政雄

本 店	〒542-0082	大阪 市 中央 区 島之内 1-8-12	TEL(06)6281-1788 FAX(06)6281-1725
奈良支店	〒630-8034	奈良 県 奈良 市 五条西 1-21-1	TEL(0742)49-8439
京都支店	〒617-0841	京都 府 長岡 京 市 梅が丘 1-41	TEL(075)958-2132
神戸支店	〒650-0022	神戸 市 中央 区 元町通 6-5-8	TEL(078)367-2648
和歌山支店	〒642-0028	和歌 山 県 海南 市 幡川 134	TEL(073)484-2522
滋賀支店	〒520-0242	滋賀 県 大津 市 本堅田 4-16-6-804	

E-mail hoshoubu@kansaihoshosho.co.jp URL <http://www.kansaihoshosho.co.jp/>

ならば単にニカラグアだけに留まらず、習 近平
国家主席の対外戦略というものが必要以上に拡大
生産しすぎてその結果あらぬ敵を招いた。その一
番いい例がこのフィリピン沖合におけるミスチー
フ礁のみならず、あのサンゴ礁をつなぎ合わせる
新しい基地構築といういわゆる海洋覇権の拡大の
動きである。アメリカは静かに見守っていたよう
な顔をしながらついには行動を起こし始めた。防空
識別圏におけるときにもあれほど反対しなかった
アメリカが今度は軍事行動として原子力潜水艦が
海底深く待機し、そしてこの上方を通過するタン
カーに対して戦略的な攻撃をかけていく重要な
軍事拠点にしようとしていることを許さないと
言わんばかりにアメリカは本格的に動き始めまし
た。マラッカ海峡をにらむ戦略行動、この次にく
るものは何か。

アメリカがかつて日本に対してA B C D包囲陣
を持ちながら当時の国務長官が確実に日本に対し
て不可能なような要求を突き付けてきた、あの要
求と同じように徐々に中国の持っている海洋
覇権構築への動きに積極的な反応を示そうとする
気配を中国の敏感なリーダーたちは感じ取って
いるはずであります。言うならばそれを感じ取ら
ずに、ハル・ノート、思い出してくださいよ。日
本の東条内閣がハル・ノートを日本の生命線を侵す

ものであると言って意気高揚しながら蹴っ飛ばし
た。それによって始まった昭和 16 年 12 月 8 日、
これは明らかにアメリカの待ち受けていたプロ
グラム、これに対する読みがほとんど顧みられな
かった、大きな失敗であったと私はそう思います
が。そういうハル・ノートに匹敵するようなこの
フィリピンの沖合における中国海軍の海洋覇権の自
己矛盾、これをアメリカは絶対許さないよという
ことをアセアン諸国に対する恩を売るかたちで今
スタートをきっているということをみながら、こ
のニュースだけは毎日厳重にチェックしていく必
要があるのではないかと私はそういうふうに思い
ます。

なぜそんなことを重視するかといえば、中国は
ウクライナから「カジノの船にしよう」と持て余
しておりました、古い旧式の航空母艦、ヴァリヤ
ーグを中国がこの航空母艦が必要だと言って買い
取りました。修理を加え「遼寧」という名前を付け
まして上海を中心とする連合艦隊の旗艦にいたし
ました。そして大連を中心とする北方艦隊、それ
から上海を中心とする中央艦隊、それから海南島
を中心とする南方艦隊。この南方艦隊が大きな曲
者であります、中国海軍の中でもっとも先鋭的
な中国の海洋覇権を拡大しようというリーダー



- 建設コンサルタント
- 測量業
- 地質調査業
- 補償コンサルタント
- 一級建築士事務所



正 和 設 計 株 式 会 社

代表取締役 田 中 英 幸

本 社 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 3 番 7 号
TEL 077(522)3124(代) FAX 077(524)6732

が結集している集団であります。この海南島をそっくり原子力潜水艦の集団的な基地として展開しようとする動きを持っておりまして、アメリカの国防総省も海南島の中国海軍の動きをずっとチェックしていました。

言うならば沖縄を飛び立ちましたいわゆる偵察機が必要以上に海南島に近づいて中国の戦闘機とぶつかったという話を思い出していただきたいんですが。あの頃から海南島がアメリカの対アセアン政策を根底から覆して中国主導型のアセアン経済圏を確立しようとする意図のもと話題の埋め立て、砂の長城、づくりへとつながりました。

いま中国は、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）を始めとしてASEAN+6、あるいはAEC（アセアン経済共同体）でアメリカのTPPに対抗しようとしています。これは鳩山由紀夫さんが大好きな東アジア共同体でした。「沖縄の基地はもう県外から国外へ」と言ってしまった背景にはこの「AEC」、アセアン経済共同体というものが大きく作用していますが。この計画を実現するためには何としてもあの南シナ海における海洋覇権を確立しておかなければすべてが貫徹しません。もっともそれに協力するのはインドネシアでありました。インドネシアと中国はその中核としてラオス、カンボジア、これをバックアップしながらアセアン諸国の協力は10カ国のうち、ミャンマーはどうも同調しかねていますが、さらにタイも駄目だ。形勢は5対5のような対立関係を乗り越えながら、中国は一気に実力行使に出たのが、今度のフィリピン政府との真っ向からの対決。そしてベトナム政権との間の真っ向からの対立を踏みきった大きな背景にあります。

そしてその狙いの次にはマレーシアのマハティールという昔のリーダーがおりますが、マハティールと提携しながらアングロサクソンが描いているアジアの主導権を回復し、日本の軍隊によって次から次へとあの有力なる植民地が独立してしまった。あの1945年ですね、それからの70年間の失地を回復しようとするイギリス。こ

のイギリスに巧妙なアプローチを展開しながら我々はイギリスの経済的な発展に協力するんだと言いながら、この習近平政権はシンガポールに様々なアプローチを展開しました。

リー・クアンユー（初代首相）という人がこの間亡くなりましたが、このリー・クアンユーはこれに対し、これは中国の思い上がりだ、アングロサクソンはそうは簡単にこのアジアにおける利権を放棄するものではない。中国にも新しいかたちの手を差し伸べながら香港の返還を通じながらかつての7つの海を支配した英連邦がもう一度新しいかたちのアジアにおける仲間入りをさせてもらうことが必要だとしきりにシンガポールから打ち込んだ策は今から3年前でありました。

その3年前にシンガポールを軸としたイギリスの旧英連邦復活への動きはどういうかたちで表れたか。オバマ政権がチリ、ブルネイ、ニュージーランド、シンガポール、4つの国の提案に対してOKを出したあの裏に英連邦ありと気づきました。「TPP」（環太平洋戦略的経済連携協定）、という名前で私たちは接触することができました。「TPP」はアメリカが打ち出してきたアジアにおける本格的な経済ネットワークであり中国を封じ込めるものであるとみんな思いました。

ところがその常識はよくよく眺めていきますとオーストラリア、カナダ、インド、ミャンマーさらにはシンガポール、マレーシア。全てかつての英連邦の一角の人々が集まって動いているという動きがようやくにして分かってまいります。いうならばイギリスが描いている大きな狙いであり、アメリカと分担して表芸をアメリカの役で裏芸はイギリスが引き受けるということになっておったということがどうやらはっきりしてまいりました。そこにもってきて「AIB」にニュージーランドが「これはええ話や、オーストラリアさんわたしはこれに入るで」と言って真っ先に声を挙げましたね。これは「TPP」の起ち上げのときもそうでした。シンガポールとニュージーランドが声を挙げました。今度はシンガポールはだまっていま

すがこのニュージーランドが声を挙げた。さらにイギリスはヨーロッパのみなさん、この中国の動きはわしらが入ることによって世界的なルールを実現させる重要なきっかけになりますよ。中国の独走を押さえましょう。そういうことでしょう。スコットランドの反撃を抱えておりますあのキャメロン首相は総選挙を控えてこの策に出た。フランスのオランド大統領もドイツのメルケル首相と一緒にになりまして英仏独伊。それに周辺のルクセンブルグまでOK、スイスまでOKというかたちで参加したのが真相でしょう。

日本とアメリカは当面参画しないけれども「バスに乗り遅れてしまう」という声がしきりに出たことも皆さんご存じだと思います。そのバスに乗らないから戦略的に何も変わらず、これに乗らなきゃいけないという世論は一体どこから来るんだろう。これはヨーロッパからきているかどうか

かりませんけれども。私は日中の新しい取り組みの一つの条件作りではないかと思います。

日本が「AIIB」に入ってくれるならば我が国の反日キャンペーンは止めましょうというような私たちの環境問題、あるいは水の問題、ロボットの問題、あるいはドローンの問題など様々な問題をひっくるめて中国は日本にこの「AIIB」参加が本当に日本には必要なんです、アジアの国々もそれを期待しているんですよ、という情報戦をしかけてきているというふうに私は考えているんです。

「何、それはおまえ言い過ぎやでと、もうちょっと仲良くしようと言ってんだからこの際相手の仲良くしようというメッセージをしっかり受け止めてやらなきゃいかんのと違うか。」これぐらいお人好しの議論はないと言って私は今、常にその議論で今仲間とぶつかり合っている最中でありま

公共事業に伴う総合補償コンサルタント

豊富な経験と実績をもとに、最新の技術を駆使してあらゆる補償業務を一貫してお受けできるのが総合補償コンサルタントである当社の特色です。

- ◆ 一般支障物件の補償調査業務（建物、工作物、機械設備、立竹木等）
- ◆ 特殊物件の補償調査業務（大規模工場、各種機械工作物に関する実績は業界最多）
- ◆ 営業補償・特殊補償・漁業補償の補償調査業務
- ◆ 事業損失（建物、日照、騒音、振動、水枯渇等）補償調査業務
- ◆ 区画整理事業及再開発事業等に伴う調査業務
- ◆ 事業認定申請書、収用裁決申請書作成業務
- ◆ 補償説明及補償に関する連絡調整業務
- ◆ 公共用地測量業務・耐震診断業務
- ◆ 地方公営企業法に基づく固定資産調査・評価業務
- ◆ 団地再生等事業に係る居住者説明等業務



第20000280 (04) 号

- ◆ 公共用地交渉業務
- ◆ 用地アセスメント関連業務
- ◆ 環境アセスメント関連業務

≡ **TK** ≡ 株式会社 **タカダ**

事業本部 〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2-1200
 京都営業所 〒604-0985 京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町424
 滋賀営業所 〒520-0802 滋賀県大津市馬場2-6-12-301
 神戸営業所 〒650-0022 神戸市中央区元町通3-17-8
 奈良営業所 〒630-8244 奈良市三条町487
 姫路営業所 〒670-0065 姫路市上手野380-101
 尼崎営業所 〒661-0035 尼崎市武庫之荘3-7-8
 和歌山営業所 〒640-8256 和歌山市土佐町2-7-1
 東京支店・中部支店・尼崎営業所・福井営業所・岡山営業所

TEL (06) 6344 - 0540 FAX (06) 6344 - 0605
 TEL (075) 255 - 5105 FAX (075) 255 - 5106
 TEL (077) 526 - 8310 FAX (077) 526 - 8311
 TEL (078) 335 - 2424 FAX (078) 335 - 2425
 TEL (0742) 20 - 0158 FAX (0742) 20 - 0159
 TEL (079) 299 - 1870 FAX (079) 299 - 1871
 TEL (06) 6434 - 1802 FAX (06) 6434 - 1803
 TEL (073) 421 - 3285 FAX (073) 421 - 3286

先ほどもちょっとこの講演が始まります前に、「先生は前は何だったんですか?」「私は産経の記者のなれの果てですがな」って言ったら「産経新聞って立派な会社ですね。貴方みたいな人を長々と抱え込んでいるなんてすごい会社ですね。」いやはや評論家はむずかしい。

私は、記者としては異端児ですね。従来の常識とは違った異端児的な発想が求められているという点においては橋下 徹代表もまさに異端児であったと思います。そういう異端児が高杉晋作、あるいは井上聞多、森 有礼、あるいは岩崎弥太郎、渋沢栄一といったような人々が登場することによって日本の文明開化の一步が築かれたように、これからはそういう従来型の延長線上ではない国家の経済的な鎖国政策の中で安住してきた集団が新しく、何となく傍目にいろんな風が吹いてくるけれども、この開国という強烈な環境変化を乗り切るため心の準備をしなければならない。

まずは協会会員全員が英語における、英語などバイリンガルな優秀な会社に切り替えていかなきゃならん。マレー語ができる人間はいるか。あるいはタガログ語がどうだ。あるいは韓国語はどうだ、中国語はどうだ、そしてすべてを結託する英語はどうだということを点検した場合。自分の身辺を点検した場合、下手な開国に応じたらこのバスの上では仕事にならんではないか。変わることをしないで変わらないことを前提とした保守的な考えの中でこの協会が終始するならば、この協会は日本の、言うならば、壮大な開国政策において桑名藩あるいは尾張藩、あるいは東北の最上藩といったようなかたちで取り残されていく危険性があるのと違うんかいな。そう懸念いたします。

変化を見ようとする者と見ようとしない者の格差。易经という中国古典の教えがありますが、その中に「窮すれば変ず、変ずれば通ず」という教えがあります。困ったなと思ったときは、まずは自分がどういった点で変わらなきゃいけないかをしたたかに点検して、敢えてその変化に身を

投ずるその気持ち。これが「窮すれば変ず、変ずれば通ず」であります。ところがいい加減な人々は「窮すれば通ず」ということを祈りに転換させながら、自分は何もしないでただその変化の後にやってくる安逸な環境を期待することがまま多いということを易经は戒めております。

「窮すれば変ず、変ずれば通ず」変というのは変化の変ですね。この変化することが最も重要であるという認識は今、実はこのコンサルティングを展開しております、非常に英知の豊かな知識的にも集約の非常に強い皆さん方が国内的な法律、国内法に基づく情報技術の集積は豊富であっても、それが新しく展開されるアジアの民衆がそれぞれの政府を前提として訴えてまいります環境に適合しないとするならば、その適合条件は一体何になるのかということ、本格的に組織的な吟味を加えるときが今きているのではないか。この協会にもその覚悟は当てはまるのではないかと考えるのは私が異端者であるが故であります（笑）。

しかし古典の中で最も気をつけるべきことは、優秀な人間は「その長ずるところにおいて滅ぶ」という言葉があります。俺は東大を出たから大丈夫だ。俺は国土交通省とちゃんと連携を取っているから大丈夫だというふうな自分の持っております立場、資質、そういったものに対して自信を持っておる人ほど実は大きな変革期には大変危険な状態に立ち至っているという自覚が必要であると、古典は語ります。「その長ずるところにおいて滅ぶ」。言うならば長じていることは確かに有効な資質であります、その長じているものが適応先として有効な場合は長じていることが有効であります、長じていることが故に返って排除されるという、そういう状態ができあがることも十二分にある。価値多様化の状態。この国際化というのはスピードをあげて我々に違った価値の身繕いを要求して参ります。その要求の中身に必要以上にベンチャーをやり、環境適応能力を高めようとするばかりに急ぐのではなくて、あくまでもそう

国内的に地域振興のために石破 茂大臣は頑張っています。そしてこれから安倍内閣は本格的に、この末だにデフレの残映を引きずっております消費社会に対していろんなかたちの刺激を加えるでしょう。言うならば、中小零細企業もようやく設備投資に徐々に歩を進めようとしています。そうした環境の変化をじっと見ながら、黒田日銀総裁と安倍首相だけが勝手にやっているアベノミクス、このアベノミクスはどっかで失敗するだろうと思っておった人々を尻目に、予定通り日本はそこに新しい経済価値を打ち出そうとしています。日本の海外資産がついに中国を抜きまして世界一になったということは、昨日のニュースで安倍内閣は新しい使命に弾みをかけるべきでしょう。これは株式がちょっと2万円の大台を確保した中で、確実に歴史的なエポックを画したという自信に基づいて出発すべきだろうと思います。これとてFRB（米国連邦準備制度理事会）のイエレン議長発言次第でいかようにも左右されましようが、行方も知らぬ恋の道かな。日本のマーケットに期待を持っております国債ファンドが一斉に日本のマーケットから脱出するか再投資に動くかであります。そういうような事態のもとで、まさにアベノミクスは根底からひっくり返るのかどうか。アメリカの金利政策の方向付けに新しい期待と夢をかけさせていく、腰のすわった日本のマーケットをつくらなければなりません。

そうなってくると、日本の国内における経済政策の成功と失敗は明らかに対外的な国際上のグローバルな経済戦略とも密接に関わってきますが、そこで国内的な問題と並行しながら国際社会の中に新幹線やあるいはロボットあるいは、環境技術や様々なものを展開していく道すがら、マーケットはシャープに大きな外科手術を求めま

した。「創業者の早川徳次さんがあの世で泣いてはる」とシャープのファンは申しますが、私はシャープが鴻海（ホンハイ）という台湾ギルドとの間で取り交わしたあの経済外交における失敗というものが、今、永年のつけが大幅に回ってきている証拠であろうと思います。日の丸の半導体、日の丸の様々な燃料電池の集団、いろんな新技術、先端技術を軸としながら今日本は医療技術の先端的な医療技術、あるいは鉄道ビジネス、あるいはロボットビジネス、あるいは様々な技術的なノウハウ、しかもそれは質的にも量的においてもイノベーションの高まりに経営資源を集中して、決して中国が追従できないようなものであるということをしたたかに論証していくっていう大事なプログラムに日本のアベノミクスは差し掛かっているということです。

どうか皆さん方をお願いしたいのでありますが、情報との付き合い方には是非とも思い込み症候群に陥らないでいただきたいと思います。中小企業が一番危険なのは思い込み症候群です。こういうものなんだという思い込みです。もう一つは、思いつき症候群。これやと言って動いていくととんでもないことになると思います。中国のマーケットは今まさにこれから皆さん方が活動する非常に大きなマーケットであります。しかしその非常に大きなマーケットは非常に大きなリスクを伴っております。ならばそのリスクと我われがこれから進出していかなければならないときのフィールドワークとの間にはどのような調整が必要かということを今のうちに準備しておいたほうがいいと思う。これは戦争に負けたらこういう生き方をしようと言った昭和18年から19年にかけての日本の心ある人たち、特に吉田 茂。あの留置所の中におりながら、敗戦後の日本を考えておった吉田 茂。あれと同じように私たちは今、崩壊する中国の経済後のしたたかな中国、その国際的な市場としての中国に我々は何ができるかということを、今のうちにじっくりとシミュレーションしていくことが最も必要な課題である。こ

れが一点です。

第二点はですね、情報は兵器であるという認識であります。様々な情報を新聞、テレビ、雑誌、あるいは講演会というところで情報を仕入れます。インテリジェンスというやつは、どういうものかって調べていきますと、データではありません。あるいはインフォメーションでもありません。あくまでもお金を出して買えないもの。貴方の頭脳の中でデジタル症候群が妨げとなってアナログ症候群はほとんど機能しなくなっているというようなことをもういっぺん振り返りながら、私たちは6人の参謀を自分の周りに作らなければいけないということを特に強調して皆さんに訴えたい。優秀な人間ほど6人の参謀はいないんです。

ならば6人の参謀とは誰と誰だ。一番の大きな参謀は「情報参謀」ですよ。いわゆるインテリジェンスをどのように集約するかという情報参謀です。この情報参謀は思いつき症候群じゃ困ります。思い込み情報群でも困ります。あくまでも情報の持っております一つの方向性や真価をしたたかに読んでいくという感性と検証力、推計力が必要であります。

そして次には何が必要かというと、「資金調達参謀」であります。資金調達ができもしないくせに偉そうな顔をするなど言われたらそれっきりでありますからあくまでも資金調達参謀というのは絶対的に必要な条件だろうと思います。

でも二つの参謀がおるだけでは十分ではありません。まず社内における「労務参謀」。労務において「上下欲を同じくする者は勝つ」という孫子の兵法があります。上が言っても、何か言っとるらしいでというのは、そういう部下だけでは困ったものです。亭主が言っていることを嫁はんが違ったことを言う。これは安倍昭恵さんが、「あのねえ、原発再稼働って言ってるけど私は反対」ってなことを言ってるのは、あれは逆説的なジェスチャーでありまして、昭恵さんのあのスタイルはあくまでも参謀的な役割を果たしていると思います。

昭恵さんもファーストレディーとして世界を回りながら「うちの安倍は決して単一の価値観だけで動いているじゃありません」と。彼女は彼女なりにいい側近参謀をやっていると思います。そうなんです、情報参謀、そして資金調達参謀、更には「側近参謀」。これは非常に必要なことであります。側近の王 岐山に振り回されている習 近平国家主席は非常に危ない。しかしながら王 岐山なき状態では上海閥の江 沢民を押さえ込むことはできません。江 沢民の命が長らえている間はじっと待ちながら江 沢民が死ぬまで動こうとしないのか。あるいは敢えて江 沢民が必要としている曾 慶紅まで逮捕に踏み切っていくのか。非常に大きな問題であります、そのへんの「戦略参謀」。この戦略参謀はそうした中から培われてくる参謀であろうと思います。労務参謀は「上下欲を同じくする者は勝つ」という孫子の兵法を軸にしながら吟味に吟味を重ねつつ、社内における討論と検討を怠らないような会社にもっていかなければいけない。

そして同時に自分たちが付き合っている者は協会の中の人間だけである、これが一番危険なのは同質情報。同質情報ばかりを相手にしてこういうもんなんだと言っているバカボンのお父さんみたいな考え方を絶対捨てることであります。異質情報、つまり違った環境、違った業界。その違った業界との間に様々な「渉外参謀」の能力を発揮できるようなそういう体質を作らなければ協会はますます劣化し老化していくだけである。これは密かに思わなければいけない問題であります。

大事な参謀の6番目、これは「諫言参謀」であります。諫言参謀というのは一番言いにくいことを言うべきときにしっかり言う人、この人を何としても置かなければなりません。しかしこの人は不實の士であります。不實の士というのはお金を払っていない参謀です。お金を払うや否や人間という者は言いにくいことはなかなか言わなくなるのは当たり前で、あなたの隣にいる専務、絶対にあなたの逆鱗に触れるようなことは言わないで

しょう。しかしそれを言ってもらうのが専務の仕事であります。言うならば「諫言参謀」。自分の身分が危なくなっても敢えて全体のためにはこれは言わねばならんというそういう武士道をもっております人物をあなたの横においでいますか。金を払わなくても、ちょっと待ったと言って本社の玄関から入り込んでくる諫言参謀はあなたにいますでしょうか。こういったときに私たちは同質融合をしている会社ほど諫言参謀は存在しないのであります。

情報は兵器です。その兵器が誤ったかたちで導入された場合、私たちは前途を見失います。あくまでも戦うべきか、あるいは守るべきか、あるいは退くべきか。様々な状況の中に十二分な戦略参謀の適合能力を発揮する集団を築きあげていくためには、そうした情報分析と諫言参謀とを前提とする組織全体のバランスをトップはどれにも偏ることなく側近参謀にも情報参謀にも諫言参謀にも偏ることなくそれを調整しそして間断なく戦いに臨まなければならない。

「私はワンポイントリリーフです」と言いましたね。あれは恐るべき予言です。ワンポイントリリーフってことは諫言参謀でありますということです。言うなればそういうワンポイントリリーフということは私たち中小企業にとりまして非常に重要な諫言参謀の位置づけとしてこれからも大いに周辺に確保していかなければいけないのだろうと思います。

みんなそれぞれ自分に善かれかしと行って行動しています。生産現場に振り回され、中国は大変な生産過剰に見舞われています。それは急激に急いでやった日本も橋本内閣の頃、これと同じような状態に陥りましたね。過剰生産はマーケットに向かって何とか売らなきゃなりません。鉄、セメント、その他もろもろの大量生産は、いま不良在庫となって山のように中国の各地に展開しています。それをじっと見ながら丹羽宇一郎という当時の中国の大使がいきました。丹羽大使は表向き伊藤忠のために末端の毛細管のような流通構造をチェックすることに全霊をかけたと言口をたたかれました。ちょうどあの尖閣

諸島の大問題が起きている真っ最中、反日キャンペーンが行われている真っ最中に丹羽宇一郎は奥地へ奥地へと調査の足を伸ばした。あの事実は私は敵中三千里じゃありませんけどね、山中峯太郎のような動きであったように思います。「中国大使としての職分を十二分に生かして日本企業の対中国流通戦略の基礎を築きましたなあ」と言いたい。要は、不良在庫処理の、苦しまぎれのAIBB作戦の正体を見事調査し抜いた成果でした。

しかし個人は橋下 徹代表にしても安倍晋三首相にしても個人は国家の懷中で何らかの冒険をするということを考えています。私はロスチャイルドの息のかかった、渋沢栄一とかあるいは岩崎弥太郎とか森 有礼とかあるいは五代友厚とかいう人々はその当時ロスチャイルドというヨーロッパ資本が日本の近代化にいかに必要であるかということを経験としながら、敢えて相手の意図をしたたかに体感しつつも、日本近代化に向かって命をかけた人々であったと思います。しかしながらロスチャイルドのそうした思惑というものがいき過ぎてしまう。日本の国内にいき過ぎたことが返って日露戦争へと駆け込んだ日本でした。多くの怨念をアジアに残してしまったという日本の近代史。その近代史に対して、安倍首相は先人達がやりました問題について何らかのかたちで村山でも河野でもない、宮澤でもない、小泉でもない、安倍晋三首相らしい談話をこの7月には発揮しなければならない。昭和史における日本の田中義一内閣が対華21箇条要求を突きつけたときに袁 世凱はどう応えたか。そしてその時の孫 文は蒋介石を後ろに束ねながらどう対応したか。そしてこの中国と日本との間にどのような同文書院の努力が展開されたのか。歴史における様々な問題点を率直に謙虚に開きあいながら共通の歴史をつくりあげていこうという努力をこれからは必ずしなければならないと思います。

日本は近代史に学べということをしきりに韓国も中国も言うておりますが、近代史を学べば学ぶほど中国は困ることがあります。韓国も困ること

があります。しからば中国と韓国が困っていることはどの問題なのかということをしかり検証したうえで、それに当面触れないで向こうはそれに気がつくまで時間を掛けていくという対外交渉。これからの渉外参謀として最も必要な努力でなければならぬと思います。側近参謀にはそういう渉外能力も身につけてもらわなければいけないということを前提としていくことも大事な鍵ではないかと思います。

ジャイカ（JICA）とかアジア開発銀行（ADB）とかあるいはジェイペック（JPEC）とかいろんな組織が今度は連携して、三つがばらばらにやっておったんですが、「AIIB」がきたら放っとけないんですよ。アジア開発銀行は国際協力銀行とか、国際通貨基金（IMF）とかが全部一緒になってやっいてこうとする。となると我が協会もそうした国家的な連携プレーが正面に出てくる段階に備えどんな知恵が広がるのかってことを予測しなければいけないし、これを予感するための情報参謀を必ず皆さん方は周りにおかなければいかんでしょう。ならばその情報参謀も集約いたします様々なインテリジェンス、これを集めていくためには総会でもってしゃんしゃんしゃんと次のビールを飲むための時間のための会議を開く必要は絶対ないのでありまして、今こそそういった迫り来る時代を読もうとする気持ち、あるいは迫り来る時代を、いやそれはわしの息子の代の時代であってわしの代には関係ないんじゃないかとって逃げまどう、それを見ようとする精神。この二つの戦いがこれから日本国内のさまざまな業界で同じように展開されるだろうと思います。

そうした見るべきものを見ようとする勇氣、そして見ないといけぬものを見ないで済ます情氣、そういった気持ちを乗り越えていくためには前進する協会として今後の課題をしかりと目の前にスリープアウトしてこななければいけないのではないか、こういうふうに思えてなりません。

この問題意識を研ぎ澄ましてください。そうす

るとその問題意識に触れるような話が出てきた時にきらきらっと意識が覚醒します。これを電子的な同調と言いますが、情報上における電子的な同調、これを絶えず意識して新聞にもテレビにも、そして講演会にも臨んでいただくことを心からお願いしたいのと同時に、端末、大きな時代のうねりの端末は小さなニュースとなって我々の前に登場いたします。その小さなニュースが暗示している問題、例えばサウジアラビアの王様が死んでイエメンにおける様々な反政府勢力が強化されたというニュースを見た途端に、待てよ、スンニ派のサウジアラビアがシーア派のイランとの間にどのような対決をしていくだろうか。それはイランが逆にISを今こそシリアとイラクにおいて、ISを攻撃しているけれどもその攻撃を急に止めて実のところバクダッドまで迫ってくるISの勢力を逆にテヘランにまで引き受けるようなことがもし起きたら、これはどういうことになるか。それはタジキスタンとウズベキスタンを通して一気に新疆ウイグルにも猛烈なスピードでISの思想がアジアに波及するでありましょうし、インドネシアというあの猛烈なイスラム国家、あるいはミンダナオ島に主力をおいておりますフィリピンという国、さらにマレーシアというこれまたイスラムの国家。そういった国々が今後アジアにおいてISの今後の助長にどう呼応するかもこれまた放ってはおけません。ISを発生させている裏側にはどんな勢力がいるのか。私はそんな仮説を立てながら毎日見ることにしています。どうも空爆をしている、あたかもISをやっつけているようにしているけれども、どうもこの混乱を軸にしながらロシアの南下政策をチェックするとか、あるいは中国のアラブやアフリカに対する、特にナイジェリアあるいはスーダン、ソマリアというところに出ようとしている中国の対外戦略をチェックしようとする軍事的な意図が影響しているんじゃないかとそういう大変意地悪な仮説をたてながら見守ることにしております。

小さなニュースの向こう側にどんな大きな

ニュースが潜んでいるか。しかし小さなニュースはよくよく見つめると小さなニュースとして消え去っていくものでもあります。大きなニュースを含んでいる小さなニュース、それを見つけるのがあなたのインテリジェンスであるということを前提としますと、新聞はいい加減な見出しだけを追っかけていく読み方をしてはならないと言えるとおもいます。あれは何百人の新聞記者がいろんな外電を消化しながら、デスクワークを通じて見出しを大きくしたり小さくしたりやっているわけですが、あくまでもデスクワークに限ったことでありまして、新聞社の持っております大きな見出しのニュースはひょっとすると単発的なその場限りのニュースの場合があります。同時に小さなニュースでもこれを載せておかないと後々大きなニュースが起きたことに困るという存在証明的な小さいニュースもあります。そのニュースをしたたかに毎日検索していくことで、新聞の購読料は安い価値のある報道であろうと思います。

私たちは案外情報は兵器であると言われておりながら情報に対して無頓着な毎日を送り続けているような気がします。気に入った人間の言うことだけを情報として信用する、この誤った価値観を超えて、「気に入らない者が言うことは一番重要な価値である」ということを是非とも皆さん方の受信装置の中に置いていただきたい。気に入らない、異質情報を受け止めていくというその態度を是非とも持っていただきたい。たまたま赤旗も読んだほうがいいと思いますが。この中に赤旗のファンがおられたらごめんなさい。

少なくとも今度、橋下 徹代表が負けたのは、あれは平野区とそれから天王寺区、これを拠点とする大阪フラクション、共産党の力によって二万票は動いたのでしょう。その二万票が、あの一万票の格差の重要なエレメントであったというふうになわたしは解説をしています。果たしてどうか。大阪市民が都構想の持っている将来道州制への大きな思い入れ。これをもしここで通しておったならば、日本中は大阪府民を、大阪市民を見直した

であろうと。やっぱりノックの大阪かと言われるようなそういう状況下に敢えて甘んじた今度の都構想選挙というものは非常に大きな判別式、リトマス試験紙と、そういうものであったような気がしてなりません。だからといって拒絶された数字が九千票か一万票ぐらいのそこそこの差であったということは大いなる願望であります。よくぞ60万に匹敵する大阪市民のインテリジェンスのありようは近未来的なもの、あるいは長期未来的なもの、そういったものを実に敏感に反応するいかにも大阪人らしい数字であったという見方をします。この59万票と60万票と、どういうふうな評価をしながら今後における市長選挙、12月の市長選挙を大阪市民は打ち出すのでありましょうか。そして大阪維新の会は日本の維新の党と一体となったこの一つの政治的なアクションが今後ただ盛り場となって消え去っていく運命なのだろうか。

私は維新の党が、維新の党であるかどうかをはっきりと日本の現代政治史における証明をするかどうかの重要な端境期にきておると思います。

吉田寅次郎を処分し、そして奇兵隊が旗揚げし、いったん敗北した後、奇兵隊は久坂玄瑞の蛤御門の敗北を奇貨としながらどのように大きな体制変革への起爆剤となったかという歴史の教訓もよく見極めたときに、私は今度の橋下 徹代表のチャレンジは誠に爽やかな、誠にリトマス試験紙としての効果を発揮したものであるということをしみじみと実感せざるを得ません。

日本の公共事業っていったい何だろう、公共事業っていうのは民間資本を導入してやるよりもはるかに効率的でしかも公平性があって、これまではずばらしい資金投下の大きな狙いだと思います。しかし公共事業は国家的なファンドだけでやろうとしたら必ずその国家の政府は持続できません。民間のファンドがその公共事業に対してどうコラボし、どのように調整しのか、これを考える知恵、この知恵がなければなりません。協会はまさにそのややこしい問題、公共事業とい

う大きなしかも透明性の豊かな公平なお金に対して、それが地域社会における様々な効率的な付加価値を生み出していくためのコーディネーターとしてどう機能するかということが期待されている集団であるということを考えた場合には、公共事業に投下される国家ファンド、そしてそれに協力する民間ファンド。この両者の力をですね、どう調整するかということが新しい課題・使命となってゆくということを絶えず公正に展開して欲しい。

それはとりも直さず、「AIIB」に対して日本とアメリカとが中国だけに偏った資金供与の動きではなく、本当のアジアの幸せを考えるためにはアメリカと日本が考えるこのアジア開発銀行を中心としたやり方をきっかけとして「AIIB」の路線を修正させるべきだというこの日米の動きは大変重要な価値のある動きであるというふうに思います。

どうかお願いいたしますが、皆さん方は今までの日本の政府が打ち出しました公共事業に対する対応力だけで終始してきたけれども、そうではなくてこれからはアジアワイドにあるいはヨーロッパを含めながら日本の国民が生み出した生産価値、その生産力量や価値感が世界に向かって同調され評価されるものとなって認められるような橋渡しをやられる重要な国際人になっていただくことが大事ではないかと私は考えます。

日本人の戦後 70 年間、原爆を投下されてそして原発の再稼働に続いてこういうかたちのエネルギー政策の大きな矛盾点を抱えているけれども、プーチン大統領は必ずやノルウェーにおけるあの 10 万年以降においても放射能を確実に処理することができるということをノルウェー政府にやらせました。その成果が実らずと見るやプーチン大統領の腹の中には世界が困っているだろう、我がロシアは東シベリアにおける 200 キロ圏内において誰 1 人住んでいないという広大な地域を持っている我がロシアは、世界が悩んでいる、処理済み燃料棒を原子力発電所にとまなうゴミを処理するためにこういう用意があるということを

世界に訴えた場合、アレバというフランス、あるいは日本の三菱重工、あるいは東芝、日立、全てがこのロシアの呼びかけに対して待ってましたといってくっついていくんじゃないか夢見ています。

昨日のニュースでは日本列島の様々な自治体に対してこの処理場を構築するために賛成の方はどうぞ声を挙げてくださいとやっていますね。あんなのはいかにも日本的な情報戦略ですね。明らかに今、安倍内閣の中枢部にはロシアはそうした原発の使用済み燃料棒の処理について国際的な貢献をする用意があるというものを持っていそうな気配を感じながら、そうした地球上の原発エネルギーの維持を視野に据えているのではないのでしょうか。中国はあと 22 基造りますね。ロシアもたくさんの原子力発電所をシベリアに必要としています。そのニーズに応えるべき大きな処理場、最終的な出口である処理能力を持っていない日本では、私は日本のエネルギー政策は国際化の図式の上で勝負すると思います。そうした意味合いにおいても今後のロシアとの取り組み、そしてアメリカではとてもそれはできない、そういう課題を持っているロシアをどういうふうに手なずけるかと言っちゃ言い過ぎであります、日露の関係の中には大きな意味合いがある。

このまま放置していると、「日本も核武装をしてもらわんとかなわん」とか「日本と韓国が核武装することによって北東アジアにおけるバランスがとれるんだ」というようなことを言う人もちらほらと現れている。しかしそういうことを日本の安倍内閣は言おうものならたちまち瓦解するであります。日本は核武装しないけれども、しかしながら核武装に代わる新しい日米関係の強化、これをやるということによって取りあえず突破してまいりますけれども。確実に日本は拒否権を持っている国連における、安全保障理事会の常任理事国、になるというこれ壮烈な選挙運動は今始まっていると思います。あの国連における安全保障理事会の常任理事国という一人前の重役入りになる

こと。これが大変な安倍内閣の課題であり、憲法改正はその次であるということを前提としながら国連対策の問題点に是非皆さん方の気持ちをしっかりと定めておいていただきたい、これは私の今日の最後のお願いでもあります。

お手元に配りました、実に汚い、見ちゃおれないような資料でありましたけれども、その資料が訴えていく情動的な価値、これを是非とも読み

取っていただいてこれからのお役に立っていただければ幸せとなります。どうかこの資料を持って帰って後はどこにあるのかわかれへんてなことはないように、できれば皆さん方の明晰なるコンピュータ機能によって、きれいなパソコン処理をしていただくことを心からお願いして私の講演を終わりたいと思います。ご静聴いただいて本当に、本当にありがとうございました。

国際化だ。グローバルだ。

鎖国日本から飛び出せ！！

今や、6人の参謀でシフトしよう！！

情報参謀

変幻極める環境のもと兵器と化す情報をしたたかに分析。
時には蝶略も・・・

側近参謀

とにかく孤立するトップのメンタリティ重視で平常心を支え抜く。

資金調達参謀

資金不足に陥入らない。兵站万全の「蕭何」の役。

※「蕭何」劉邦に天下を取らせた名参謀

戦略企画参謀

戦いの中に勝ちを求めず勝ちてのち戦う。作戦計画の戦略性。

労務参謀

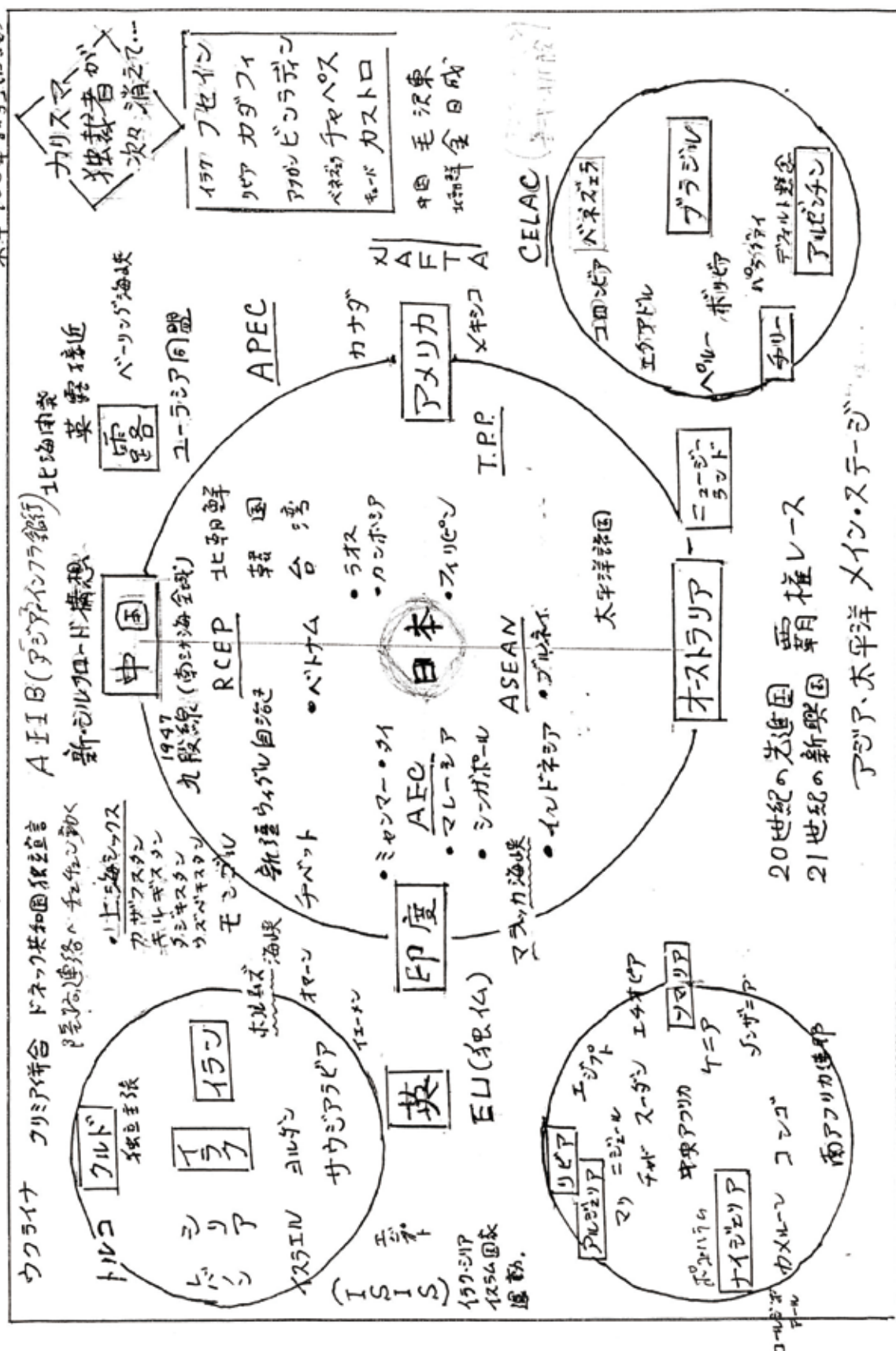
上下志を同じくする者（組織）は勝つ。

諫言参謀

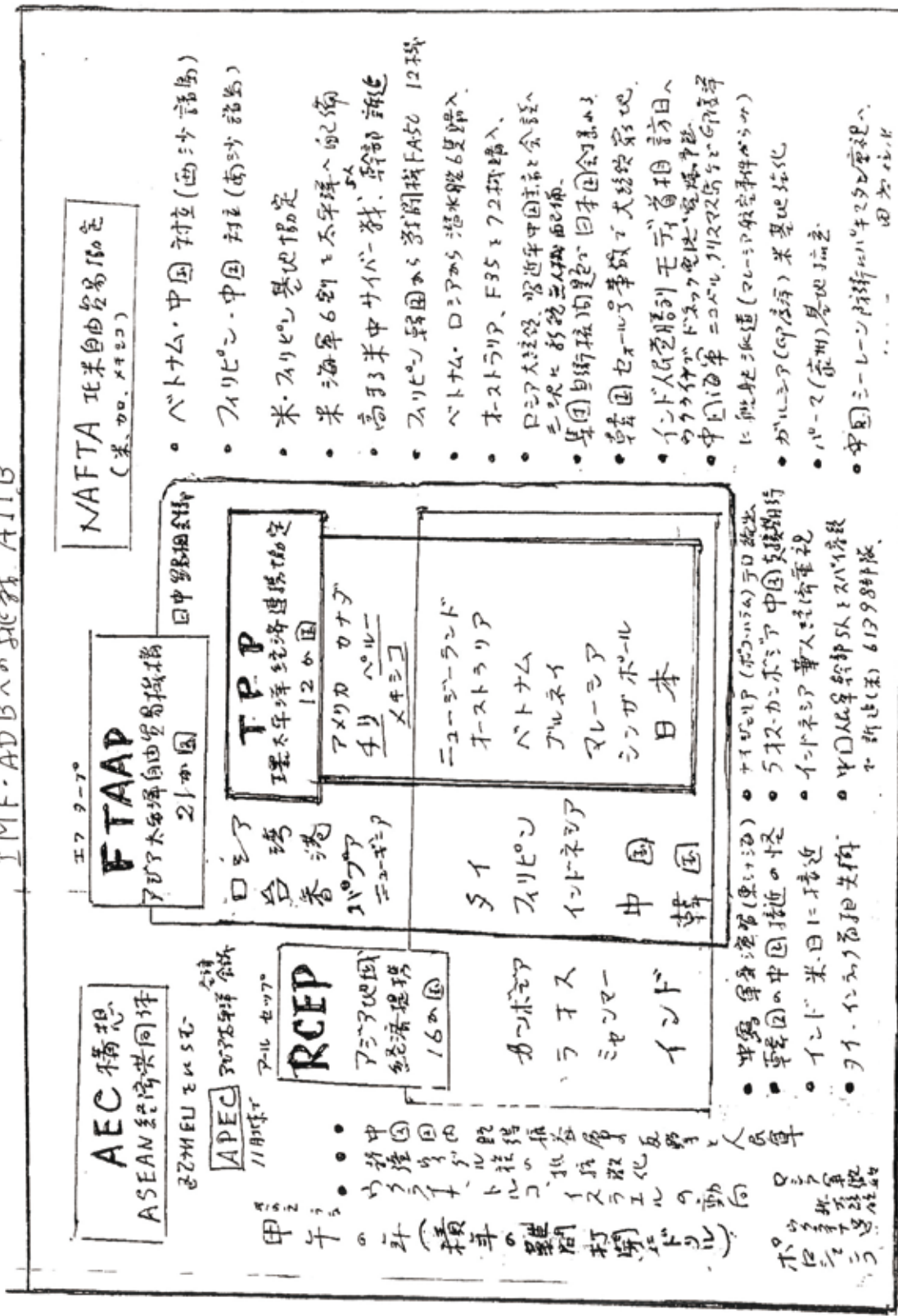
気に入らない意見でもここぞという時にトップに忠告する。

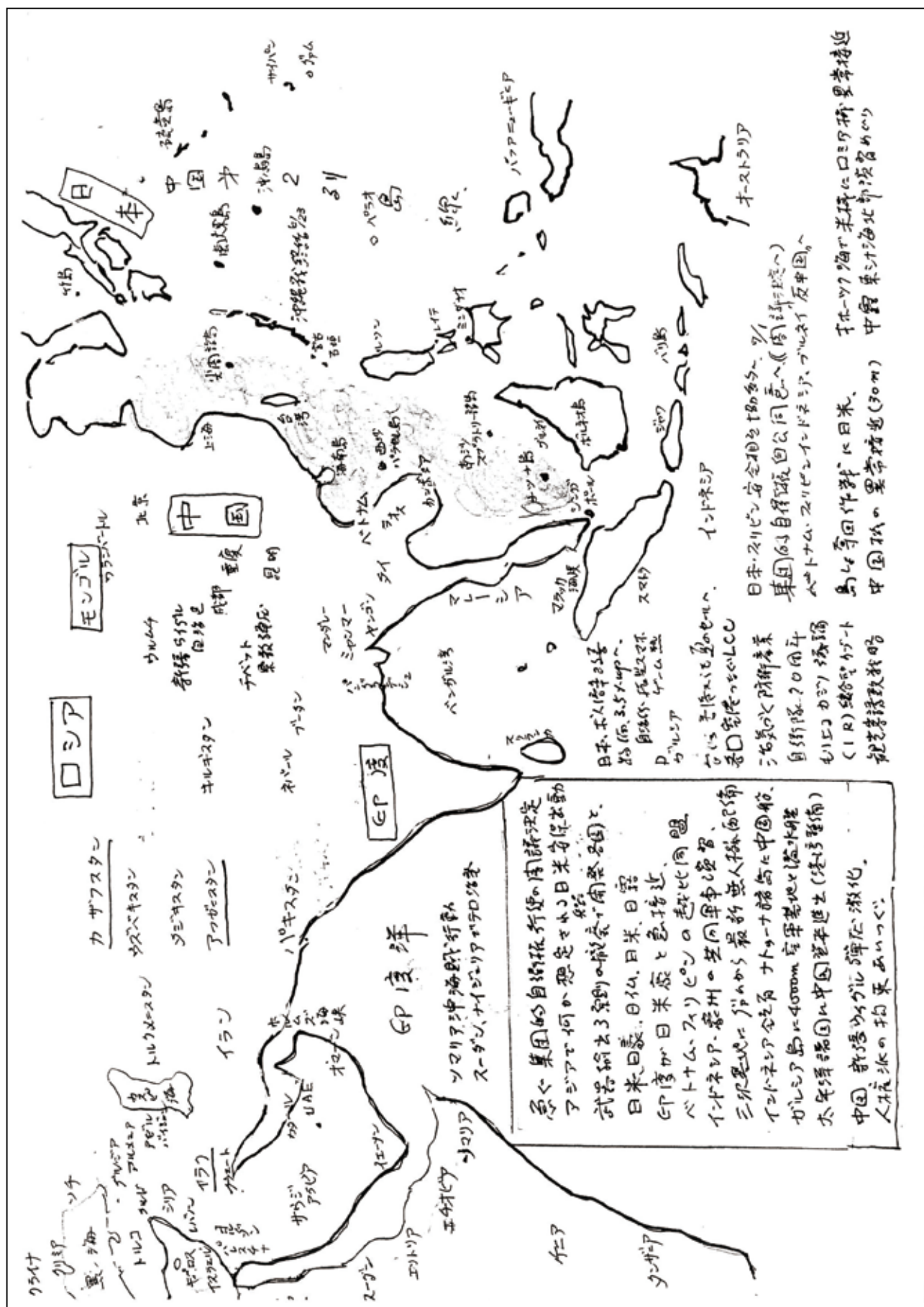
世界はカオス(混沌)の不安定な多船構造

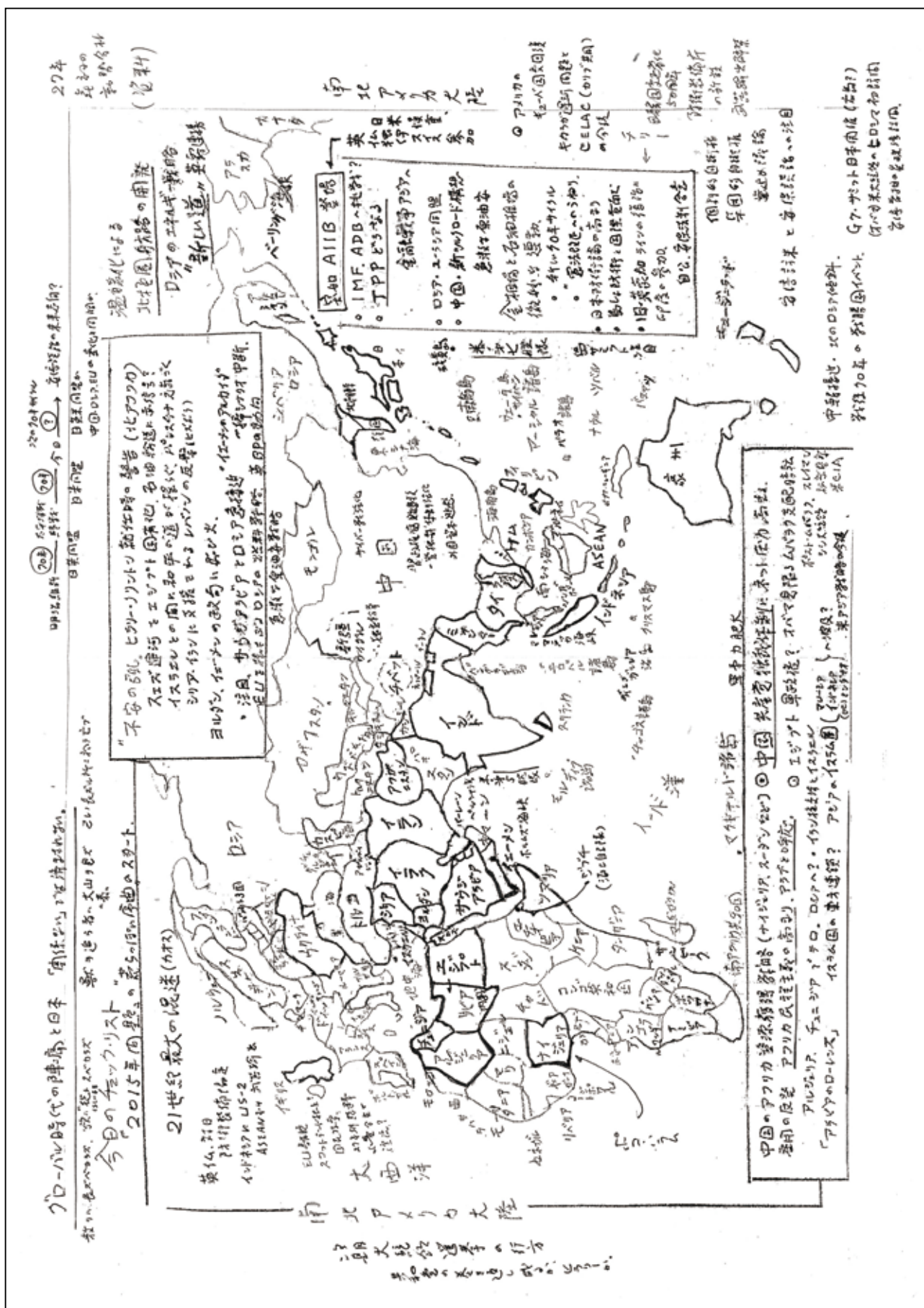
大國政治の思想
「米中100年戦争」(日経)



IMF・ADBへの対話 AIIIB





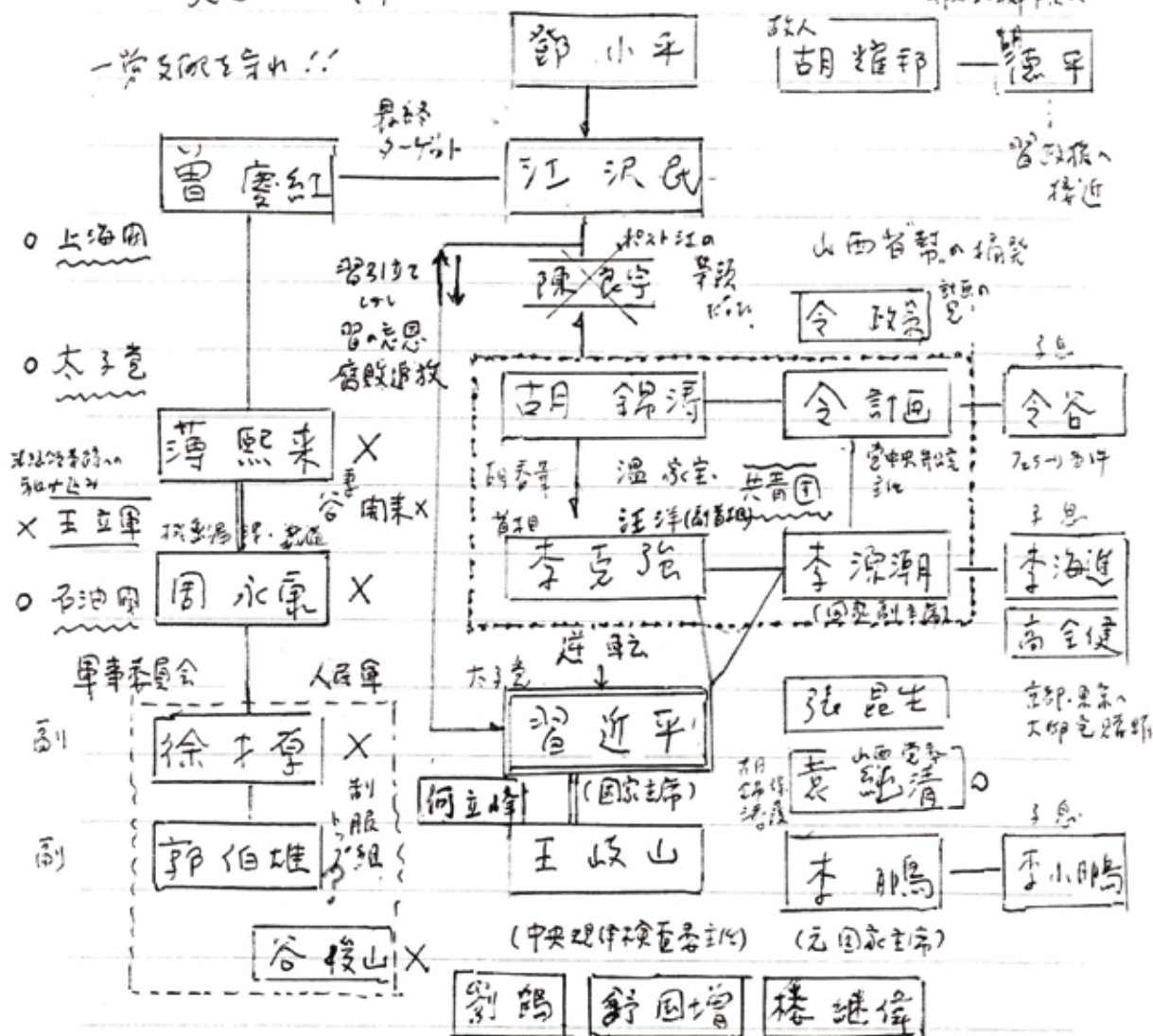


槍拳教

(被逮者 5万1393人)

- 舟泊舟ヲス公務員 2871人 一聖域孔一 批行作戦 680人
 - 局長ヲス 253人
 - 大連ヲス (軍部別) 8人
- 汚職摘発、次日、党長・軍の徹底排除

習政不殆・反腐敗キャンペーン



- 金地赠照
- 赖昌星卷输事件
- “西山开肃清”
(山西省)
- 家裡的逃避
- 北戴河会议
- 黑帮、国民监视体制
- 財產隱匿

中國之孝道曰「大公無私」。

現實は「公」のモロの「私」を指す。

- ① 金. 田. 徐. 袁 (李泳湘)
新人組 胡錦鴻

平成27年度 第一回実務研修会



講師
(一財)経済調査会
市川 啓次郎 氏

皆さん、こんにちは。東京は大変暑かったんですが、大阪も非常に暑くて、そうした中会場びっしりでお疲れさまです。

今日ご出席の皆さん方は起業者側の方、あるいはコンサルに所属されている方、それぞれ補償の専門家の方ばかりでございます。一方、講義する私の方は補償に関してはもう素人です。とは言え、私も会計検査院に在職中公共事業の関係の検査に長く従事をして参りました。どちらかという、補償よりも工事の方の検査に係わることが長かったということがございます。工事の検査をやっていていろいろと道路や橋梁の設計や積算などに問題があるということを指摘することはできても、じゃあ、自分で設計してみろ、積算してみろと云われてもとてもできるわけではないわけでありませう。そういう点で補償の問題も同じであります。会計検査というものはそもそもそういうものだと思っております。それぞれの分野の専門家がやられた仕事を検査をして、しかしプロであっても人間でありますから様々なミスを犯すことがある。そのへんを検査のプロの目から見てどういふところに間違いがあるか、問題があるのかということ、これを指摘をしていくということでありませう。長い間検査をしておりませうと、ややもすると専門家の皆さんが陥りやすい隘路と言いますか、傾向と言いますか、そういうものが少しずつ見えて参ります。皆さんにとっては、決して嬉しくないこと

ですが、最近の特に公共事業の会計検査で、補償の問題について調査官たちが熱心に検査をしているという状況がございます。実際に毎年発表される検査報告を見てもかなりの補償の指摘件数が挙がっております。

確か、以前ここにお招きいただいたのは3年前の10月だったと思います。それから23、24、25年度と検査報告が発表されております。その中で少なくない補償問題が掲記されております。そうした事例を中心に最近の会計検査院、どんなところにポイントをおいて検査をし、そしてまた実際にどんな問題が指摘をされたのかというお話を披露しながら話を進めてまいりたいと思ひます。その中で皆さん方は、プロでありますから、なるほどということ、私が下手な説明をしただけでもすぐポイントは押さえていただけると思ひます。

今日、休憩後の後半になりますけど、工事の関係の検査院の指摘事例についてはこここのところずっと、実際に指摘された構造物を私自身実際にそれを見て写真に撮って、それをパワーポイントに編集して見てもらうということをやっております。なかなか補償の問題というのは、実際現場に行っても、もうすでに対象の建造物等が撤去されたりして、収穫もそんなにはないんですが、それでもやはり実際に現場に行ってみますと全体状況、あるいは撤去された跡、場合によっては

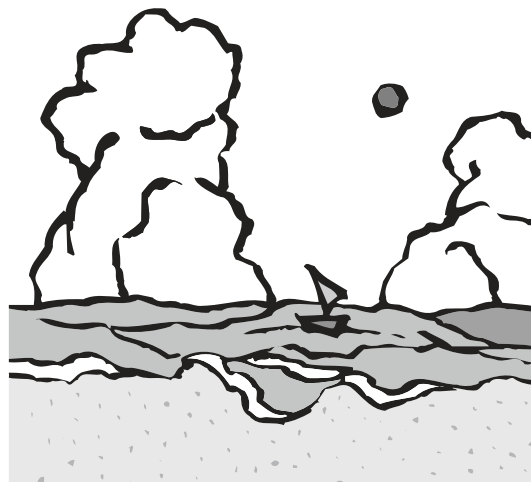
ちょっと残っていたりすることもあります。25年度の指摘された5件そのうち4件については、実際に現場に行ってどんな現地状況なのかということを見てまいりました。それを写真に撮ってきておりますので、パワーポイントでそのものを見ていただいて話を進めようかと思っております。

それでは、レジメに基づいて話をすすめます。12事例となっていますが、25年度分は5件分がまとめられているので実際は16件になります。21、22年度の話も一部入れてあります。

1番目の事例であります。建物の移転補償で過大になっていたということです。K河川国道事務所がこの年指摘をされた事例であります。補償対象はガソリンスタンドです。全体が2億2,000万円ということでこの契約がなされております。移転補償費については、実際に施工された工事費を積み上げていく、これは当然のことです。そして見えない杭とか、そういう不可視部分については補償の基準によると建築確認申請図等の既存図面を利用して算定しなさいということになっておると、ここがポイントです。事務所ではコンサルに委託して補償費を算定しておったわけです。最後のパラグラフに書いてありますように基礎杭についてはコンサルが作成した成果品である基礎図、これには外径800ミリで、厚さが12ミリ、杭長が5～6メートルの計78本の鋼管杭で造られているということで基礎図になっているものですから、基礎杭の工事費を1,500

万円とはじいていた。これに基づいた補償費を支払っていたというケースです。ところが、検査の結果によれば、会計検査院の調査官が本件について検査をいたしました。確かにコンサルの作った基礎図ではそうなっているけれども、不可視部分であるから建築確認申請などの既存の図面で確認したい。それをするように指示をいたしました。そうするとこの杭は鋼管杭ではなくて、ここに書いてありますようにセメント系固化材による地盤改良杭、本数だけは78本で合ってます。名前は杭というふうに、あるいは杭とは言うのかもしれませんが全く違う代物であるということが明らかになって、その差額は、実際にもっと大きかったんですが、その他に本来見るべきものを見てなかったということがあります。そういう補償項目等も若干ございましたので、結局約700万円が過大だということで指摘に至ったという事案です。

敢えて少し前の事例をお話したのは一つ理由があります。その3年前ほどにK県で基礎杭の補償でかなりまずいのがありました。河川工事でK市内の4階建て共同住宅が補償対象になりました。補償の内容は、径1.5メートルの場所打ち杭ですね。長さが33メートル、それが10本ということで2,500万円だという補償をしておりました。これを最近の会計検査の特徴なんですが、県がこの書類を事前に検査院に送ってあったんです。若い調査官だったんですが、工事を主体にし



て検査をする一方、補償についても少し見ようということで、補償の案件も何件か3号調書に基づいて指示をして提出をしてもらいました。だいたい検査の2か月くらい前に実地検査は発表になりますから、急いで提出してもらおう。調査官は在庁中の時間を利用していろいろ設計とか積算とかあるいは補償についてチェックする。そして、この調査官は工事検査の経験があるものですから、この程度の建物で1.5メートル、33メートルの場所打ち杭というのはあるかということで疑問に思ってメモをしておいて、K市内の工事だったのでK土木事務所の検査の時に細かく事情を聞いてみようということで検査場に臨んだわけでありませう。実際検査をしてみると確かにコンサルタントの作成したものということで、書類上では場所打ち杭径1.5メートルということで図面等になっているということでもあります。しかし、どうにもその調査官が県の方の説明が釈然としない、納得

できないものですから、とにかく本件に関する写真から図面など一切切切の書類を全部検査場に持ってきてくれということで、目の前に積み上げて一枚一枚精査していったんです。そうしたところ一枚の紙がその書類の中に入っていて、それは実際にコンサルタントが作った杭の書類といえますか、こういう杭でいくらくらだというものが入っていたんですね。それですぐに調査官が県の担当者に、これは何だということで迫りました。県の担当の方が実はコンサルの方からは実際には現場は径40センチ、長さ4メートルの既成杭、コンクリートパイルで施工されていると報告があった。しかし、どうしても被補償者との交渉が難行をして金額の折り合いがつかないということで困り果てて、自分がコンサルタントの作った杭部分を改ざんをして、40センチの既成杭ではなくて1.5メートルの場所打ち杭というふうにして、数百万円の工事費のものを2,500万円と

誠実と確かな技術・・・そして社会に貢献



内外エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 池田 正

補償コンサルタント登録 補25-第150号

登録部門 土地調査／物件／営業・特殊補償／事業損失／補償関連

〈所属団体〉

(一社)日本補償コンサルタント協会
(一社)建設コンサルタンツ協会
(一社)海外農業開発コンサルタンツ協会
(公社)日本下水道協会
(公社)日本水道協会
(一社)農業土木事業協会
(一社)地域環境資源センター
(公社)土地改良測量設計技術協会
(公社)日本水環境学会
(公社)日本河川協会
(公社)日本測量協会
日本測量者連盟
(公社)街づくり区画整理協会
(公財)日本測量調査技術協会

(公社)土木学会
(公社)農業農村工学会
全国農村振興技術連盟
全国簡易水道協議会
(一社)管路診断コンサルタント協会
(公社)日本地すべり学会
(公社)日本道路協会
(公財)日本生態系協会
(公社)地盤工学会
(一社)日本有機資源協会
(一財)日本水土総合研究所
全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会
バイオガス事業推進協議会

本 社 〒 601-8213 京都市南区久世中久世町1-141
TEL (075) 933-5111(代)
本 社 別 館 〒 601-8213 京都市南区久世中久世町2-103
TEL (075) 932-4353(代)
大 阪 支 社 〒 541-0043 大阪市中央区高麗橋1-6-10(豊田日生北浜ビル)
TEL (06) 6221-3081(代)
滋 賀 営 業 所 〒 520-2143 大津市萱野浦24-50(ティアラ大津)
TEL (077) 524-6275
奈 良 営 業 所 〒 630-8121 奈良市三条宮前町4-21(プレステ11番館)
TEL (0742) 36-3535
神 戸 営 業 所 〒 650-0022 神戸市中央区元町通6-1-8(東栄ビル)
TEL (078) 341-3511
和 歌 山 営 業 所 〒 640-8323 和歌山市太田1-13-1(駅前東ビル)
TEL (073) 473-6117
岡 山 営 業 所 〒 709-0853 岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘1丁目1-15
TEL (086) 952-9020

支 社 東京 福岡
支 店 東北・中部・中国四国・南九州
営 業 所 埼玉・千葉・船橋・神奈川・北陸・長野・三重
守山・京都北・京丹後・南丹・姫路・但馬
山口・隠岐・徳島・愛媛・佐賀・長崎・宮崎



ホームページ

<http://www.naigai-eng.co.jp>

いうふうに水増しをしたんだという重大なことを検査場で明らかにしたということがありました。そんなことがあって、一斉に調査官たちも建物の杭に対して場合によるとそんなこともありうるんだということでもかなり集中的に検査をいたしました。そうした延長上でK河川国道事務所の杭の問題も出てきたということです。

また、会計検査院では「検定」ということをやります。あまりみなさん、聞いたことはないと思います。会計検査院は検査に行っているいろんな問題を指摘して、そして例えば過払いがあったら取り返せとか、あるいは工事のまずいのがあったら手直し補修をしろとかいろいろそういうことを指示します。指摘した事項を検査報告に発表してそれで終わりではないわけでありまして。例えば本件でしたら700万円の、これ直轄ですよ。ですから国費が過払いになっていたという事実があるわけです。それをどうするんだということを今度は会計検査院はさらにその後もフォローアップすることが義務付けられております。このような問題があったと検査報告に掲記をします。その検査報告に基づいてその後の処置をどうしたのかということで、国会、さらには国民に報告しなければいけないわけでありまして。この中で、「検定」においては、一つはそういうミスをした関係者に対する処分をどうするのかということがまずあります。大抵このようなかたちでミスを検査で咎められて検査報告になるということになりますとそれぞれの事業主体では処分を行います。もちろん一番厳しいのは懲戒免職となるわけです。まずはそこまでいきませんが、下の戒告とか嚴重注意だとかそういう処分をしてそれを検査院に報告をするわけですが、その処分が妥当かどうかという判断を検定ということで行います。

それからもう一つは、「損害」です。700万円という国損を発生させたということですから、その国損の修復はどのようになったのかということ。これを詰めていきます。仮にその分がそのままになっているとしたら、その関係者に賠償を

命ずるというふうなことをやる。検査報告の次に「検定」というそういう仕事があるわけでありまして。本件の場合を聞いたところによりますと、確か、幸いに全額払い済みでなくて一部まだ未払い額があったということで、それと相殺をするというかたちがとれたんだそうでありまして。その点で、結果的にいわゆる国損が発生していないということになったそうでありまして。

過払いになった分について被補償者から返してもらえるのかどうかということについては議論があります。これは起業者といいますか、事業主体が判断することでありまして、いろんなケースがあるそうです。中にはこっちのミスで過払いになったから「すみません返してください」ということで運よく返してもらえるケースもあるそうですが、たいていはそうはいきませんよね。被補償者のほうは、あんた方が算定していくらだと言うからハンコを押したんで、今さら過大だった、過払いだったから返してくれって言ってそんなものは返さないよというのが普通の被補償者でありますし、そのへんについては法律の専門家等に聞いても、それを返せということを請求する権限は補償を行う側にはないのではないのかというのが一般的な見解のようでありまして、運よくそういうことを持ちかけて相手が応じてくれればそれに越したことがないのですが、多くの場合はそういうことで返してもらうことはなかなか難しいし、またそれは法律的にも無理だろうというのが法律家の見解であるということを知っております。

2番目の事例に移りたいと思います。機械設備等の移転補償費の問題です。F市という自治体がございます。ここでリサイクル施設の移転を補償したもので、結構金額大きいですよ。5億7,000万円というかなりの金額を補償しております。その損失補償については、損失補償算定標準書等に基づいて行っているわけでありまして。問題はこの機械設備のこの補償の際には移転に関する補償のうち再築する際の機械設備の先ず購入費があります。それから設置するための工事費、両

方で構成されているわけですが、算定標準では双方に再築補償率を乗じて算定しなさいということになっているわけですが、F市ではこの補償費の算定にあたって設備の購入費のみに再築補償率を乗じて、3億1,600万円と算出していたということですが、これは設備の購入費だけでなく、設置するための工事費にも乗ずるべきものであるということが基準上明らかになっておる。従って両方にこれに乗じて適正な補償費を算定すると、8,000万円が過大になっているということで指摘をされたという事例であります。機械設備に関する補償について、検査院がかなり力を入れて見るようになったきっかけの一つです。私なんか素人でありますから、これを読んだときに、補償するのに工事費のほうにまで再築補償率を乗じてしまったら、実際再築しなければいけないわけですからチョット酷なのではないかな。実際に機械設備の購入費、古くなったものですから再築補償率をかけるのはともかくとして、工事費は新たに新設するとしたらそれに乗じたら酷なんじゃないかなと思ってしまいました。そんなことを担当した調査官、課に話を聞きましたら、この場合はそういう錯覚を確かに市もしてしまったんですね。この場合、補償費の算定をコンサルに委託したのではなくて市が直営でやっておりました。それですから担当の方もつい錯覚をしたもようであります。単純に考えて例えば、固定資産の償却ということを考えても、これは実際には設備とプラス設置工事費の合計で構成されていてその総額をそれぞれ償却していくということになるわけであります。更に我々一般の住宅だって、例えば価格が3,000万円だとしてそれはやっぱり材料費プラスその時の工事費等全体で構成されているわけありますから、わざわざ設備の購入費と工事費等に分けて一方だけに再築補償率をかけるというやり方はこれは間違いであるということであります。かつてこの算定標準書に、そのへんのことは具体的に明確に書いていないという時代もあったそうではありますが、本件が抛りどころにした21

年度の算定基準ではそのへんのことも具体的にはっきりと両方に乗ずるんだよと書いてあるそうでありまして、この算定書の補償費の算定は明らかにミスであるということで、この年に不当事項で指摘をされたという事例が2番目です。

3番目に移りたいと思います。H市の建物移転補償の事例です。土地区画整理で鉄骨造の倉庫、車庫等6棟が対象になりまして、補償が行われております。全体約1億2,000万円の補償でした。このような鉄骨造の建物の補償をする場合、推定再建築費を算定するわけですが、まず、く体の重量を求めて、それに、く体の工事費を算出するというやり方、これが基本であります。く体の鉄骨重量及び耐用年数というのは、いっぱい鉄骨が使われていますから柱とか梁、そういう主な構造部分に使用されている鉄骨の肉厚区分に応じて算出するということに基準はなっております。そして区分は3種類、9ミリ以上、4ミリ超から9ミリ未満、4ミリ以下。3区分で区分してください。重量を積み上げて費用をかけるというふうになっております。この場合、類似の建物と同種同等であると判断をしまして、倉庫2棟については肉厚が9ミリ以上、車庫については4ミリを超えて9ミリ未満というふうに重量をだして移転料を算定していたということですが、これが実際には違うぞということであります。これも確か、建築確認申請の時の図面等を持って来させて、実際にこれらの鉄骨の厚みをあたって、違うじゃないか、ということで検査をしたというふうに聞いています。倉庫については9ミリ以上ではなくて6ミリであった。別のもう一つの倉庫は2.3ミリであったということ等で実際の区分が違うぞ、ということでこれは問題にされました。もう一つは消費税ですね。仕入税額控除対象となるのにそれを入れてないということ、それを除くべきだということ二つでもって合わせ技で補償費が過大だということで指摘になった事例であります。これもぽつぽつとその後も続いております。またあとで同じような事例が出てまいります。

4番目にいきましょう。キュービクル式の変電設備に係る移転補償費の算定ということで、省に対して処置要求を行った事案です。概要の4パラグラフになりますけれども、移転補償の算定、対象の中に設備があるわけですが、その設備の中にはここで書いてありますような、変電設備を含む電気設備、昇降機等のように建物と一体となって効用を全うする、これは「建築設備」として区分をして建物と一体のものとして算定するということがまず一つ。一方、それ以外に原動機等によって製品の製造等を行う等、製造等に直接関わらない機械を主体とした、例えば排水処理施設等については「機械設備」ということで区分しましょう。建築と機械に区分しましょうということにまず基準ではなっております。

そして、次のところは機械設備の移転には実際に同じレベルのものを購入して据え付ける「再築工法」と、現物をそのまま持って行って据え付ける「復元工法」と二つの方法があるということで

す。再築ですと新たに購入して据え付けとなる。復元の場合は運んで行ってそれを据え付ければいいということで費用も組み立て費が主で、もちろん復元のほうが安くなるということになっているわけであります。

この年、会計検査院が問題にしたのは「変電設備」であります。変電設備には変圧器等の機器を現場に配線して据え付ける変電設備の他に、変圧器等の機械を金属製の箱に一括して収めたキュービクル式の変電設備があるわけです。キュービクル、これは工場で作ってそのまま現場に運搬して箱ごとボルト等で据え付けるというもので、中小規模の工場等で広く活用されているわけであります。このキュービクルについてどうなっているかということで問題にしたというのが検査の結果のところから少し詳しく説明をしているわけであります。

この年、直轄と補助工事でキュービクルを含めて補償したものが73件、検査対象でありまし

補償コンサルタント業務の必需品

テクノ補償システム

☆ お客様の業務をご支援いたします ☆

社会とシステム、情報と人とのベストパートナーとなる
次代を見つめたコンピュータシステムづくりをめざして！



代表取締役 米崎 司

＜事業内容＞

- ◆ネットワークシステムのコンサルテーション・設計・施工
- ◆ソフトウェアの開発・販売
- ◆ハードウェアの開発・販売
- ◆コンピュータに関するコンサルテーション及び教育
- ◆コンテンツの作成

＜熊本本社＞

〒861-4113 熊本県熊本市南区八幡5丁目17番43号

TEL 096-358-5100/FAX 096-358-5109

URL <http://www.techno-corp.co.jp>

＜東京営業所＞

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目2番1号

スカイグランデ汐留1104号

TEL 03-3438-2927/FAX 03-3438-2928

た。この73件がどうなっているかというと、まず、「建築設備」というふうに分類しているものが34件36基、約半分ですね。「機械設備」というふうに分類して補償しているのは39件42基、ちょっと多い。というふうに全く区々になっていたという事実があります。さらに建築設備としていた移転補償費については建物と一体として、これは当然かもしれませんが、「再築工法」ということで補償費を算定していたということがあります。検査院の見解は、この短く3行のところで「しかし」の所に書いています。キュービクルってというのは従来の受変電設備と違って、建物と一体でなくても機能して取り外して移設することが容易な特徴をもっているんだ、ということで建物の標準耐用年数に比べて極めて短いものになっているということでもあります。そうしたことからいって、これは機械設備として算定するのが合理的であるというふうに、ここでまず結論は建築設備として補償するのは適切でないということでもあります。そして、さらに「機械設備」ということになりますと今度は「復元工法」というのが可能になってくるわけです。「復元工法」でいけば、当然また補償費が安くなってくるというふうなことがあります。こういうことでまず、建築として補償費を算定するのは問題である。ただ、機械であるべきだといっても全てを復元でやれと言うことはこれまた実態からいって無理があるということで、これは1件1件精査をしなければいけないということで、中には復元できるものもかなり含まれていた。したがって実際に復元できるものは「復元工法」ということで補償費を算定しなさい。ということで今後に向けて省に問題提起をして、省としてもこれを受け入れて建築ではなくて機械としてやりましょう。復元できるものは復元としてやっていきます。ということで、本件について今後に向けて改めるということになったという事案であります。

5番目もまた省に対して問題提起を行いました。今度は浄化槽についてであります。単独処理

浄化槽についての補償を問題にしているわけがあります。事業の概要も、「また」からの5つ目のパラグラフでありますけれども、道路事業の場合をいっているわけですが、建物移転に伴い、耐用年数満了以前に既設の施設の改善を行って、改善時期が早まったことについて、それはそのまま移転補償費に含めて補償することとされている。つまり損失額は移転がなければ改善が必要になるまでにその費用を金融機関から預け入れたであろう運用益に相当する。その分を控除しなさいというある意味では補償の基準において精神を謳っているわけがあります。

これを抛りどころにして今回会計検査院が問題にしたのは単独処理浄化槽なるものであります。

単独処理浄化槽っていうのは、し尿だけ処理するもので現在これは販売されておられません。これは禁止されているわけでありまして。現在ではし尿処理に加えて生活雑排水も併せ処理する合併処理浄化槽、平成12年法律が改正されて13年以降は全て合併処理浄化槽でなければならない、単独処理浄化槽を設置してはならないということになっておりますから、実際には製品としては製作、販売されていない。ところが、当然補償ですからかつての単独処理浄化槽が補償対象にのぼってくるわけでありまして。その時の対処について会計検査院が問題にしたということでもあります。2ページ目のほうに参りますけど、実際にもうそのような製品が販売されていないわけでありましてから、市場価格、資材価格というものを掴まえるということは不可能であります。また見積もりをとって価格を把握する、これもまた不可能であります。ということから直轄や少なくとも自治体では、合併浄化槽のいわゆる同じ人槽のものをもって比較するというところでやるしかしょうがないんじゃないかということで、合併浄化槽のいわゆる単価、設置費ですね、材工単価をもってこの単独浄化槽の補償費を算定していたということでもあります。9行目の後ろのほうに書いてあります、5人槽の場合で比較しております。5人槽の場合ですと合併

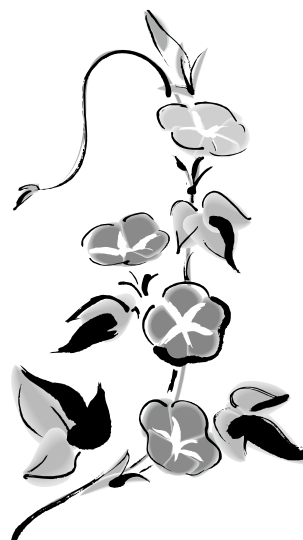
浄化槽で26万円から48万円、平成11年当時の単独浄化槽は9万円から11万円であったので3倍の開きがあったということです。これは何も5人槽でなくても2、3人槽でもそのような開きはあるということでもあります。ただ、これは当然時点がかかなり違うわけでありますから、単純比較ということにはいきません。そういう点で経済指標である、例えば工事費デフレーターとかそういう指標を用いて比較してもこの間、大きな物価変動がなかったということで10パーセント程度の増減幅で推移してきていることであって、明らかに合併処理浄化槽で補償するのは過大であるよということでもあります。これまた、省に問題を投げかけて省もそれを受け入れて今後の補償ではそのへんのことをきちんと明確にして過大補償にならないようにしますということで処置がとられたということでもあります。

ところでこの4番と5番の事例ですが、検査院の指摘事項に「不当事項」と「処置要求あるいは処置済事項」という大きく分けて二つの形態があります。同じ検査報告に載るものでも不当事項と処置要求、処置済事項ということでは、同じ検査報告でもかなり違います。不当事項というのは明らかに担当者、担当機関が定められた基準とか予算とかそういうものに基づかない、いわゆるミスでもって不経済な事態を発生させたということで問題になる事態であります。それが不当事項であります。この不当事項ということで掲記されるとなると、これは先ほど言いました検定ということが追っかけてきて経済的損失はどのように補填されたのか、そのようなミスを犯した担当者の処分は適正だったのか等々含めて厳しくその後々までその処置を追及されるということになります。従って会計検査受検の場合は絶対避けなければならない指摘が不当事項であるということはいうまでもないわけであります。

一方、処置要求、処置済事項とはどういうものかという、これは担当者とか担当機関のミスということではなくて、そもそも本省とか本社とか

そういうところで定めている要領とか基準、そういうものが不適切であったり、具体性明確性に欠けていたりするために実際の現場では不経済あるいは不合理な事態があるというときに指摘するもので、つまりこれで指摘されることは担当機関、担当者のミスということではなくて、どちらかというとその本部や本省の基準、そういうところに原因があるということです。それに対して本省から事務連絡を流してきっちり今後の処理を明確にするということでもって一件落着ということになりますから、これでもって問題にされたとしても一般的には担当者の処分だとかいわゆる過大部分を何とかしろとかということにはなりません。

問題は、一旦、例えば今度のキュービクルや浄化槽にもありましたが、こういって「今後はこうします」と省が具体的に言いました。今度は方針が明確になったわけです。ですから今後その方針どおりやられていない事態があると、今度は「不当事項」ということで指摘をされてしまうことになります。この後、至近の具体的な事例をお話しをしたいというふうに思いますけれども、そういう関連にあるということでもあります。ですから「処置要求、処置済事項」これで指摘されたときはそんなに痛くないと言っちゃ言葉は適切でないんですけども、その後はそれをきっちり押さえ



ておいて、その通りにやっておかないと今度は「不当事項」で問題にされてしまうということでもあります。その具体的な事例は後でお話ししようと思います。

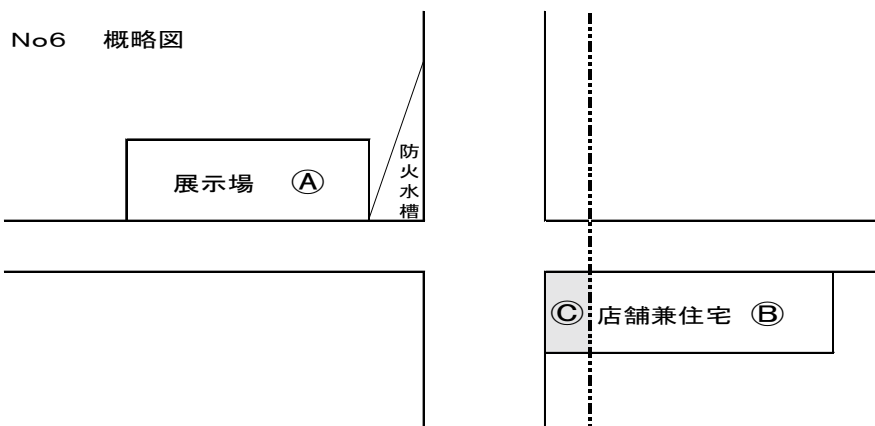
6番目にまいりたいと思います。また建物の移転補償であります。これは、なかなかちょっと理解しにくい話でありますので、この後図を書いて説明しようかというふうに思っております。文章に基づいて最初おさらいをしておきましょう。まずⅠ県で24年度の検査で指摘された事例であります。店舗兼住宅の木造三階建ての所有者に8,200万円を補償したということがあります。3パラグラフのところで算定標準書によれば、建物の移転先を同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を取得することによって行うというふうにされております。次に残地を移転先として認定した場合、移転させる建物が複数の用途に供用されている場合は、その用途ごとにその従前の建物の機能を残地に再現することが合理的か否かの判断を行って、移転補償費を行いなさいということになっておるということです。

そして本件で問題になりましたのは最後のパラグラフのところであります。移転補償の実施に当たって支障建物と一体的な営業活動を行っているとして、商品の展示場についても移転対象に含め、そして支障建物及び展示場等の2棟が立地している土地の一部を残地として補償していたということでもあります。これに対して検査院が現地の状況等を確認したところ、この補償は適当でない。展

示場は、支障建物と道路を挟んで反対側に立地しているため、本件歩道の新設工事に支障がなく、一団の土地ではないというふうに判断し云々というのがあります。ちょっとこのへんからなかなか現地の状況が頭がないと解かりにくいかなと思いますので。

まず道路がありました。これは広い道路でありまして、実際の店舗兼住宅というのはここです。ここに店舗兼住宅がありました。こちらに少しこんなふうになって、これが店舗兼住宅です。こちらが展示場というふうになっておりました。これは後でちょっと現地の写真をパワーポイントと一緒に併せて見てもらおうと思いますけども、Y温泉という非常に有名な観光地でありますからきれいに歩道整備をしております。こういうかたちで歩道を整備するということになりまして、店舗兼住宅が支障になるということになって当然この部分が事業に必要なわけであります。

仮にこちらをA、これ全体をB、そしてこの部分をCということにしたいというふうに思います。文章に書いてありますけどまず、この店舗兼住宅の全体を除却して補償するということです。もう一つ、問題になったのはこっちです。こちらの展示場、こちらについても建物を除却するということでもあります。そしてここに展示場、それからこちらの店舗兼住宅、これをこちらの敷地に再築をするということで考えました。そしてこのCの部分に歩道を新設するというふうに考えて補償をしていたものであります。



それを検査院の調査官がちょっと待てと。その補償は異議ありということで問題にしたということでもあります。検査院が対置をした補償の方法というのは先ほどと違って、この店舗兼住宅、これは直接この歩道新設に障害になるから、これを壊すというこのことについては同じであります、2番目、この店舗兼住宅の店舗の機能だけをこの場所に再築すればいいんじゃないかということでもあります。

住宅はどうなっちゃうのか。これは他所にしかるべき所に築造すればいいと。店舗は結局この展示場と一体的な機能を有しているものであるから確かにここになければいけないけれども、住宅機能は必ずしもここになければいけないという必然性はないのではないかということで、これとこれが一団の土地だというふうな認定はできないと。その一団という規定を、これは決まりを逸脱をしている。それから後、用途ごとに判断しようということになっているんだから、店舗機能と住宅機能とそれぞれの機能に着目して補償すればいいのである。つまりこの展示場は、そのまま手つかずに置いておいて店舗だけを再築するという事でやれば足りるであろうとこういうことで当初の県の8,278万円という補償のやり方は適切ではない過大だ。このやり方にすれば6,400万円で足

りたはずだ。約2,000万円が過大の補償だということで指摘をしたということです。皆さん、そこまで検査院が踏み込んで指摘をするのかということで、びっくりされるのではないかと思います。まさに一団の土地が用途ごとに判断してという、この補償基準のキーワードを直に使って問題にしたということでもあります。このような事例が検査報告に載った、残ったということはずですね、こういう踏み込みをして問題視していくんだということが実際に明らかになったということでもありますので、これ一つ是非押さえておいていただきたい事例でございます。

7番の移転補償の問題。これはM県の街路事業での補償です。やはりこれも店舗兼住宅の補償でした。何が問題になったかと言いますと建物と工作物に区分するということになっておりまして、建築設備は建物一体のものとして建物移転料として算定するし、工作物については分離することができ機械設備等こういうものが付いた工作物移転料として補償するということになっていますが、本件は店舗内で使用されている冷蔵ショーケース等が建築に付随する一体の設備だとして建築設備として補償していたということでもあります。これは実際どういうことかということが検査の結果に書いてあります。現地の状況を確認した

“人”だけでなく“地球”に優しい環境空間の創造

—限りある資源をより良く活かし、次世代に明るい未来を—



建設コンサルタント

キタイ設計(株)

“ISO9001”・“ISO14001”・“ISO27001” 認定取得



本	社	滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1030番地	TEL	(0748) 46-2336 (代)
京	支	京都府福知山市篠尾新町一丁目56番地の1	TEL	(0773)-22-8866 (代)
大	支	大阪府高槻市西真上一丁目27番3号	TEL	(072) 683-0028 (代)
西	支	兵庫県姫路市西夢前台二丁目49番地	TEL	(079) 267-0456 (代)

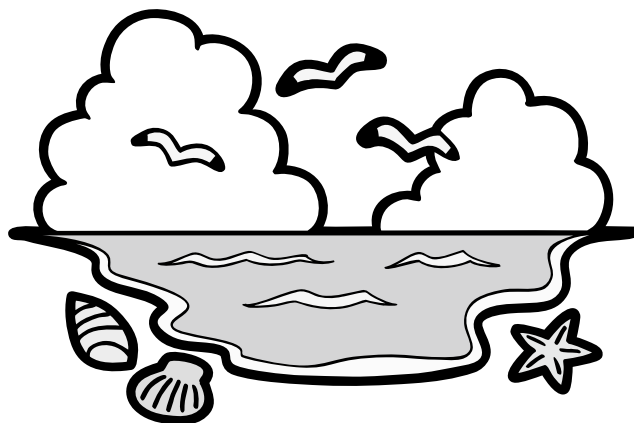
ところ、冷蔵ショーケースは商品販売のために営業目的で使用されていて建物から分離することが可能なものでありますので、これを建築設備ということで補償する、これはだめだよということがあります。冷蔵ショーケースを建築設備でなく工作物でやるということにすれば、これも結構金額が大きいですね。2,600万円の過大補償だというふうな事案であります。

8番の事例。水道管の移設補償であります。これは皆さん、何回か聞かれたことがあるのではないのでしょうか。私自身も省の検査担当のときに調査官と一緒にこの問題で省と議論した記憶があります。水道管の減耗分をどのように評価して補償するか否かということであります。補償の基準には、原則として減耗分を控除するということが書いてあります。しかし、一方でやむを得ない場合は減耗分を控除しなくてもいいよ、という極めて曖昧な書き方がありました。「やむを得ない場合」これをどう解釈するのかということではいつも省と検査院とでぶつかっていたわけであります。堂々巡りですね。結論が出ない状態が何年か続いていたのでありますが、それについて一定の結論が出たわけであります。検査院から「処置要求」が省の局に発せられて7、8年前の検査報告に載っております。つまり、企業体において黒字状態がずっと続いているような場合は、これは明らかに減耗分を控除しても新品に取り替えるだけの資力があるんだから、原則通り減耗分を控除する。但し赤字状態が続いている企業体にはちょっとこれ

は酷だ。もう30年も経った管だからその減耗分を控除するよとなると非常に補償費が小さい。それでもって新しいものを付けるというのはこれは負担が厳しすぎるので、そういう場合については例外として減耗分を控除しないということにしよう。つまりその企業体が黒字か赤字か、その状態がどれだけ続いているかということの一つのメルクマールにしましょうということで検査院と省のほうで話が付きまして。その後ですから、実際に減耗分を控除しないでいくつかの自治体が指摘されておるということであります。この年はF県のD市が恒常的に黒字になっているのに減耗分を控除してないぞということでもやり玉に挙がっております。その前に都が挙がったり、あるいは四国でも挙がったりとこの減耗分のことについては、処置済になったのにまだそのことがきちっと徹底されていないということで今度は個別不当事項ということでやり玉に挙がって指摘を受けているということです。

それでは9番の事例に移りたいと思います。また機械設備の補償が問題になった事案です。北海道にH市という自治体がありますが、そこでガソリンスタンドを補償したという事案です。

事業の概要の最後のパラグラフです。ガソリンスタンドの工作物のうちの地下タンクです。これが問題になりまして、市では地下タンクの移転費用を積算要領上の「附帯工作物」の区分に適用するとして再築補償率を定めて算出していたということではありますが、それは読み方が違うでしょう



と。積算要領ではガソリンスタンド、これは「機械設備」に区分されているとことでありますので、地下タンクに係る再築補償率については機械設備の区分に適応する標準耐用年数を用いるべきでありましょうということで、これによって再築補償率がだいぶ変わってまいりますので、これでもって約500万円の過大になっておるということでございます。先ほど控え室で支部の役員の皆さんとお話しをしたんですが、このガソリンスタンドの建物について、建築設備なのか機械設備なのかというそのへんの記述についてここではすっきりと書いてありますけれども、各用対連ではそれぞれ若干違うんでしょうか、議論になっていることもあるということのようではありますが、24年度のこの指摘ではすっきりと積算要領上機械なんだ、だから機械でいくんだということです。機械をめぐってこのところ指摘が多い、その一事例がこの9番の事例です。

10番に移りたいと思います。これは高速道路に伴う補償で不正行為があつて社員が逮捕されるという事態があり、会社として調査委員会を設置して改めて補償内容を精査したところ、不適切な補償がいくつか判明したことを公表しました。そのあらましがこの10番としてまとめられているわけです。あまり詳しくやるつもりはありませんけれども、まず一つは13ページの(1)。

契約締結後に土地の形質を変更しないこととか、あるいは善良なる管理者の注意を持って管理することというような契約になっているにも係わらず、実際は契約を締結し補償金をもらった後も被補償者が採石行為を継続して、土地の掘削や盛土を行って土地の形質変更を行っていた。そして、これについて起業者側も知っていたのにそのことに対して中止や是正を求めないまま、この件で12億全額を支払っていた、これはだめだよというのが一点目。

(2)は、今度は物件の残地、土地に存在する小屋とか碎石、庭石。庭石だけでも一万個あったわけですが、こういうのを収去させるということで

補償契約を締結し、前払い金も支払っていたわけですが、このようなものが全く撤去されてない。あつたって別に工事に邪魔にならないよということで容認したということですけども、実際には本線工事でこれらが邪魔になってきてかなりの費用が発生する状況になっているにもかかわらず、そのまま放置してお金を支払っていたということが二点目であります。

(3)は他に比べたら金額は大きくないんですが、必要な物件を補償していたというのが三点目であります。

四点目は、補償費の算定が適切でなかったため、契約額が割高となっていたものと書いてありますけども、補償は碎石プラントを改めて残地に再配置するということになって、そのための移転補償契約を60億円で契約していたという事案であります。そのために相当な土地造成を行わなければいけません。採石場ですから軟岩とか中硬岩とか岩がでるわけであります。このために相当な岩の処分が必要となってまいりまして、造成事業で発生する岩の処分費で10億円にのぼるということで算定されました。問題はこの処分費の10億円を直接工事費とともに共通仮設費の対象にし、さらに現場管理費も対象にしている、これでもって処分費が35億円というふうに算定していたということであります。これは違うぞということであります。よりどころとした国交省の積算基準によりますと、処分費というものは頭打ちで経費の対象にすると、つまり3,000万を上限として、それ以上はもう経費対象としませんよということに要領が明らかになっているわけであります。3,000万を上限で経費対象をするものを10億円まで青天井で見えてしまっていたというミスが判明しました。この分で1億8,000万円の過払い、過大になっていたということがあったわけでありす。

11番目の事例に入りたいと思います。

移転補償費の算定にあたり、見積諸経費が区分されていないという。これは見積書の諸経費の扱

いについての問題を25年度で省に対して処置要求をしたという事案です。

皆さんのところでも多いと思いますが、標準書とか市販の物価版等に価格がないもの、これは専門業者から見積をとります。その時の諸経費をどう評価するかという問題であります。検査の結果のところをご覧ください。

まず見積書における諸経費はどうなっているかです。もちろんその前段には算定要領の中にも諸経費というのがあります。今回問題になっているのは見積書の諸経費についてであります。見積書の諸経費の記載状況ということで全体545件検査したところ、265件約半分ですね。これについては見積書に諸経費が記載をされていたということであります。そして、事業主体はこの見積諸経費が算定要領の諸経費等とほぼ同等であるというふうに判断をして、見積書の直接工事費にそのまま見積諸経費、場合によってはそうじゃなくて

算定要領の諸経費に替えてということ、いずれにしろ諸経費が重複することのないようにして補償費を算定したということとあります。しかし一方、34件、約2億円の見積書の中で、13事業主体においては、見積諸経費に更に算定要領の諸経費を加えていたと。つまりこれは見積諸経費つてのは算定要領の諸経費とちょっと違うぞ、下請経費にあたるんじゃないかということで、もう一回算定要領上の諸経費を加えて算定した。これはもうダブル計上になるのではないかとということで検査院が認定をしております。

次に半分の280件については見積書に諸経費が記載されていませんでした。そして、そのうち99件については、事業主体側が見積書の価格に諸経費に相当する額がもう入っているんだということで諸経費を加えなかったり、見積書に諸経費は別途ということで明示されていることから、算定要領上の諸経費を加えるなどして、諸経費が重



当社は補償業務の総合コンサルタントとして創業以来、数多くの移転補償業務及び事業損失補償業務をハード・ソフトの両面から追求し、補償業務を一貫してお受けできるシステムが当社の大きな特色となっており、事業のスムーズな進歩に尽力し、起業者各位より内容の充実度、立証の正確さの両面で信頼を得ています。
それは経験豊富なスペシャリスト集団の自由な発想と即応力を駆使し、さらに最新の技術により、補償業務に積極的に取り組んでいるからです。

あらゆる補償業務を一貫してお受けします。

用地補償総合コンサルタント 特殊物件・営業補償・事業損失・意識調査
環境アセスメント・都市開発総合計画



株式会社 産業工学研究所

本社 大阪市西区立売堀3-1-14
TEL 06-6541-5845 FAX 06-6532-7777

奈良営業所 TEL 0742-30-2105
和歌山営業所 TEL 073-402-1581
京都営業所 TEL 075-353-9515
滋賀営業所 TEL 077-579-6855

兵庫支店 兵庫県姫路市北条永良町251
TEL 079-284-8341 FAX 079-284-9369
阪神事務所 TEL 0797-78-1570

東京支店 神奈川県川崎市多摩区登戸2258
TEL 044-932-9010 FAX 044-932-9088

東京営業所 TEL 03-3572-3676
横浜営業所 TEL 045-909-5270
静岡営業所 TEL 054-272-6635

九州支店 長崎県佐世保市矢峰町90-4
TEL 0956-49-5577 FAX 0956-49-4477

複することのないように算定していたということであります。一方、181件については、見積書に要領の諸経費に相当する額がなかったということから、算定要領上の諸経費を更に乗っけていたということです。

結論として、見積書をとったときには諸経費が結局どういうふうになっているのか、入っているのか入っていないのかそのことをきちっと明示させ見積の内容を検証できるようにしてもらわなければいけない。もちろん34件のように見積諸経費にまた更に算定要領上の諸経費を乗せるようなのはダブル計上ですけれども、その他の場合でもダブル計上になってしまう可能性があるので、ここはきちんと区分をして見積書を徴収するというふうに徹底するということを求めたというのがこの処置要求であります。この指摘も今後には是非活かしていただきたいと思います。

最後の12番の補償の話で締めくりたいと思います。5件ございます。これが25年度の個別不当事項です。そのうち4件はパワーポイントで少し見ていただきます。

一部については現場の写真もあります。パワーポイントのないこの事例、18ページのこれを先に話をさせていただきます。

S市であります。これも詳しくは紹介しませんが、3年前にH市で指摘されたのと同じように、工場等の鉄骨の肉厚を過大に評価をして補償しているということでもたまたま問題になったということです。ちょっとこれは困ります。同じ県内で、H市が3年前に指摘されたことをまた指摘されるという事態であります。この鉄骨の肉厚については検査院の調査官、非常によく見ているわけがありますから。あるいはH型钢に関しては特注のビルトHか、あるいは既製品のHかという問題があります。これは数年前ですけど、ビルトHだ、特別なH鋼だとして補償しているけどそんなことないじゃないか、普通の既製品のH鋼じゃないかということで指摘された事例もありますけれども、このへんのところについては繰り返し指摘をされ

ることのないように注意をしていただきたいと思います。

4件の事例をパワーポイントでお話しをして締めくりたいと思います。

先ほど6番のI県の補償の話をしました。たまたま現場近くで講習会があったものですから、帰りに現場まで足を伸ばして写真を撮ってまいりましたので、こんな状況だということでご覧ください。

I県のK市というところにあります。都市計画道路、街路事業ということでありまして、このように町並み街路もきれいに整備されておりました。こんな風景であります。これが問題の店舗兼住宅の撤去跡です。これが今は駐車場になっておりますけど、ここに3階建ての建物兼住宅があったということですが、撤去されて今は何も無い状況です。一方、展示場と言われているものであります。有名な陶器の展示場ということでこちらが店舗で販売したりしているんでしょうか、ちょっとどういう関係が具体的にあったのかわかりませんが、道路の向かい側にあった展示場がこのままあります。撤去されていません。本来だったら、県の補償では全部撤去してこちら側に再築するということだったんですが、実際には博物館という名前になっていました。今は営業していないですね。1階が博物館で上のほうが住宅というふうになっていて、確かにこちら側の方と持ち主は一緒であったということではありますが、現地状況はこんなふうになっているということでもあります。違った角度から撮ったものでありますが、大変立派な建物であり住居であります。

それでは12番の最初の事例にいきたいと思います。

25年度一番目のF県の事例です。またM県でも先ほどありましたね。ショーケース、これがあります。F市の補償対象のものであります。市は借家人が造作した設備のうち、冷蔵ショーケースを建物一体の建築設備だということで補償していたということがあります。これは問題だということです。これは建物から分離できるショーケース

である。これは取り替えればよい、これはコンビニなんです。コンビニですから冷蔵ショーケースがたくさん当然ありますね。これを建築設備でなく工作物ということで、そしてそのまま持って行って復元して活用することが可能であるにもかかわらず、建築設備として補償していたということであります。移転補償費約 569 万円が過大になっているということで指摘になったという件であります。これまたちょっと続いております。

次、杭が今度問題になった事案が 3 番目の事案であります。S 県に I 市というところがあります。県が道路拡幅工事で支障となる事務所など鉄筋コンクリート造建物 2 棟を約 8,700 万円で補償したということです。問題は杭であります。そのうちの一つの建物の基礎として P H C 杭が 27 本施工されておりました。それで県はこの杭の材料費と施工費を専門業者から見積をとって建築費を推定をいたしました。27 本の材料、施工費等をもって 458 万円ということで算定をし、これをベースにして補償費を支払っているわけであります。換算しますと杭 1 本あたり約 17 万円ということに計算されます。これが駅前通りでありまして、こちら側に駅がありまして、観光地でありますので駅前を整備中で、工事の真っ最中ですけど、このへんに該当の工場が存在しておりました。これ駅からずっと延びていく道路であります。移転前の状況はこのようなかたちで建物が存在しておりました。拡幅に当たり事務所が支障になるということで補償したものであります。移転後はこちらにまた再築されたというふうなかたちになっています。問題は杭です。27 本の P H C が、これは確かに実際にもあったわけでありまして、そのことについては今回は問題になっていない。問題は価格であります。このような P H C です。標準書ではどうなっているかということ、まず標準書に規定されている場合はその単価を使いなさい。それがなかったら積算参考資料を使いなさいということになっているわけであります。それで本件の場合どうなるかということ、まず標準書には施工単価が示されています。径とか長さ別にこういう P H C、径がい

くつのものが何メートルあったらいくらだと施工単価が載っています。一方材料費、これはどんどん変化するものですから標準書に載っておらずに積算参考資料に記載されているわけであります。従って材料費は物価版で、施工費はこの標準書で算出するというのは、これは県が定めたルールでありまして、なぜその通りにやっていないんだということを当然会計検査院の調査官はなんで見積でやるんだということで、これではじいて持てきなさい、関係資料等と同時に持てきなさいということになるわけであります。この既成杭による施工費というのは本件のようなサイズのものでありますと 48,600 円というふうに地区の標準単価表には載っています。専門業者の見積価格では 11 万から 12 万、ちょうど倍半分だということであります。材料費のほうについて、積算資料、建設物価を見ますと建設物価ですか、20,900 円というふうにそのものの材料費が載っております。こちら倍半分だということであります。合わせて 17 万円だったものですが、1 本あたりの費用は 95,000 円で済むじゃないかということでありました。なんで自分たちで決めたルール通りにやっていないんだということで、お灸をすえられたということでありまして、270 万円が過大となっており不当だということであります。

これはちょっと抗弁できない事例ではないかと思います。ちょうど現場、このような工事状況でありました。たぶんこのへんに建物が存していたというふうに思われます。工事がもう真っ盛りでガードマンなど人が警備を固めておりましたので、あんまりうろろうろするのも不適當だったものでしたからちょっと全景を撮ってくるに止めたというふうな現地状況です。

もう一つ、これまた同じ地区で実際にまたちょっと、少し前の I 県とはまた違うんでしょうけど、直接支障しない住戸まで補償に含めていてけしからんということで指摘されてしまった事案でございます。先ほどは県でしたけど、今度は市の事業であります。たまたまこの県では、去年

今年と連続して工事の指摘を受けたものですから、私も一昨年昨年と現地を2回訪ねて工事現場の写真を撮り、そのついでに補償の現場も写真に撮ってきたところでもありますのでそれらを見ていただきながらお話を聞いていただきたいと思います。賃貸住宅平屋建ての木造アパート7戸を1億円で補償していた。これが検査で問題になった事案です。こんな箇所です。先ほど県の工事は海側の方だったのですが、こちらは山側でこのへんの街路を今整備を、こちらは市が行っておるところであります、現場はここです。ちょっとご覧になれますかね。7戸の木造賃貸住宅がここに存在をしております、この道路がどーん入ってくるということでこの7戸を補償対象にして支払っていたという事案です。ちょっと角度が変わりますとこんなかたちになります。101から102、103、105、それから201、202、203と7戸がこのようにあるわけですが、長屋住宅と言いますけど、一部のく体は繋がっておりますが、各戸は完全に独立して機能しています。そこへこのように道路が入ってきたんですが、市は全部を補償してしまった。検査で問題になったのはこの101から103、これが補償対象として適切かどうかということが議論になったということです。101、102については全く引っかかっていない。103については駐車場がかかる。検査院の見解では、支障となるのは5戸であって、2戸については対象から除外すべきだ、その分が2,600万円であるということです。なお103については支障駐車場が影響するわけでありまして、これは敷地と建物との段差が生じたりして活用はかなり不便が発生するということから103については補償することについては容認をするということの見解が示されて、少なくとも101、102は対象から除外すべきという判定であります。これが現地に行って見たときの写真であります。新たに道路が新設、築造されてお

りました。こちら側が実際のアパートのあった箇所というふうに確認ができました。もう既に建物は全て撤去されて改めてまた今度も商売の建物がいくつかにできておりました。どういうやり取り、経緯があったのかはちょっと十分には伺いしれないわけですが、実際前の建物はなくてまた新たにその土地に道路用地以外のこの部分についてはまた新たな建物が建っておるというふうな現地状況になっていたということです。

最後の事案であります。再築補償率の算出を誤ったということでありまして、これが5番目のO県のN町というところで指摘になった事案です。これは区画整理で工場と建物、こういうものが引っかかって4億円という補償が対象になったということでもあります。問題は排水処理設備であります。つまり工場設備については20年経過しているのですが、排水処理設備、これは設置してからまだ10年しか経ってないということで、これについては10年の再築補償率で算定していた。つまり94%の高い再築補償率としていた。建築設備は建物と同じ耐用年数、経過年数を用いて算定するというふうに、あなたたちが拠り所している基準にはそうなっていますよ。わざわざ施設を設置した日からカウントする、そういうやり方にはなってないじゃないですか。10年ではなくて工場の経過年数20年を用いて算定すべきである。再築補償率は94ではなくて80になるというのがルールでしょうということで、このことを問題にして指摘されたという事例でございます。

このように、補償金の算定が皆様方が補償について定めたルールに従って適正に行われているかどうかということを追っていっているというふうなことがおわかり頂けたというふうに思います。皆さま方のお仕事に今日の私の話が多少でも参考になれば幸いです。

どうもありがとうございました。

目 次

1	建物等の移転補償に要する費用の算定が過大となっている・・・・・・・・・・	1
2	機械設備等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの・・・・・・・・・・	2
3	建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの・・・・・・・・・・	3
4	キュービクル式の受変電設備に係る移転補償費の算定について・・・・・・・・	5
5	単独処理浄化槽の移転補償費の算定について・・・・・・・・・・	7
6	建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの・・・・・・・・・・	9
7	建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの・・・・・・・・・・	10
8	水道管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの・・・・・・・・・・	11
9	機械設備等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの・・・・・・・・・・	12
10	損失補償費の算定が適切でなかったため契約額が割高となっていた・・・・・	13
11	移転補償費の算定に当たり、見積諸経費が区分されていない・・・・・・・・・・	16
12	建物の移転に係る補償費の算定が不適切・・・・・・・・・・	18

1 建物等の移転補償に要する費用の算定が過大となっている

●契約の概要

事務所は、道路改築事業の実施に当たり、K県U市地内において、道路の新設に必要な用地の取得と、支障となるガソリンスタンドの鉄骨造り平屋建てキャノピー、鉄骨造り中2階建て事務所等を移転させるための損失補償を行う契約を、契約額224,702,724円で、ガソリンスタンド等の所有者と締結していた。

事務所は、公共事業の施行に伴う損失の補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」等に基づいて行うこととしている。

補償基準によれば、建物の移転補償費は、建物の基礎杭、く体等について、実際に施工されている工種ごとの工事費等を積み上げるなどして算定することとされている。また、基礎杭等の建物の不可視部分の調査については、建物の建築確認申請図等の既存図を利用して行うものとされている。

事務所は、本件契約に係る用地の取得費及びガソリンスタンド等の移転補償費を補償基準等に基づいて算定する補償費算定業務を補償コンサルタント等に委託して、その成果品を検査、受領して、これを基に補償費を算定していた。

そして、事務所は、補償費のうち、ガソリンスタンドの移転補償費の基礎杭分について、補償コンサルタントが作成した成果品である基礎図等に基づき、鋼管杭（外径812.8mm、厚さ12mm、杭長5.5m～6.5m、計78本）により施工されているとして、基礎杭の工事費を15,149,400円と算出していた。

●検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

補償基準によれば、基礎杭等の建物の不可視部分の調査については、既存図を利用して行うものとされていることから、ガソリンスタンドの基礎杭についてガソリンスタンドの建設時の建築確認申請図を確認したところ、基礎杭は、鋼管杭ではなくセメント系固化材による地盤改良杭（外径800mm、杭長5.4m～6.4m、計78本）により施工されていた。

したがって、ガソリンスタンドの基礎杭を実際に施工されている地盤改良杭として、その工事費を算出すると4,069,062円となり、これにより適正な補償費を算定すると、他の算定誤りの修正も含めて217,732,524円となることから、前記の契約額224,702,724円との差額6,970,200円が割高になっていて不当と認められる。

●発生原因

このような事態が生じていたのは、事務所において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

2 機械設備等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

●事業の概要

この交付金事業は、F市が、都市再生整備計画による道路事業の一環として、道路を整備する上で支障となる建設廃棄物のリサイクル施設の建物、機械設備等の移転に要する費用として、574,479,600円を所有者に対して補償したものである。

市は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に準じて制定された「損失補償算定標準書」等に基づき行うこととしている。

上記の標準書によれば、残地以外の土地に従前の建物、機械設備等と同種同等の建物、機械設備等を再築することが合理的と認められる場合、機械設備の移転に係る補償費については、再築する際の機械設備の購入費及び当該機械設備を設置するための工事費の両方に、耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。

市は、本件移転補償費のうち機械設備移転補償費の算出に当たり、プラント設備等の機械設備の購入費のみに再築補償率を乗ずるなどして、機械設備移転補償費を316,404,700円と算出していた。

●検査の結果

しかし、前記のとおり、機械設備移転補償費の算出に当たっては、機械設備の購入費のみに再築補償率を乗ずるのではなく、当該機械設備を設置するための工事費にも乗ずるべきであった。

したがって、機械設備を設置するための工事費にも再築補償率を乗ずるなどして機械設備移転補償費を修正計算すると160,545,589円となることから、適正な移転補償費を算定すると418,620,489円となり、本件移転補償費の交付対象事業費500,000,000円はこれに比べて81,379,511円過大となっており、不当と認められる。

3 建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

●事業の概要

この交付金事業は、H市が、都市再生整備計画による土地地区画整理事業の一環として、土地地区画整理で支障となる鉄骨造りの倉庫、車庫等の建物6棟の移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用を所有者に対して補償したものである。

移転補償費について、市は、平成21年度に補償コンサルタントに物件調査算定業務を委託し、成果品として受領した調査報告書に基づき、建物移転料等の費用121,041,510円に、これに係る消費税額6,020,648円を加算して、計127,062,158円と算出していた。

市は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に準じて制定された「損失補償算定標準書」等に基づき行うこととしている。

上記の標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、残地に従前の建物と同種同等の建物等を建築することが合理的と認められる場合には、従前の建物の推定再建築費に建物の耐用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。このうち、鉄骨造り建物の推定再建築費は、建物の延床面積に統計数量値（注）を乗ずるなどして求めた建物のく体の鉄骨重量に、鋼材の単価を乗ずるなどしてく体の工事費を算出するなどして算定することとされている。

そして、く体の鉄骨重量及び耐用年数は、柱、梁等の建物の主要な構造部分に使用されている鉄骨の肉厚区分に応じて算出することとされ、その区分には、「肉厚9mm以上のもの」、「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」及び「肉厚4mm以下のもの」がある。

市は、移転補償費のうち建物移転料の算定に当たり、別の類似の建物と同種同等であると判断し、前記の建物6棟のうち、倉庫2棟については「肉厚9mm以上のもの」、車庫については「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」とし、これに応じてく体の鉄骨重量及び耐用年数を決定するなどして、建物移転料を92,526,838円と算出していた。

●検査の結果

しかし、実際の鉄骨の肉厚は、上記2棟の倉庫のうち、倉庫1棟は6mm、別の倉庫1棟及び車庫は2.3mmであったことから、適正な鉄骨の肉厚区分は、倉庫1棟については「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」、別の倉庫1棟及び車庫については「肉厚4mm以下のもの」とすべきであった。

また、本件の建物所有者は、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」によると、消費税法上の事業者には該当し、仕入税額控除の対象となることから、移転補償費の額から消費税相当額を控除すべきであった。

したがって、適正な鉄骨の肉厚区分に基づき建物移転料を算定し、消費税額を控除するなどして、適正な移転補償費を算出すると97,254,865円となることから、前記の移転補償

費127,062,158円との差額**29,807,293円**が過大となっており、不当と認められる。

(注) 統計数量値多数の鉄骨造り建物の補償事例等から統計処理して得られた延床面積1㎡
当たりの鉄骨重量

4 キュービクル式の受変電設備に係る移転補償費の算定について

●損失補償の概要

省は、直轄事業又は都道府県等が行う国庫補助事業として道路整備事業を実施している。そして、道路事業者は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年閣議決定。補償基準）等に基づき、道路用地の取得に支障となる建物等を移転させるなどの際に、その所有者に対して物件の移転に伴う損失補償（移転補償）を行っている。

補償基準等によると、取得に係る土地等に建物等があるときは、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転工法によって移転するのに要する費用等を補償することとなっている。

建物等の調査や移転補償費の算定等については、省の「地方整備局用地調査等業務請負基準準則」（平成13年国総国調第97号総合政策局国土環境・調整課長通知）の「用地調査等共通仕様書」等に定められており、道路事業者はこれらを参考にして道路事業者ごとの共通仕様書等を作成し、業務の適正な執行を確保することとしている。

仕様書等によると、移転補償費の算定において、建物とともに移転補償の対象となる設備のうち、受変電設備を含む電気設備、昇降機等で建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられているものは、建築設備として区分され、その移転補償費は、建物と一体のものとして算定することとなっている。

一方、原動機等により製品の製造等を行うもの、又は製造等に直接関わらない機械を主体とした排水処理施設等（建築設備以外の変電設備等を含む。）は、機械設備として区分され、その移転補償費は、建物とは別に機械ごとに算定することとなっている。

●建物及び機械設備の移転工法

建物の移転工法には、従前の建物と同種同等の建物を建築する再築工法が多く採用されている。建物の再築工法による移転補償費は、建築設備を含む建物の推定再建築費に、標準耐用年数（非木造建物の場合は30年から90年）や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとなっている。

一方、機械設備の移転工法には、従前の機械設備と同種同等の機械設備を購入して据え付ける再築工法と、従前の機械設備を再利用するために撤去して移転先に運搬し据え付ける復元工法があり、移設しても従前の機能を確保することが可能な場合は、原則として復元工法を採用することとなっている。そして、機械設備の再築工法による移転補償費は、機械設備の再調達価格に、標準耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとなっている。また、復元工法による移転補償費は、従前の機械設備の撤去費、運搬費、据付費等の合計となっている。

受変電設備には、変圧器等の機器を現場において配線し建物に直接据え付ける受変電設備と、変圧器等の機器を配線し金属製の箱に収めたキュービクル式の受変電設備がある。

キュービクルは、工場で製作され、そのまま現場に運搬して箱ごとボルト等で据え付けるもので、建物の外にも設置することができることなどから中小規模の工場等に広く活用されている。

そして、前記のとおり、仕様書等によると、受変電設備は、建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられている場合は建築設備に区分され、それ以外の場合は機械設備に区分されている。

●検査の結果

平成20年度から22年度までの間に、直轄事業として7地方整備局が実施した31件及び補助事業として23府県市が実施した42件、計73件のキュービクルを含む移転補償を対象として、上記の計36事業主体において会計実地検査を行った。

検査したところ、移転補償費の算定に当たり、キュービクルを建築設備として算定したものが9国道事務所等で14件16基、13県市で20件20基、計34件36基、機械設備として算定したものが11国道事務所等で17件18基、13府県市で22件24基、計39件42基で、その取扱いが区々となっていた。

そして、建築設備としていた上記34件のキュービクルの移転補償費は、キュービクルを建物と一体のものとして、再築工法により、キュービクルの新規購入費等を見込んだ推定再建築費に再築補償率を乗ずるなどして直轄事業で計8243万余円、補助事業で計1億0399万余円と算定していた。

しかし、キュービクルは、従来の受変電設備とは異なり、建物と一体でなくても機能するもので、取り外して移設することが容易な特徴を有し、その更新期間は、一般に建物の標準耐用年数に比べて短いものとなっている。

したがって、上記のような特徴等を有するキュービクルは、建物と一体の建築設備として移転補償費を算定するのではなく、機械設備として算定するのが合理的であると認められる。そして、キュービクルの移転補償費を機械設備として算定すると、復元工法では、キュービクル本体は既存のものを再利用することとなり、また、復元工法を採用できない場合でも再築工法により移転補償費を算定すると、キュービクルの耐用年数が建物に比べて短いことから、再築補償率が低くなり、移転補償費が低減されることとなる。

以上のことから、復元工法を採用できる場合は復元工法により、また、それ以外の場合は機械設備の再築工法を採用することとし、キュービクルの耐用年数を業界団体の調査を基に20年と仮定して、建築設備としていた前記34件のキュービクルの移転補償費を算定すると、直轄事業で約7158万円、補助事業で約8426万円それぞれ低減できたと認められる。

5 単独処理浄化槽の移転補償費の算定について

●事業の概要

整備事業を行う国又は都道府県等の道路事業者は、道路用地の取得に支障となる建物等を移転させるなどの際に、その所有者に対して物件の移転に伴う損失補償を行っている。

補償基準等によると、取得に係る土地等に建物等があるときは、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転工法によって移転するのに要する費用等を補償することとなっている。

省の「用地調査等共通仕様書」等によると、建物等の移転補償費の算定において、建物とともに移転補償の対象となる電気設備、ガス設備、衛生設備（浴槽、便器、浄化槽等）等の設備で、建物と一体となって建物の効用を全うするために設けられているものは建築設備とされ、その移転補償費は、建物と一体のものとして算定することとなっている。

そして、建物の移転工法には、従前の建物と同種同等の建物を建築する再築工法が多く採用されている。再築工法による移転補償費は、建物の推定再建築費に、標準耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとなっている。

また、補償基準等によると、道路事業者は、建物等の移転に伴い既設の施設の耐用年数満了時以前に既設の施設の改善を行うこととなったときは、改善の時期が早まったことによる損失額を移転補償費に含めて補償することとされている。そして、この損失額は、建物等の移転がなければ改善が必要になる時期まで改善に要する費用を金融機関に預け入れるなどして得られるであろう運用益に相当する額とされている。

浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿処理に加えて台所、風呂等から排出される生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の2種類がある。

そして、平成12年に浄化槽法が改正されて、13年4月以降、新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併浄化槽とすることが義務付けられ、単独浄化槽を設置してはならないこととされた。

● 検査の結果

直轄事業として6地方整備局等管内の13国道事務所等が実施した144件及び補助事業として64都県市町村が実施した547件、計691件の単独浄化槽を含む移転補償を対象として会計実地検査を行った。

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

単独浄化槽は、前記のとおり、原則として設置してはならないこととされ、現在、製造・

販売されていないため、市場における資材単価が不明であり、道路事業者は、見積りによりその価格を把握することもできない状況となっていた。このため、13 国道事務所等及び 63 県市町村は、既設の単独浄化槽を同一の人槽の合併浄化槽に相当するものとして、合併浄化槽の資材単価及び設置工事費（材工単価）により算出した推定再建築費に再築補償率を乗ずるなどして、移転補償費を算定していた。しかし、合併浄化槽は、し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理できる高機能なものであり、単独浄化槽と比較すると、河川等に放流される水の汚れを大幅に減らすことができる高性能なものである。そして、両者の 5 人槽の資材単価を市販の積算参考資料により比較すると、23 年の合併浄化槽の資材単価（261,000 円～480,000 円）は、11 年当時の単独浄化槽の資材単価（90,000 円～110,000 円）の約 3 倍以上となっており、5 人槽以外についても同様となっていた。また、この間の物価は、消費者物価指数、国内企業物価指数及び建設工事費デフレーター（物価指数）の値において、いずれも 10% 程度の増減幅で推移しており、これを考慮に入れても、合併浄化槽の資材単価は、単独浄化槽の資材単価より高額であると認められた。

上記のように、合併浄化槽は、単独浄化槽と比べて、高機能かつ高性能なものであり、その資材単価が高額であることから、既設の単独浄化槽を同一の人槽の合併浄化槽に相当するものとするのは合理的ではなく、建物等の移転に伴い浄化槽法の規定に適合させるために単独浄化槽に代えて合併浄化槽とすることは、前記の法令の規定に基づく改善に当たるものと認められた。

したがって、道路事業者は、単独浄化槽の移転補償費の算定に当たっては、同一の人槽の合併浄化槽の材工単価によることとせず、前記の物価指数を用いるなどして推定した補償時点の単独浄化槽の材工単価（推定材工単価）により算出した推定再建築費に再築補償率を乗じた上で、これに法令改善費に係る運用益損失額を加算した額とすべきであると認められた。

このように、単独浄化槽の移転補償費の算定において、単独浄化槽を高機能かつ高性能でその資材単価が高額である同一の人槽の合併浄化槽に相当するものとして、その移転補償費を割高に算定している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

省公表の国内の建設工事全般を対象としている建設工事費デフレーターを用いて 11 年の単独浄化槽の材工単価から算出した推定材工単価に基づくなどして前記の 674 件の単独浄化槽の移転補償費を算定すると、直轄事業で約 4870 万円、補助事業で約 1 億 3960 万円それぞれ低減できたと認められた。

6 建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

● 事業の概要

この事業は、県が、街路事業の一環として、歩道の新設工事を行う上で支障となる店舗兼住宅（木造3階建て）等の所有者に対し、支障建物の移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用として、82,780,000円を補償したものである。

県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に準じて制定された「損失補償算定標準書」等に基づき行うこととしている。

建物の移転補償費の算定については、標準書等によれば、建物の移転先を同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を取得することによって残った土地又は残地以外の土地のいずれにするかを認定した上で行うこととされている。ただし、残地を移転先として認定した場合でも、移転させる建物が複数の用途に供されている場合は、その用途ごとに従前の建物の機能を残地に再現することが合理的か否かの判断を行い、移転補償費を算定することとされている。

そして、県は、本件移転補償の実施に当たり、支障建物と一体的な営業活動を行っているとして、商品の展示場等についても移転対象に含め、支障建物及び展示場等の2棟が立地する土地の一部を残地として移転先に認定した上、建物移転料を算定し、補償していた。

● 検査の結果

しかし、関係書類を基に現地の状況を確認したところ、展示場等は、支障建物と道路を挟んで反対側に立地しているため、本件歩道の新設工事に支障がなく、また、2棟が立地する土地は当該道路で分離されていて一団の土地ではないことから、展示場等が立地する土地は残地として移転先に認定することはできない状況であった。このことから、支障建物が立地する土地の一部のみを残地として移転先に認定した上、前記のとおり、支障建物の用途には、店舗利用部分と住宅利用部分があり、このうち店舗利用部分は、展示場等と一体的な営業活動を行っていることから、支障建物が立地する残地に再築する工法を用いて機能を再現し、住宅利用部分は、残地以外の土地に再築する工法を用いて再現できることになる。

したがって、上記の工法を用いるなどして、適正な移転補償費を算定すると64,706,577円となり、本件移転補償費82,780,000円はこれに比べて**18,073,423円**過大となっており、不当と認められる。

● 発生原因

このような事態が生じていたのは、県において、移転補償費の算定に当たり、標準書等における残地の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

7 建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

● 事業の概要

この事業は、県が、街路事業の一環として、道路の拡幅工事を行う上で支障となる店舗兼住宅（鉄骨造2階建て）の所有者に対し、その移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用として、63,133,700円を補償したものである。

県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に準じて制定された「損失補償基準標準書」等に基づき行うこととしている。

建物の移転補償費については、標準書等によれば、建物、工作物等に区分して、それぞれ算定することとなっている。そして、建物のうち、建築設備は、建物と一体として施工され、建物の構造及び効用と密接不可分な関係にあって分離することが困難なものとされており、建物移転料として算定する。一方、工作物は、建物から分離することができる機械設備等とされ、移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物については、原則として、新設ではなく再利用して工作物移転料を算定することとなっている。

そして、県は、本件移転補償の実施に当たり、店舗内で使用されている冷蔵ショーケース等が、建物に付随する一体の設備であるとして、建築設備に該当するとし、建物移転料としてその新設に要する費用を算定し、補償していた。

● 検査の結果

しかし、関係書類を基に現地の状況を確認したところ、本件冷蔵ショーケース等は商品販売のために営業目的で使用されていて、建物から分離させることが可能なものであることから、建築設備ではなく工作物に該当するものであった。このため、冷蔵ショーケース等については、建築設備の新設として補償することは認められないが、工作物として再利用が可能なものであることから、前記のとおり、再利用に要する費用が補償の対象となる。

したがって、冷蔵ショーケース等を建築設備ではなく工作物とするなどして適正な移転補償費を算定すると36,264,900円となり、本件移転補償費はこれに比べて**26,868,800円**過大となっており、不当と認められる。

● 発生原因

このような事態が生じていたのは、県において、移転補償費の算定に当たり、標準書等における建築設備及び工作物の取扱いについての理解が十分でなかったこと、委託した物件調査算定業務の成果品の内容に対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

8 水道管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

● 事業の概要

この事業は、市が、市道において、歩道の拡幅工事に伴い支障となる既存の水道管（铸铁管及び鋼管）等の移設のため代替の水道管等を新設するのに要する費用として、同市の水道事業管理者に対し、29,135,400円を補償したものである。

「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」及び「公共補償基準要綱の運用申し合せ」によると、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる施設等と同等の代替施設を建設する場合には、当該公共施設の建設に要する費用から既存公共施設等の機能廃止時までの財産価値の減耗分等を控除して補償費を算定することとなっている。一方で、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況であるなど、財産価値の減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められる場合は、財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができることとされていて、市はこれにより、工事費の全額を補償の対象としていた。

● 検査の結果

しかし、同市水道事業の平成19年度から21年度までの間の決算をみると、収益的収支はいずれも黒字となっていて、上記のやむを得ないと認められる場合に該当しないことから、市が、本件補償費の算定に当たり、財産価値の減耗分を控除せずに水道管等の新設に要する工事費の全額を補償の対象としていたのは、適切とは認められない。

したがって、本件補償費は、水道管の耐用年数55年（铸铁管）及び40年（鋼管）に対する移設対象の水道管の経過年数18年に応じた財産価値の減耗分相当額等**5,616,975円**が過大になっており、不当と認められる。

● 発生原因

このような事態が生じていたのは、市において、補償費の算定に当たり、公共補償基準における財産価値の減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

9 機械設備等の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

● 事業の概要

この事業は、市が、街路事業の一環として、歩道を拡幅する上で支障となるガソリンスタンドの建物、工作物等の移転に要する費用として、76,206,000円を所有者に対して補償したものである。

市は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に準じて制定された「工作物調査積算要領」等に基づき行うこととしている。積算要領によれば、工作物の移転に要する費用については、その購入及び設置に要する額に、機械設備や附帯工作物等の区分ごとに定めている標準耐用年数や当該工作物の設置後の経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出することとされている。

市は、本件ガソリンスタンドの工作物のうちの地下タンク等の移転に要する費用について、積算要領上の附帯工作物の区分に適用する標準耐用年数を用いて再築補償率を定めるなどして算出していた。

● 検査の結果

しかし、積算要領では、ガソリンスタンド設備は機械設備に区分されていることから、上記の地下タンク等に係る再築補償率は、機械設備の区分に適用する標準耐用年数を用いて定めるべきであった。

したがって、適正な再築補償率によるなどして移転補償費を算定すると70,712,291円となり、本件移転補償費はこれに比べて**5,493,709円**過大となっており、不当と認められる。

● 発生原因

このような事態が生じていたのは、市において、移転補償費の算定に当たり、積算要領における機械設備等の範囲についての理解が十分でなかったこと、委託した移転補償費積算業務の成果品の内容に対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

10 損失補償費等の算定が適切でなかったため契約額が割高となっていた

●契約の概要

N高速道路会社T工事事務所は、高速道路の建設に必要となる土地を取得するなどのため、同地区で採石業を営むO開発、その関連会社であるO株式会社等との間で、土地売買契約、権利放棄補償契約及び物件移転補償契約を締結している。

そして、土地売買契約書では、所有者は契約締結後、事務所の同意なしに土地の形質を変更しないことや、当該土地を事務所に引き渡すまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理することなどが、権利放棄補償契約書では、権利者は契約締結後、事務所の同意なしに採石権等を有する土地の形質を変更しないことなどがそれぞれ定められている。

また、物件移転補償契約書では、事務所は契約締結後に前払金を支払うこと、当該物件の取去を完了した後に遅滞なく残金を支払うこと、所有者に債務不履行があったときは契約を解除することができることなどが定められている。

●検査の結果

高速道路の建設をめぐっては、会社の社員が、O開発から受けた多額の資金供与等について、その所得を申告しなかった脱税事件等が発生し、同社員は23年10月から12月までに逮捕され起訴されており、会社は詳細について調査を実施していた。

会計検査院は、上記の状況を踏まえて、契約は適正に履行されているか、補償費の算定は適切に行われているか、補償費の支払は適正に行われているかなどに着眼して、検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 契約条項に違反して土地が形質変更されていたのに、契約金額を支払っていたもの
事務所は、17年12月から22年1月までの間に、O開発が所有していた土地（面積計5,742㎡）及びO開発が採石権等の権利を有していて第三者が所有していた土地（面積計135,040㎡）の売買契約計14件を契約金額計393,679,026円で締結するとともに、O開発が有していた採石権の放棄等を目的とした権利放棄補償契約12件（対象土地面積138,453㎡）を契約金額計872,491,742円で締結していた。

しかし、上記各契約の締結後に、O開発は、契約条項に違反して、採石行為を継続して土地の掘削や盛土を行うなど土地の形質変更を行っていた。そして、事務所は、これを把握していたのに、O開発及び土地の所有者へ土地の形質変更の中止や是正を求めるなどの措置を講じないまま、契約金額計**1,266,170,768円**全額を支払っていた。

また、上記の形質変更により、本線工事において盛土工、土運搬等の施工方法の見直し

などが必要となり、今後、建設費用の増加等が発生するおそれがある状況となっている。

(2) 移転対象物件の残置を容認して補償費を支払っていたもの

事務所は、17年12月に、取得予定の土地等に存在するプレハブ小屋（1棟）、庭石（103,830個）、碎石（38,247㎡）等の物件を収去させることに係る費用を補償する物件移転補償契約を〇株式会社との間で契約金額393,816,300円で締結し、同月に前払金を支払っていた。

しかし、事務所は、20年10月に、〇株式会社から庭石、碎石等の所有権を放棄する旨の申出を受け、支社との協議を経た上で、これらが残置されても本線工事に影響がなく追加の費用も発生しないと判断してこれを容認したことから、同年11月に残金を支払っていたのに、庭石、碎石等を収去しないままとしていた（これに係る補償費相当額**305,418,400円**）。

なお、実際には本線工事において庭石の運搬・撤去が必要となり、現地で庭石を小割りする費用（24年7月の会計実地検査時点で約4000万円）が追加的に発生していて、今後も、庭石、碎石等を撤去するために多額の費用が発生するおそれがある状況となっている。

(3) 補償する必要のなかった物件等に係る補償費を支払っていたもの

事務所は、20年12月に、工事用道路工事及び沈砂池造成工事の支障とならないように、〇開発所有の土地に存在する倉庫（2棟）、住宅（1棟）等の物件を収去させることに係る費用を補償する物件移転補償契約を音羽開発との間で契約金額40,797,831円で締結し、21年2月までに全額を支払っていた。

しかし、事務所は、上記の契約金額に、契約書中の収去させる物件には含まれていない沈砂池の造成に要した工事費の2分の1に相当する額5,916,456円を含めていた。この沈砂池は、沈砂池造成工事の実施に当たり、事務所と〇開発が共同で造成することとしていたものの協定等の締結に至らないまま、〇開発が20年6月までに自社の敷地内に築造したものであるが、本線工事期間中に事務所が使用する予定にしているものであり、収去させることとして補償する必要はなかった。

また、事務所は、前記の契約金額に、上記の沈砂池の造成に伴い既に収去していた物件や、沈砂池造成工事とは関係のない物件の収去に係る費用の2分の1に相当する額等計6,795,560円を含めていた。

したがって、沈砂池の造成に要した工事費5,916,456円及び既に収去していた物件の収去に係る費用等6,795,560円、計**12,712,016円**は、補償する必要はなかった。

(4) 補償費の算定が適切でなかったため、契約額が割高となっていたもの

事務所は、17年12月に、高速道路の建設に支障となる碎石製造プラント等を構内残地に

再配置させることに係る費用を補償する物件移転補償契約を〇開発との間で契約金額6,149,504,000円で締結し、20年12月までに契約金額全額を支払っていた。

事務所は、本件補償費の算定に当たり、補償費算定業務を補償コンサルタントに委託し、受領した成果品を検査して、これを基に、建物、機械工作物等の移転費、機械工作物の再配置に必要な平坦地を造成するための造成工事費等からなる本件補償費を算定していた。

このうち造成工事費については、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」に基づき、硬岩及び土砂の処分費1,042,323,112円を含む直接工事費を2,804,540,878円と算定した上で、これに工種区分ごとに定められた率を乗じて共通仮設費を算定し、さらに、直接工事費に共通仮設費を加えた額に所定の率を乗じて現場管理費を算定して、これらを合算するなどして3,581,327,400円と算定していた。

しかし、積算基準によると、処分費については、共通仮設費及び現場管理費の間接工事費の算定対象となる額は3000万円を上限とするとされているのに、事務所は、誤って処分費の全額を間接工事費の算定対象額としていた。

このため、処分費のうち3000万円を間接工事費の算定対象額とするなどして造成工事費を修正計算すると3,334,267,900円となり、その他の算定誤りの修正も含めて適正な補償費を算定すると5,969,730,600円となることから、前記の契約金額6,149,504,000円との差額**179,773,400円**が割高になっていた。

したがって、(1)において契約条項に違反して土地の形質変更が行われていた土地売買契約及び権利放棄補償契約計26件に係る契約金額計1,266,170,768円、(2)において残置を容認したため収去されなかった庭石、碎石等に係る補償費相当額305,418,400円及び(3)において補償する必要のなかった物件等に係る補償費相当額12,712,016円は、不適正な会計経理を繰り返していたもので著しく適正を欠いていると認められ、また、(4)において補償費の算定を誤ったため契約額が割高となっていた補償費相当額179,773,400円は適切とは認められず、これらの合計**1,764,074,584円**が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、支社及び事務所において、契約を適正に実施すること及び会計経理を適正に行うことに対する認識が著しく欠けていたこと並びに情報共有が適切に行われていなかったこと、事務所において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

1 1 移転補償費の算定に当たり、見積諸経費が区分されていない

●損失補償の概要

事業主体は、各々の地区用地対策連絡協議会が定めた積算要領等、補償金算定標準書等に基づくなどして移転補償費を算定している。

積算要領等によれば、移転補償費は、従前の建物等と同種同等の建物等を建築するのに要する再築工事費に、標準耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとされている。このうち、再築工事費は、標準書等に定められた単価に数量を乗ずるなどしたものを積み上げて算定する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等とされている（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合わせて「要領諸経費等」という。）。また、標準書等に定められた単価には、下請経費等が含まれているとされている。

事業主体は、積算要領等に基づき、標準書又は市販の積算参考資料に記載のない工種等については、専門業者から見積書を徴した上でその価格を用いて移転補償費を算定している。そして、専門業者から徴した見積書には、直接工事費と諸経費（見積書に記載されている諸経費を「見積諸経費」という。）の金額を区分して記載している見積書と、そのような区分をしていない見積書がある。

●検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 見積書における見積諸経費の記載状況等

ア 前記545件のうち265件については、見積書に見積諸経費が記載されていた。このうち231件について、事業主体は、見積諸経費が要領諸経費等と同等であると判断して、見積書の直接工事費に見積諸経費又は要領諸経費等のいずれかを加えるなどして、要領諸経費等に相当する価格が重複することのないよう移転補償費を算定していた。

一方、上記265件のうち34件（見積書の価格計2億5521万余円）について、13事業主体（注1）は、見積諸経費が要領諸経費等と同等ではなく、標準書等の直接工事費に含まれる下請経費等に当たると判断して、見積書の直接工事費に見積諸経費を加算した上で、要領諸経費等を加えるなどして移転補償費を算定していた。

（注1） 13事業主体岡山、広島、徳島、愛媛、長崎各県、静岡、倉敷、広島、府中、東広島、高松、新居浜、長崎各市

イ 前記545件のうち280件については、見積書に見積諸経費が記載されていなかった。

このうち99件について、事業主体は、要領諸経費等に相当する価格が見積書の価格に含まれていると判断して、見積書の価格に要領諸経費等を加えていなかったり、見積書に、諸経費等は別途等と明示されていることから要領諸経費等を加えていたりして、要領諸経費等に相当する価格が重複することのないよう移転補償費を算定していた。

一方、上記280件のうち181件（見積書の価格計9億5005万余円（国庫補助金等相当額計5億8818万余円））について、27事業主体（注2）は、見積書に要領諸経費等に相当する価格の記載がなかったことから要領諸経費等に相当する価格が見積書の価格に含まれていないと判断して、見積書の価格に要領諸経費等を加えて移転補償費を算定していた。

（注2） 27事業主体京都府、千葉、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、鹿児島各県、坂東、栃木、加須、白山、静岡、岡山、倉敷、津山、広島、阿南、高松、北九州、福岡、八女、朝倉、長崎、鹿児島、始良各市

（2）見積書の内容の検証結果

（1）アの34件及びイの181件の計31事業主体（重複する事業主体を除く。）の215件に係る見積書の内容を確認したところ、事業主体において見積依頼書及び見積書の内容を検証した資料が保存されていないなどのため、見積諸経費が標準書等の直接工事費に含まれる下請経費等に当たるのか、見積書の価格に要領諸経費等に相当する価格が含まれているのかが明確ではなく、見積書の価格の内容が見積条件に適合しているのか検証できる状態となっていなかった。

このように、事業主体において、移転補償費の算定に当たり、直接工事費と諸経費等に区分された見積書を徴していないことなどから要領諸経費等に相当する価格が重複して計上されているおそれを生じさせていたり、見積検証資料を作成及び保存していないことから見積書の価格の内容を検証できなかつたりする事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

●改善の処置

上記についての指摘に基づき、省は、26年7月に事業主体に対して事務連絡を発して、専門業者に見積書を依頼する際には、積算要領等に準ずるなどして、直接工事費及び諸経費等を区分させるとともに、見積検証資料を作成して保存するなどして、見積書の価格の内容が検証可能になるようにして、移転補償費の算定に適切に反映できるよう周知する処置を講じた。

1 2 建物の移転に係る補償費の算定が不適切(25年度分5件)

- (1) F県F市社会資本整備総合交付金
- (2) S県S市河川改修
- (3) S県地域自主戦略交付金
- (4) S県I市社会資本整備総合交付金
- (5) O県N町

これらの交付金事業等は、街路事業、河川改修事業等の一環として、事業を行う上で支障となる建物等の所有者等に対し、それらの移転に要する費用を補償するものである。

そして、事業主体は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に準じて用地対策連絡協議会が制定するなどした損失補償の標準書等に基づき行うこととしている。

しかし、1県及び4市町において、移転補償費の算定に当たり、標準書等の適用を誤っていたり、事業の支障とならない建物を移転補償の対象に含めていたりしていたため、交付金等相当額計29,685,494円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、標準書等の理解が十分でなかったこと、委託した物件調査算定業務の成果品の内容に対する検査が十分でなかったこと、建物移転の対象となる範囲についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例〉

S市は、二級河川H川において、河道を拡幅することなどに伴い工場等2棟が支障となることから、当該工場等を賃借している会社に対し、会社所有の隣接する敷地内に当該工場等を移転するために必要となる鉄骨造りの倉庫等5棟を取り壊して再築するなどのための移転補償費として、287,263,603円を補償していた。

そして、移転補償費のうち建物移転料は、標準書等によれば、柱、梁等の建物の主要な構造部分に使用されている鉄骨の肉厚区分に応じて決定するく体の鉄骨重量等に基づくなどして算定することとされており、その区分には、「肉厚9mm以上のもの」、「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」及び「肉厚4mm以下のもの」がある。

同市は、建物移転料の算定に当たり、前記倉庫等5棟のうち2棟については、鉄骨の肉厚区分を「肉厚9mm以上のもの」とし、これに応じてく体の鉄骨重量等を決定するなどしていた。

しかし、実際には、上記2棟の鉄骨の肉厚は、それぞれ8mm、6.5mmであったことから、適正な鉄骨の肉厚区分は、2棟ともに「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」とすべきであった。したがって、適正な鉄骨の肉厚区分に基づくなどして移転補償費を算定すると272,932,853円となり、本件移転補償費287,263,603円はこれに比べて14,330,750円（これに係る国庫補助金相当額6,288,083円）が過大となっていた。

業務内容

- 権利者確認調査
- 土地評価業務
- 建物等の調査積算
- 機械・生産設備
- 立竹木・庭園・墳墓等
- 営業・特殊補償
- 予備調査
- 移転工法案の検討
- 補償説明
- 事業確認申請図書作成
- 事業損失
 - 建物等の事前事後調査
 - 費用負担額の積算・説明
 - 日陰・電波障害・水枯渇等
- 振動・騒音調査、測量、設計

おかげさまで
51周年

補償コンサルタント
登録(第145号)

登録部門

土地調査
土地評価
物件
機械工作物
営業・特殊補償
事業損失
補償関連

社団法人
日本補償コンサルタント協会会員

用地補償総合コンサルタント



sanwa

株式会社 三和綜合コンサル

<http://www.sanwa-sc.co.jp>

大阪本社

〒535-0021 大阪市旭区清水1丁目5番21号
TEL (06) 6951-6211 FAX (06) 6951-6244

神戸支店

〒650-0022 神戸市中央区元町通5丁目2番3号
甲南サンシティ元町508号室
TEL (078) 362-5230 FAX (078) 362-5231

滋賀支店

〒520-0064 大津市追分町16番16-303号
TEL (077) 522-2741 FAX (077) 522-2742

和歌山支店

〒640-8331 和歌山市美園町4丁目36番地
TEL (073) 402-2751 FAX (073) 402-2752

京都支店

〒607-8142 京都市山科区東野中井ノ上町1番25-506号
TEL (075) 583-5730 FAX (075) 583-5731

奈良支店

〒630-8441 奈良市神殿町327番2-108号
TEL (0742) 50-1022 FAX (0742) 50-1023

九州支店

〒812-0014 福岡市博多区比恵町2番7号
博多東エースビル5階
TEL (092) 434-7134 FAX (092) 434-7135

「第一回標準補償算定システム操作研修会」 を開催いたしました。

「JCC 近畿支部標準補償算定システム」のシステム研修会が平成 27 年 7 月 16 日～ 17 日の 2 日間にわたって、補償業務委員会及びシステム部会と研修委員会の合同主催で開催されました。

講師は、テクノコーポレーション(株)の中村稔人さんと、手元アシスト講師としてシステム部会のメンバー 4 名が対応しました。

今回は導入・未導入にかかわらず、作業の一連について最初から学びたい方を対象に各自でノートパソコンを持ち込んで頂き、講師と共に操作を行いながらサンプル物件の CAD 連動算定を行いました。

(日 時) 平成 27 年 7 月 16 日(木)～ 17 日(金) 9:00～17:00

(場 所) 近畿支部事務局内、研修会場

(対 象 者) 近畿支部会員及び会員協力業者

(研修内容)

① 7/16(木) 木造建物 CAD 部・基本研修 … 受講者 14 名

これから導入を検討されている方や、担当者の退職や交代などシステム導入後に活用がなされていない方に対して、システムの CAD 部による作図の一連を研修しました。初日は平面図入力から内部仕上げ、建具、造作、設備などの内部算定に係わる CAD 入力作業について、参加者は「標準補償算定システム」をインストールしたノートパソコンを持ち込み受講されました。

② 7/17(金) システム積算部全般・基本研修 … 受講者 18 名

初日に続き、午前中は CAD 部の屋根・立面図などの外部仕上げの入力を行い、午後は代価表、明細書作成、非木造建物などの積算機能に特化した内容についての研修を行いました。

（研修会場の様子）



各社からは女性の技術者も積極的に参加されて、講師方の丁寧な指導によって皆さんが真剣に研修を受けられたことで、参加者全員が同等に算定処理ができました。

受講者からは機能的に高いレベル（仕様）の質問があり、予定した全ての機能の講習には時間が足りない状況でもありましたが、補償業務には欠かせない有用なシステムであると確信頂けた研修会となりました。

近畿支部「補償業務委員会・システム部会」としましては、今後も継続して「近畿支部標準補償算定システム」の研修会を開催して、補償業務向上のバックアップを図って参ります。

今回は平成 27 年 9 月下旬に、工作物・立木算定はもちろん実際の現場調査の野帳から算定を行う、「実務編」のシステム研修を実施する予定ですのでご期待下さい。

益々進化する「JCC 近畿支部標準補償算定システム」は、その仕様については多くの近畿府県・市町村の起業者からご承認いただき、多くの成果書類を提出させて頂いています。

導入の相談については、起業者方・会員・非会員会社を問わず、（一社）日本補償コンサルタント協会・近畿支部事務局までお問い合わせ下さい。



「丹波路を辿りながら」

株式会社 ユニオンリサーチ

白井 俊一

休みの日で天気が良かったりすると、単車に乗って一人や複数人で出掛けることを楽しみの一つとしている。

また一人で出掛ける時は『地理のお勉強・・・』と思って、なるべく高速道路は使わず、一般道を多用することで、実は高速道路の通行料金を節約し、嫁さんに喜ばれるように努力(?)している。

なかでも大阪北部から兵庫県の中中部へ至る国道や、主要な県道（本稿ではこれらを「丹波路」と称する）などは比較的良好に整備されている割に交通量が少なく、のどかな田園風景の中をゆったり走れることが多いのでよく利用する。さらに休憩や食事には牛肉や栗、山菜、松茸など美味しいものが豊富にあって、大好きなコースの一つである。（ただしマツタケは見るだけ！）

とはいえ、丹波地方を通る道やそれによるルートの組み合わせは無数にあって、しかしながら自分の使うルートはだいたい決まっており、まずは大阪市内出発して川西市内を抜け、「国道 173 号」を北上する。

この国道は大阪府池田市を起点とし、京都府綾部市まで至るもので、中でもこの区間は、自分が利用する丹波路のなかでは唯一の山道である。

右へ左へと続くカーブを楽しみながら、一庫ダムを横目に見、途中で「道の駅 くりの郷」に少し寄って、やがて国道は「安田西」の交差点に至って「国道 372 号」と合流する。（ちなみに、この合流地点にあるローソンには、日曜日になると多数の単車乗りが休憩しており、様々な国籍やメーカーの単車が集まった展覧会のような状況になる。）

2 つの国道が合流した道を 300m ほど走ったのち、「小野新」の交差点からは「国道 372 号」を西へ走る。

単調な、いわゆる田舎の風景が続くこの国道ではあるが、かつて阪神・淡路大震災が発生し、国道 2 号や阪神高速道路、中国自動車道が被災したことで東西方面の主要交通路が分断された際、それらの道路の代替機能を担ったと聞く。このことから兵庫県においてはこの国道を地域防災計画及び緊急輸送道路ネットワーク計画の路線として位置づけ、整備を行っているとのことである。

そういえば「国道 372 号」や、もっと南側に位置する「県道 17 号 西脇三田線」関係の物件調査に携わったことなどを思い出す。さらには震災の当時、大阪の自宅を朝出発して、勤め先があった神戸市の元町に到着したのは午後 3 時すぎであったことなどにも思いを馳せる。

そんなことを思っているうち、単車はやがて波賀野の交差点に至り、ここを右折して「国道 176 号」を北上し、「丹波地域」を抜けて「但馬地域」に入ってゆく。

京都府宮津市を起点とし、終点の大阪市北区の「梅田新道交差点」まで至る、なかなか長いこの国道において、この辺りは篠山や丹波市柏原といった、風情のある城下町としての景観が残っている。

そしてなんと云ってもここは但馬牛の本場である。かつて事業損失でヒアリングを行った繁殖農家からは、子牛が体調を崩したとき、牛舎で一晩付きっきりで看病するなどして一頭・一頭を大切に育てていると教えて頂いた。

国道はやがて「稲継交差点」に到達し、単車はそのまま直進して氷上インターから「北近畿豊岡自動車道」に入る。

実はここから高規格道路、あるいは一般にいうところの『高速道路の無料区間』を使って青垣まで行き、そこから「国道 427 号」を南下して西脇に至る予定である。

「国道 427 号」のその区間は、沿道に数十メートルはあろうかと思われる高木が茂る森の中を抜ける道で、ゆったりとしたカーブと長い直線が西脇の市街地まで続いており、途中で山荘のような「道の駅 R427 かみ」や、あづまやを設けた待避所などが配された癒し系の道である。「国道 427 号」は「曽我井バイパス」の整備のための物件調査を行った場所を横目に見ながら走るルートでもある。

話を少し戻す。ルートは氷上から『高速道路の無料区間』を辿っているのであるが、高速道路など単調な道を走っていると、少し考え事をしたりする。

そういえば、大工を父に持つ家に生まれ、兄もゼネコンに勤めている家族に育ったこともあって、自分の就職先として、当然のように一級建築士事務所を選んだものだった。

しかしながらご承知のように、我々補償コンサルタントが関わった建物は曳家や移築されたものを除き、ほとんど現存しなくなる、というより解体される運命である。

父や兄と自動車に同乗していると、自分が建てた、あるいは関わった建物の自慢（というよりホントは単なる思い出話）を語ることがある。そんな時、『自分には自慢する建物はないなあ。話といっても、せいぜい会計検査でエライ目にあったことぐらいか。』と考えることが常である。

でもこうやって、整備された道路を走っていると、補償コンサルタントに所属してウン十年、色んな人や企業の状況について、それを再現する方法を自分なりに考えてきたことが思い返される。それは人に自慢するような性質のものではないが、しかし何より、自分が関わった土地の跡には整備された道路ができ、立派な河川の護岸が完成するのであるから、その現場を見て「これはこれでエエもんやな。」と思う。

そんな日はこの走りやすい道路をもう少し走りたくなり、予定を変更し、奮発して有料の「遠阪トンネル」を通して、少し遠くまで行こうかなと思うのである。



親睦委員会便り

平成27年度上期編

(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部

親睦委員会 委員長 吉岡 敏郎

1. 春のゴルフコンペ《於・チェリーヒルズゴルフクラブ・4月3日(金)》

当日は、前日迄の花見日和が一変し、曇天小雨の状況で、午後からは本降りの雨が予想され、今日はハーフのみで集計か!!と思われたが、無事何とか1ラウンドを終えることが出来てホッとした表彰式でした。

雨・風で悪戦苦闘の中、流石に上手い人は手堅く優勝は高橋 宏氏(伊藤・梅原建築設計事務所)でGROSS 91(HC15.6 NET75.4)準優勝は佐藤 和夫氏(岡本設計)で99(HC22.8 NET76.2)で2人のみ90台でした。第3位にゴルフ担当幹事の今中 康生氏(ケンセイ)が106(HC28.8 NET77.2)で若さを発揮して食い込みました。

今回3組でしたが5組程度にしたいものです。次回は秋11月11日(水)に名門のゴールデンバレーゴルフ倶楽部を予定していますので皆様の参加をお待ちしています。



2. 今年で9回目を迎えた和歌山でのイサギ釣りは6月20日(土)に実施しました。

以下は、釣り担当幹事の山本総合補償Cの山本俊之氏談です。

午前4時、13名の参加者にて出港5時前に日ノ御碕沖に到着、曇り波少々、錨を降ろし仕掛エサをつけ釣りにかかる。

釣るポイントは、魚礁のあるいつもの場所で、周りにはイサギ釣りの漁船が7隻ほど。

エサはオキアミで鉄仮面にエサを入れてのサビキ釣り、水深30mまでエサをおろし、鉄仮面をしゃくるようにし少し上げてアタリを待つ。アタリがなければ1～2m上にあげる。

さらにアタリがなければ少し上げたり下げたりしてタナをさぐる。

タナが見つければそこに集中して釣ることになる。入れ食い状態とはいかずぼちぼち釣れる。

しばらくするとイワシの大群がやってきた。イワシがくるとイワシにイサギが追いやられ深いほうへ移動してしまう。そこで少しタナを深くして釣ることとなる。またイワシがいなくなったり、水温が上がるとイサギの群れが上のほうに移動するので常にタナを探りながらの釣りとなる。イサギは群れをなして行動し、深い方には小さいイサギ、上に行くほど大きいイサギがいる。

小さいイサギが釣れたら少し上に上げて大きいイサギを狙うこととなるが、大きいイサギは数が少ないためなかなか釣れない。

数多く釣りたいなら深いタナ、大きいのを釣りたいなら少し浅いタナとなる。

やがてイワシの群れを追ってシイラがうろつき始める。シイラはイワシを餌としているからだ。シイラは約1mもあり、サビキにかかったイワシを狙って水面近くで待っている。



我々が船に取り込む途中でイワシを針ごと切断して逃げてしまう。

この日はイサギが多く出たため、仕掛をかなり持っていかれた。

(ひとり平均3～4個だったように思う)

仕掛は船長さんが無料でくれるが何回も頼むとだんだん顔が陰しくなってくる。少し気にしながら釣りつづける。

11 時頃までに皆さんコンスタントに釣って 20 ～ 60 匹のイサギ (25 ～ 35cm) の釣果でした。12 時過ぎに帰港して記念撮影後、氷をクーラーに入れて無事解散の一日でした。

3. 今年で 3 回目となる若狭湾での真イカ釣りを、18 名の参加者を得て 7 月 24 日 (金) に実施しました。

当日夕方、5 時小浜漁港を二隻のイカ釣船に分乗し出港しました。

梅雨明け後の好天で、凧いだ海面を左手に大飯高浜原電を眺め若狭沖へ約 1 時間走航。

(ここで筆者 下手な一句・「活動をストップされし原発の 山並みに建つ 鉄塔の寂しき」)

さて釣場に到着しイカ釣りの始まりです。

昨年は坊主でした。今年は釣れます様にと祈りながら、電動リールに 5 ケの針がついた釣糸を投げ入れる。作業は簡単で水深 70m 程の海中に、10 ～ 60m の範囲で針を上下させるだけ。「巻き上げの速度の調整と上げ下げの幅と頻度がコツ」と成るだけの単純作業なり。入れ食いを願っていたが、今年も真イカはあまり付き合ってくれず約 5 時間の挑戦は 1 人 3 ～ 10 匹程度の釣果で、ちょっぴり残念で疲れた今年のイカ釣りでした。

お世話頂いた (株) ワカサコンの田中さん、(株) 澤田調査設計の澤田さん、有りがとうございました。来年は大漁の漁場へ宜しく!



4. 今後、下半期の行事として、10 月 31 日 (土) に開創 1200 年の高野山へのハイキング、11 月 11 日 (水) にゴールデンバレー倶楽部でのゴルフコンペを計画しています。又御案内しますので皆様の御参加をお待ちします。

以上

住みよい未来都市を実現するパートナー

株式会社NISSOは、補償、鑑定、測量分野で培った技術ノウハウ・実績をもとに、用地折衝をはじめとした都市開発の事業を推進いたします。

・NISSOのスタンス

皆様の納得・安心の上に築かれる新しいまちづくりをサポートします。

・サービスの強み

多様な人材とノウハウがサービスの品質を支えます。

・事業基盤

半世紀に亘る実績が当社の信用力の源泉です。

●事業推進

パートナーとして、事業計画の円滑な推進を通じて効率アップ・事業コストの軽減化を実現します。

●用地折衝

補償金の説明だけにとどまらず、関係機関との調整や移転に関わる手続きを支援することで、事業の促進に寄与します。

●事業支援

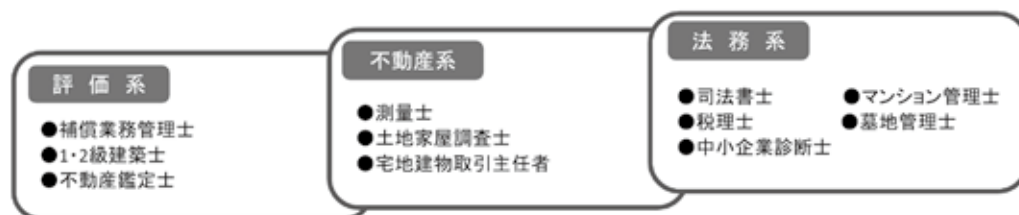
再開発や区画整理など、組合等による街づくり事業の運営に不可欠な管理業務等の支援を行います。



●補償・鑑定・測量

各分野における精度の高い専門業務で半世紀に亘って実績と信用を築いて参りました。弊社の事業の基盤であり、発展の礎として、さらなる充実を目指します。

【NISSOの処理体制】



■本 社

〒101-0025
東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地 秋葉原鴻池ビル
TEL : 03-6859-7515 FAX : 03-6859-7516

■大阪支店

〒531-0072
大阪市北区豊崎2丁目7番9号 豊崎いずみビル
TEL : 06-6292-4671 FAX : 06-6292-4677

 **株式会社 NISSO**

支部だより

(平成 27 年 2 月～平成 27 年 7 月)

支部役員会及び委員会の動き

◎役員会(2月10日開催)

1. 支部委員会報告

(1) 研修委員会

- ・ 2 月 17 日 近畿地方整備局の説明会及び講習会の開催について

- ① 「平成 27 年度 近畿地方整備局の用地業務に関する入札・契約手続きの留意点等について」

講 師：近畿地方整備局 用地部

用地企画課

用地官 上山 由朗 氏

- ② 「木造・非木造建物調査積算要領の改正内容等について」

講 師：近畿地方整備局 用地部

用地補償課

課長補佐 古川 義明 氏

補償基準係長

小城 淳一郎 氏

(2) 研修委員会

- ・ 支部報第 63 号の発行予定について
3 月上旬の予定で準備中

(3) 補償業務委員会

- ・ 3 月 9 日に開催予定の第二回本部補償業務委員会に参加する予定

(4) 親睦委員会

- ・ 4 月 3 日に第 56 回親睦ゴルフを開催する予定で準備中

2. その他

- 業界における女性技術者の活用状況についてのアンケートを総務委員会の所掌として取り組むことを確認

◎役員会(3月10日開催)

1. 本部第十一回理事会(2/26)報告

【協議事項】

- (1) CPD 制度の創設について
- (2) 地方交付費の廃止に伴う特例措置等の検討等について

【報告事項】

- (1) 会員の状況について
- (2) 運営支援業務の実施に関する確認について
- (3) 第 9 回理事会における理事意見等について
- (4) 平成 26 年度地方交付費並びに平成 27 年度人件費交付金及び地方交付費について

2. 本部第二回補償業務委員会(3/9)報告

【議題】

- (1) 地盤変動影響調査算定要領の制定に伴う歩掛等の検証について
- (2) プレハブ住宅の算定要領(案)の作成について
- (3) 平成 26 年度事業実施報告について
- (4) 平成 27 年度事業実施計画について

3. 東日本大震災復興支援協会からの情報提供

- (1) 平成 27 年度環境省発注中間貯蔵施設整備に伴う「用地補償総合支援業務」、「用地補償説明業務」の実施会員の募集について(案内)

4. 支部委員会報告

(1) 研修委員会

- ・ 第三回研修委員会及び広報・HP 部会開

催報告

- ・支部報第 63 号にのコンテンツ等の紹介
- ・支部報第 62・63 号に対する寄稿者への投稿謝礼に支払について
- ・外部研修講師のテキストの購入について
- ・委員会委員の離任の承認について

(2) 補償業務委員会

- ・「標準補償算定システム」の年度更新時期の変更について

(3) 親睦委員会

5. その他

- (1) 平成 26 年度東日本大震災復興支援業務への会員の参加状況について
- (2) 復興支援協会に対する事務局の運営支援に係る「連絡調整経費」について
- (3) 第 39 回近畿支部通常総会について

◎役員会（4 月 14 日開催）

1. 本部第十二回理事会（3 / 24）報告

【議案】

- (1) 入会の承認について
- (2) 平成 26 年度常任委員会事業実施報告及び平成 27 年度常任委員会事業実施計画について
- (3) 平成 27 年度事業計画及び収支予算に

ついて

- (4) 職員の任免について

【協議事項】

- (1) 第 39 回通常総会の議長について
- (2) 平成 27 年度第二回理事会について

【報告事項】

- (1) 会員の状況について
- (2) 職務執行報告について

2. 本部第一回理事会（4 / 13）報告

【議案】

- (1) 平成 26 年度の経営改善策について

【報告事項】

- (1) 会員の状況について
- (2) 平成 26 年度補償業務管理士検定試験（筆記）等について
- (3) 第 39 回通常総会の議長について
- (4) 平成 27 年度第 3 回理事会について
- (5) 平成 27 年度本部・支部総会日程について

3. 本部第三回総務委員会（3 / 20）報告

【議題】

- (1) CPD 制度の創設について
- (2) 平成 26 年度総務委員会事業実施報告（案）及び平成 27 年度総務委員会事



補償コンサルタント
株式会社 サンコム

代表取締役 松本道彦

本社 〒679-4003

たつの市揖西町小神 162-6

TEL 0791-63-1533 FAX 0791-63-4179

E-mail : info@kk-suncom.co.jp



3つのCOMで社会に貢献します

Communication Computing Combination

ホームページ : <http://www.kk-suncom.co.jp>

業実施計画（案）について

（３）平成２７年度事業計画（案）について

（４）平成２７年度収支予算（案）について

（５）第３９回通常総会議長予定者について

４．東日本大震災復興支援協会からの情報提供

（１）第１回理事会（４／１３）報告

【議案】

１）会員の入会承認について

【報告事項】

１）平成２６年度業務の完了について

５．支部委員会報告

（１）総務委員会

・５月１８日本部第一回総務委員会の開催が予定

（２）研修委員会

・５月２７日 平成２７年度第一回実務研修予定について

① 用地補償業務に対する会計検査の視点－最近の検査傾向と指摘事項－

講師：（一財）経済調査会

市川 啓次郎 氏

会員及び起業者を対象に実務研修会を予定している。

（３）補償業務委員会

・第一回補償業務委員会及び補償理論システム部会報告

（４）親睦委員会

・４月３日開催の第５６回互留歩大会実施報告

６．その他

（１）事務局より

①平成２６年度収支決算について

②第３９回近畿支部通常総会について

・平成２６年度事業報告（案）及び平成２７年度事業計画（案）について

・総会次第及び総会役職員について

・役員の補充について

・総会来賓の予定について

・総会講演会の講師について

③平成２７年度西日本ブロック会議について

④補償業務管理士検定筆記試験の試験監理員について

⑤平成２７年度各委員会の具体的活動計画について

◎役員会（５月２２日開催）

１．本部第一回総務委員会（５／１８）報告

【議題】

（１）平成２６年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

（２）要望活動等の実施時期等及び総合補償部門における業務領域拡大に関する調査について

（３）平成２７年度要望書（案）について

（４）会費及び入会金規程の改正について

（５）「夏の生活スタイル変革」に関する要請について

【その他】

（１）平成２７年度総務委員会事業実施計画

２．支部委員会報告

（１）総務委員会

（２）研修委員会

・５月１９日 第一回委員会及び広報・HP部会報告

・５月２７日 第一回実務研修会現況報告

（３）補償業務委員会

・平成２７年度システム操作講習会を６月と９月に開催の予定

今年度単価表が発行され次第具体内容等を検討に予定

（４）親睦委員会

・平成２７年度の活動計画について

魚釣り（和歌山）６／２０

イカ釣り（若狭湾）７／２４を予定

秋の互留歩大会１１／１１を予定

秋のハイキング（高野山近郊）を計画

4. その他

①事務局より

- ・第39回近畿支部通常総会の進行等の再確認について

◎役員会（6月12日開催）

1. 本部第二回理事会（5／25）報告

【議案】

- （1）平成26年度事業報告について
- （2）平成26年度収支決算について
- （3）公益目的支出計画実施報告書について
- （4）会費及び入会金規程の改正について
- （5）第39回通常総会における会長表彰について
- （6）第39回通常総会について
- （7）平成26年度経営改善策について

【協議事項】

- （1）平成27年度要望書について
- （2）平成27年度経営改善策について
- （3）リニア中央新幹線の用地補償関係業務について
- （4）平成27年度第5回理事会について

【報告事項】

- （1）会員資格の喪失について
- （2）会員の状況について
- （3）職務執行状況報告について
- （4）平成26年度本部受託業務収支について
- （5）固定資産家屋評価補助業務の受託促進に向けた行動等について
- （6）平成26年度筆記試験の実施結果について
- （7）補償コンサルタント登録業者数及び部門別登録数について
- （8）「夏の生活スタイル変革」に関する要請について
- （9）職員の任免について

2. 東日本大震災復興支援協会からの情報提供

- （1）第2回理事会（5／25）報告

【議案】

- 1）会員の入会承認について

【協議事項】

- 1）平成26年度事業報告について
- 2）平成26年度収支決算について
- 3）平成27年度事業計画及び収支予算について
- 4）役員の辞任及び選任について
- 5）第一回通常総会について

【報告事項】

- 1）平成27年度受託関係業務の状況について

3. 支部委員会報告

（1）総務委員会

- ・第一回総務委員会の開催について
平成27年6月19日 13：30から
平成27年度総務委員会活動計画について
- ・女性技術者の登用に関する実態調査について
全会員に対してアンケートを実施

（2）研修委員会

- ・第一回「実務研修」の開催報告について

（3）補償業務委員会

- ・第一回システム操作講習会を7月開催で計画中
- ・第一回補償業務委員会及びシステム分科会の開催を7月1日の予定
プレハブ建物に関する見積徴収の意見の集約を行う予定

（4）親睦委員会

- ・魚釣り（6／20和歌山）の参加状況報告

4. その他

①事務局より

- ・平成27年度近畿支部版要望書について

会員各位から要望をアンケートにより実施

- ・平成27年度近畿用対連の単価表について・・・現在随時配布中
- ・平成27年度西日本ブロック会議の議題及び各支部の意見について
- ・「地盤変動影響調査算定要領の解説書」のHPへの登載について
- ・「夏の生活スタイルの変革」に対する近畿支部の対応について・・・実施不可
- ・「マイナンバー制度」の会員への周知について
- ・補償業務管理士口述試験（大阪会場）のお手伝いについて

◎役員会（7月7日開催）

1. 本部第三回理事会（6／23）報告

【議案】

- （1）入会の承認について
- （2）役員の選任について
- （3）復興支援協会との契約締結の承認について

【協議事項】

- （1）平成27年度第6回理事会について

【報告事項】

- （1）会員の状況について
- （2）第39回通常総会懇親会について
- （3）職員の任免について
- （4）経営改善策について

2. 本部第四回理事会（6／23）報告

【議案】

- （1）副会長の選定について
- （2）専務理事の選定について
- （3）相談役の選任について

3. 東日本大震災復興支援協会からの情報提供

- （1）第3回理事会（6／22）報告

【議案】

- 1）会員の入会承認について

【協議事項】

- 1）第一回通常総会議長予定者について
- （2）第4回理事会（6／22）報告

【議案】

- 1）会長の選任について
- 2）相談役の選任について

4. 支部委員会報告

（1）総務委員会

- ・第一回総務委員会（6／16）開催報告について
- ・会員の拡大について
今年度は奈良県の非会員に対してPRのための会合を検討
- ・女性技術者の雇用状況に関するアンケートの実施について

（2）研修委員会

（3）補償業務委員会

- ・第一回補償業務委員会及びシステム部会（7／1）開催報告について

5. その他

①支部会員入会に関する審査について

アサヒコンサルタント（株）兵庫支社
役員会の審査により入会を承認

②事務局より

- ・今後の行事予定に確認
- ・近畿支部版要望書への意見の募集について（依頼）

研修会・講習会・講演会の開催

会員の資質の向上をめざし、各種研修会・講習会・講演会を開催しています。

〈講演会〉

日 時：平成 27 年 5 月 22 日（金）15：30～17：00

会 場：大阪キャッスルホテル 7 階 「菊」の間

テーマ：「安倍政権の今後と日本の行方」

講 師：経済・経営評論家 泉 和 幸 氏

参加人員：45 会員 93 名

〈研修会・講習会〉

1. 平成 26 年度 近畿支部第二回実務研修会

日 時：平成 27 年 2 月 17 日（火）

会 場：新梅田研修センター

テーマ：「木造・非木造建物調査積算要領の改正内容等について」

講 師：国土交通省 近畿地方整備局

用地部 用地補償課

課 長 補 佐 古 川 義 明 氏

補償基準係長 小 城 淳一郎 氏

受講者：44 会員 81 名

2. 入札・契約手続きに関する講習会

日 時：平成 27 年 2 月 17 日（火）

場 所：新梅田研修センター

テーマ：「平成 27 年度 近畿地方整備局の用地業務に関する入札・契約に関する留意点等について」

講 師：国土交通省 近畿地方整備局 用地部 用地企画課

用 地 官 上 山 由 朗 氏

受講者：44 会員 81 名

3. 平成 27 年度 近畿支部第一回実務研修会

日 時：平成 27 年 5 月 27 日（水）

会 場：新梅田研修センター

テーマ：「用地・補償業務に対する会計検査の視点」

—最近の検査傾向と指摘事例—

講 師：一般財団法人 経済調査会 市 川 啓 次 郎 氏

受講者：52 起業者 95 名 28 会員 45 名 計 140 名

4. 平成 27 年度 第一回 標準補償算定システム操作研修会

日 時：平成 27 年 7 月 16 日（木）～17 日（金） 9：00～17：00

会 場：近畿支部 事務局会議室

テーマ：「近畿支部標準補償算定システムの操作実技研修」

支部だより

講師：(株)エイト日本技術開発

東口 信久 氏

(株)コム建築コンサルタント

浜 晋作 氏

大門 憲司 氏

(株)国土開発センター

新田 武志 氏

テクノコーポレーション(株)

営業事業部 中村 稔人 氏

参加人員：延 17 会員 34 名



会員親睦行事

会員相互の交流と情報交換を目的に各種親睦行事を企画開催しています。

1. 第 56 回 JCC 互留歩大会

日 時：平成 27 年 4 月 3 日(金)

場 所：兵庫県 チェリーヒルズゴルフクラブ

参加者：10 会員 12 名

2. 会員親睦魚釣り(イサギ)大会

日 時：平成 27 年 6 月 20 日(土)

場 所：和歌山県 日ノ御碕沖

参加者：7 会員 13 名

3. 会員親睦魚釣り（イカ）大会

日 時：平成 27 年 7 月 25 日（土）

場 所：福井県 若狭湾沖

参加者：10 会員 15 名

そ の 他

（情報提供）

1. 平成 26 年度 補償業務管理士資格検定（口述）試験が、下記日程で開催されます。

《大阪会場》

日 時：平成 27 年 7 月 21 日（火）～ 24 日（金）

会 場：新梅田研修センター

大阪市福島区福島 6 - 22 - 20 (06) 4796 - 3371

《東京会場》

日 時：平成 27 年 7 月 27 日（月）～ 31 日（金）

会 場：専門学校 中央工学校

東京都北区王子本町 1 - 26 - 17 (03) 3906 - 1211

2. 平成 26 年度 補償業務管理士資格検定（論文）試験が、下記日程で開催されます。

日 時：平成 27 年 8 月 3 日（月） 13 時 30 分から

会 場：新梅田研修センター

大阪市福島区福島 6 - 22 - 20 (06) 4796 - 3371

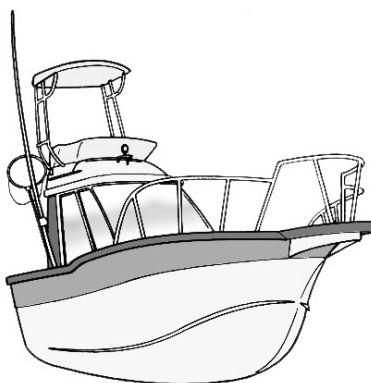
3. 平成 27 年度 補償業務管理士登録更新・講習会が、下記日程で開催されます。

日 時：平成 27 年 9 月 30 日（水）

会 場：大阪国際会議場（グランキューブ大阪）

大阪市北区中之島 5 丁目 3 - 51 (06) 4803 - 5585

講演会：講師及び題目は未定



会員の動向

(平成 27 年 7 月末現在)

《代表者変更》

- 6-37 中央復建コンサルタンツ(株)
永野 光三 ⇒ 兼塚 卓也
- 6-46 北陽測地(株)
大久保 清和 ⇒ 大久保 憲一
- 6-111 (株)新 洲
永岡 栄 ⇒ 宮島 和彦
- 6-149 (株)ウエスコ 関西支社
角南 輝行 ⇒ 北村 彰秀
- 6-167 (株)播磨設計コンサルタント
柴田 勤 ⇒ 藤本 睦之
- 6-176 (株)岡本設計
岡本 政仁 ⇒ 阪本 暁史
- 6-249 近畿設計測量(株)
周防 國満 ⇒ 西村 幸記

《所在地変更》

- 6-194 (株)環境整備研究所
神戸市中央区元町通3-17-8 301
↓
大阪府茨木市上中条1-8-2

《社名変更》

該当なし

《入 会》

- 6-268 アサヒコンサルタント(株) 兵庫支社
代表者 支社長 谷口 由起夫
兵庫県姫路市三条町2丁目23番地

《退 会》

該当なし

会 員 名 簿

(平成 27 年 5 月末現在)

会員番号	(一社) 日本補償コンサルタント近畿支部会員番号
登録番号	「補償コンサルタント登録規定」(国土交通省告示第 1341 号) に基づき国土交通大臣により登録を受けた登録番号
登録部門	「補償コンサルタント登録規定」第 2 条別表に掲げる登録部門

登録部門 凡例	1	土地調査部門	5	営業補償・特殊補償部門
	2	土地評価部門	6	事業損失部門
	3	物件部門	7	補償関連部門
	4	機械工作物部門	8	総合補償部門

大 阪 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—14	大手前産業 (株)	補 26 第 684 号	06-6763-2261	○		○			○		
6—15	一般財団法人 日本不動産研究所 近畿支社	補 25 第 19 号	06-6348-2010		○	○	○	○	○	○	
6—16	(株) NISSO 大阪支店	補 25 第 503 号	06-6292-4671	○	○	○	○	○	○	○	○
6—18	(株) タカダ	補 25 第 540 号	06-6344-0540	○	○	○	○	○	○	○	○
6—20	大和不動産鑑定 (株)	補 25 第 176 号	06-6536-0600		○						
6—22	大阪エンジニアリング (株)	補 25 第 445 号	06-6581-2815	○	○	○	○	○	○	○	○
6—23	福田総合コンサルタント (株)	補 25 第 13 号	06-6227-0890	○	○	○	○	○	○	○	○
6—31	(株) 産業工学研究所	補 25 第 514 号	06-6541-5845	○	○	○	○	○	○	○	○
6—32	(株) アイテクノ	補 25 第 475 号	06-6889-4551			○	○	○	○	○	○
6—37	中央復建コンサルタンツ (株)	補 25 第 12 号	06-6160-1121	○		○			○	○	
6—39	(株) 技 研	補 26 第 801 号	06-6356-3666		○	○	○	○	○	○	
6—70	(株) 谷澤総合鑑定所	補 26 第 600 号	06-6208-3500		○	○		○	○		
6—73	(株) 三和総合コンサル	補 25 第 145 号	06-6951-6211	○	○	○	○	○	○	○	
6—84	(株) オオバ 大阪支店	補 26 第 558 号	06-6228-1350	○	○	○	○	○	○	○	○
6—100	(株) ランド・コンサルタント 関西支社	補 26 第 566 号	06-6320-5731	○	○	○	○	○	○	○	○
6—103	(一社) 近畿建設協会	補 23 第 1590 号	06-6943-8171	○	○	○	○	○	○	○	○
6—117	(株) エイト日本技術開発 関西支社	補 26 第 687 号	06-6397-3888	○	○	○	○	○	○	○	○
6—123	(株) 間瀬コンサルタント 大阪支店	補 25 第 492 号	06-6385-0891	○	○	○	○	○	○	○	○
6—132	(株) 日建技術コンサルタント	補 26 第 604 号	06-6766-3900	○		○	○				
6—138	(株) ケンセイ	補 25 第 2448 号	06-6323-6781						○		
6—142	(株) 関西補償問題研究所	補 23 第 1034 号	06-6281-1727			○	○	○	○	○	○
6—147	(株) 浜名技術コンサルタント	補 23 第 1132 号	06-6227-0227			○	○	○	○	○	○
6—149	(株) ウエスコ 関西支社	補 25 第 547 号	06-6943-1486	○	○	○	○	○	○	○	○
6—159	(株) 地域経済研究所	補 23 第 1076 号	06-6314-6300			○					
6—194	(株) 環境整備研究所	補 23 第 2069 号	072-631-1307			○	○	○	○		
6—201	写測エンジニアリング (株)	補 26 第 1572 号	06-6768-0418	○		○	○	○	○		

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—203	(株) 八州 西日本事業部	補 24 第 1363 号	06-6305-3245	○	○	○	○	○	○	○	
6—206	(株) 合田コンサルタント	補 26 第 4769 号	06-6362-1729			○	○				
6—207	(株) 東洋建築設計事務所	補 23 第 1088 号	06-6768-2020			○			○		
6—213	(株) 国土開発センター 大阪支店	補 25 第 458 号	06-4300-5015	○	○	○	○	○	○	○	○
6—216	(株) ニュージェック	補 26 第 869 号	06-6374-4901	○			○		○		
6—246	(株) 信栄補償設計	補 22 第 2855 号	06-6947-1130			○	○	○	○	○	○
6—247	(株) UR サポート	補 22 第 2812 号	06-6949-5725	○	○	○	○	○	○	○	
6—255	南海カッマ (株) 関西支社	補 25 第 414 号	06-6632-9750	○		○		○	○		
6—259	玉野総合コンサルタント (株) 大阪支店	補 25 第 262 号	06-6362-3520	○	○	○	○	○	○	○	○
6—265	(株) 中央クリエイト 関西支店	補 23 第 3923 号	06-6889-0015			○	○	○	○	○	○
6—266	(株) ユニオンリサーチ	補 25 第 4697 号	06-6446-1801	○		○	○	○	○	○	
6—267	西日本高速道路ビジネスサポート (株)	補 23 第 4918 号	06-6396-2828	○	○	○				○	○

京 都 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—13	内外エンジニアリング (株)	補 25 第 150 号	075-933-5111	○		○		○	○	○	
6—46	北陽測地 (株)	補 25 第 168 号	075-723-5881	○							
6—113	(株) 吹上技研コンサルタント	補 26 第 902 号	075-332-6111	○		○					
6—153	(株) 伊藤・梅原建築設計事務所	補 25 第 2343 号	0773-42-1039			○					
6—168	(株) 中地コンサルタント	補 23 第 2098 号	0772-72-0268	○							
6—189	(株) 関西総合鑑定所	補 23 第 1616 号	075-252-2367		○						
6—238	塩見測量設計 (株)	補 23 第 1595 号	0773-22-4947	○		○					

兵 庫 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—81	(株) 一級建築事務所 小田設計事務所	補 24 第 1372 号	078-391-1371			○	○				
6—97	(株) 宮本設計	補 23 第 4888 号	0797-71-0431	○		○	○	○	○		
6—105	(株) サンコム	補 25 第 177 号	0791-63-1533	○		○			○		
6—106	阪神測建 (株)	補 25 第 170 号	078-360-8481	○		○		○			
6—107	(株) 西播設計	補 25 第 143 号	0791-63-3796	○	○	○	○	○	○	○	○
6—122	(株) 補償工学研究所	補 25 第 146 号	078-612-4560			○	○	○	○		
6—129	(株) カイヤマグチ	補 25 第 410 号	079-267-1212	○		○		○	○		
6—144	(株) コンサルタント関西	補 24 第 1395 号	079-245-6222	○		○	○	○			
6—167	(株) 播磨設計コンサルタント	補 25 第 1457 号	079-423-5155	○		○	○	○	○		

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—177	(株) KC コンサルタント	補 23 第 2033 号	078-708-8432			○	○	○	○	○	○
6—230	アールビーシーコンサルタント (株) 姫路支社	補 23 第 1126 号	079-288-4877	○		○		○	○		
6—231	八幡建設測量 (株)	補 23 第 1626 号	079-234-7500	○		○			○		
6—245	(株) 朝日コンサル	補 22 第 2868 号	0794-63-6491	○		○					
6—258	(有) 大田建築事務所	補 23 第 3101 号	06-6482-5708			○	○	○	○	○	○
6—263	(株) エンタコンサルタント	補 26 第 665 号	0795-22-2219	○		○					

賛助会員

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
0—46	(株) 兵庫不動産鑑定所	補 24 第 4955 号	079-285-3515		○						

福 井 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—109	京福コンサルタント (株)	補 25 第 142 号	0770-56-2345	○		○					
6—116	(株) サンワコン	補 25 第 532 号	0776-36-2790	○		○	○	○	○	○	
6—130	(株) エイコー技術コンサルタント	補 25 第 169 号	0770-25-1222	○	○	○			○		
6—140	丸一調査設計 (株)	補 25 第 270 号	0776-52-8400	○		○	○	○	○		
6—155	(株) 三愛調査事務所	補 25 第 1493 号	0779-65-4175	○		○	○	○			
6—156	(株) 平和 ITC	補 26 第 672 号	0776-36-5267	○	○	○	○	○	○	○	○
6—158	(株) 帝国コンサルタント	補 26 第 815 号	0778-24-0001	○		○			○		
6—180	(株) 若狭開発技術センター	補 23 第 1606 号	0770-53-2883	○		○			○		
6—181	(株) 川上測量コンサルタント	補 24 第 1422 号	0776-35-5566	○		○					
6—187	(株) アスワ測量設計	補 23 第 2051 号	0776-34-1012	○		○			○		
6—190	(株) 日新企画設計	補 23 第 1054 号	0776-57-0024	○		○		○	○		
6—208	中央測量設計 (株)	補 26 第 873 号	0776-22-8482	○		○					
6—210	(株) 三輝設計事務所	補 23 第 2054 号	0776-27-6323			○		○	○		
6—211	(株) ワカサコンサル	補 26 第 850 号	0770-56-1175	○		○			○		
6—215	(株) 澤田調査設計	補 26 第 2556 号	0770-56-3456	○		○					
6—219	九頭龍測量 (株)	補 23 第 1130 号	0779-66-1021	○		○		○	○		
6—261	(株) 日本海コンサルタント 福井支店	補 26 第 642 号	0776-54-9188	○	○	○	○	○	○	○	○
6—262	(株) 東洋設計 福井支店	補 25 第 1439 号	0776-26-0510	○		○	○	○	○		
6—264	(株) キミコン	補 27 第 2709 号	0778-62-7700	○		○	○	○	○		

会員名簿

滋 賀 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—57	キタイ設計（株）	補 26 第 1548 号	0748-46-2336	○		○					
6—111	（株）新 洲	補 25 第 149 号	077-552-2094	○		○		○			
6—150	正和設計（株）	補 26 第 989 号	077-522-3124	○		○					
6—202	（株）鈴鹿設計事務所	補 26 第 654 号	077-573-3223	○		○					
6—249	近畿設計測量（株）	補 26 第 854 号	077-522-1884	○		○					

奈 良 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—19	アトラス工営（株）	補 26 第 567 号	0742-45-1055	○		○	○	○	○		
6—161	（株）たかの建築事務所	補 23 第 1342 号	0747-22-3232			○	○	○	○	○	
6—205	太洋エンジニアリング（株）	補 24 第 2264 号	0742-33-6660	○	○	○	○	○	○		
6—233	（株）コム建築コンサルタント	補 27 第 2716 号	0743-76-6644			○	○	○	○		
6—260	（株）倉田総合鑑定	補 27 第 4403 号	0742-30-5520	○	○	○	○	○	○	○	○

和 歌 山 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6—52	清水不動産鑑定士事務所	補 25 第 144 号	073-422-1285		○	○			○	○	
6—164	（株）山本総合補償コンサルタント	補 24 第 1680 号	073-482-2343			○	○	○	○	○	
6—166	（株）歌建築設計事務所	補 24 第 1766 号	0736-77-2711			○		○	○	○	
6—176	（株）岡本設計	補 23 第 1634 号	073-426-3151			○	○	○	○		
6—204	（株）近畿コンサルタント	補 26 第 956 号	073-436-4932	○		○			○		
6—212	（株）中山総合コンサルタント	補 25 第 4679 号	073-455-6335	○							

投稿募集

本誌では下記の要領・テーマで、読者の皆様からの投稿を募集しております。

投 稿 要 領

- ・原 稿 400字詰め原稿用紙で4枚以上程度
ワープロでも結構です（20字×20行）
- ・締切り 随時
- ・テーマ 自由
- ・原稿料 1テーマにつき 5,000円
- ・送付先 〒540-0026
大阪市中央区内本町1丁目2番6号（パナシアビル4F）
（一社）日本補償コンサルタント協会 近畿支部
研修委員会（広報・HP部会）

研修委員会（広報・HP部会）編集委員

梶 雅弘、瀬尾武夫、山本俊之、白井俊一、
上田 浩、三上洋史、溝口 努

編集後記

女子サッカーのワールドカップはアメリカの圧倒的な強さに負け、準優勝に終わりが残念でありました。高校野球では地区予選が始まり甲子園を目指してこの暑い中奮闘中です。この暑いなか高校生はよくグラウンドに立ってられるなど感心しながら仕事をしている毎日である。また近年、暑い暑いと言われている日本列島であり、平均気温が100年で1.14度上昇傾向にある（気象庁より）そうだ。

我々も子どものころと比べ暑い日が多くなったとよく話に出るので実際どうであったのかを1963年と2013年で調べてみた。

夏日（気温25度以上、30度未満）、真夏日（気温30度以上、35度未満）、猛暑日（気温35度以上）となっているのでこれを主に比較したのが次表である。

1963年 大阪								単位：日
区 分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	小 計	
夏 日	10	11	4	4	17	5	51	
真夏日		12	24	7	7		50	
猛暑日			3				3	
小 計	10	23	31	11	24	5	104	

2013年 大阪								単位：日
区 分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	小 計	
夏 日	13	17	5	3	15	9	62	
真夏日	15	8	23	10	15	5	76	
猛暑日		2	3	18			23	
小 計	28	27	31	31	30	14	161	

いずれも気象庁データより

1963年と2013年を比較するならば、年間通して夏が長く暑い日が増え、猛暑日が数回であったのがなんと20回を超えている。暑いはずである。

そう言えばあまり聞かなかった熱中症が増え、スポーツクラブの部活では練習中に水を飲まないのがいいとされていたが、最近では必ず水分をとり、試合中でもドリンクタイムがある等スポーツ界も変わってきている。

また、昔はエアコンなどなく扇風機に蚊帳の時代であり、道路は土のところが多く、緑もたくさんあった。近年では道路はアスファルト舗装であり、町にはビルが立ち並び、エアコンはどこにでも装備されている。

そういう状況下で、普段は快適な温度で仕事をし、たまに外に出ると余計に暑く感じる。つまり体感温度が違ってきているのは間違いない。

いずれにせよ確実に日本列島は暑くなっているので、現地では暑さに負けないように十分な水分補給をしてご自愛ください。

最後に本誌の発行にご協力くださいました皆様、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

Kinki Branch Report

Vol. 64 2015 8